

を引き上げる改正規定は、昭和四十九年四月一日から施行することとしておるのでありますが、すでにその日が経過いたしましたので、これを公布の日から施行し、本年四月一日から適用することと改めようとするものであります。

○徳安委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。よろしく御賛成をお願い申し上げます。

○徳安委員長 これより討論に入ります。

原案及び修正案を一括して討論に付します。

討論の申し出がありますので、順次これを許します。上原康助君。

○上原委員 まず、原案並びに修正案に対する反対の討論をいたしたいと思います。

この法律案は、原案のほうは、航空手当等の最高支給割合を改めること、自衛隊職員の任期期間を定めて、任用されている自衛官に対する退職手当を増額するということが原案のおもな趣旨になっております。

委員会審査を通して明らかにされたことは、まず任用自衛官に対する退職手当をなぜ増額をせねばいけないのか、確たる根拠というものが十分明らかにされなかった点は、きわめて遺憾であります。

さらに、政府側の御答弁の中でも、自衛隊の足どめ策の一環としてこういう退職手当の増額がなされたというように受け取れる御発言もございました。

そういうことで、私たちは、防衛庁職員の待遇改善あるいは給与の面において、全面的にすべて否定する立場にはございませんが、十分な根拠が示されないままに法律案の改定を提出するということは、きわめて根拠が薄弱でございますので、原案並びに修正案、いずれに対しても反対をせざるを得ないことを明らかにいたしたいと思います。

以上であります。

○徳安委員長 中路雅弘君。

○中路委員 原案並びに修正案に反対の討論を行ないたいと思います。

本改正案の重点は、任期制隊員の二、三期退職金の大幅増額に置かれています。自衛隊の新規入隊は、三自衛隊で約三万人、このうち初任期で退職する者五〇％、さらに二、三任期で退職する者がその五〇％で、とどまる隊員は当初の二五％になっております。今回、第二、第三任期満了の隊員の退職手当を大幅に増額したのは、初任期終了の隊員を、二、三期へつなぎとめるための施策であり、自衛隊の定員充足率を高めることに主眼を置いたものであります。山中長官の答弁にもあるとおり、退職防止策、隊員引きとめ施策であることは明白であります。

わが党は、自衛隊は憲法違反であり、対米従属の補充部隊であり、その解散を目ざすことを基本方針としているものであります。本改正案は、この方針と全く反する自衛隊強化策の一つであり、よって、本改正案には反対であります。

○徳安委員長 これにて討論は終局いたしました。

これより採決に入ります。

防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案及びこれに対する修正案について採決いたします。

まず、加藤陽三君提出の修正案について採決いたします。

本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○徳安委員長 起立多数。よって、本修正案は可決いたしました。

次に、ただいまの修正部分を除く原案について採決いたします。

これに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○徳安委員長 起立多数。よって、本案は修正議決すべきものと決しました。

○徳安委員長 なお、ただいま議決いたしました法律案に関する委員会報告書の作成については、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○徳安委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

（報告書は附録に掲載）

○徳安委員長 内閣提出、第七十一回国会閣法第二三三号、国土総合開発庁設置法案、同第二七号、内閣法等の一部を改正する法律案及び橋本登美三郎君外九名提出、第七十一回国会衆法第三二二号、靖国神社法案の各法律案を議題といたします。

国土総合開発庁設置法案

内閣法等の一部を改正する法律案

靖国神社法案

（本号末尾に掲載）

○徳安委員長 各案につきましては、第七十一回国会におきまして、趣旨説明を聴取いたしておりますので、これを省略いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○徳安委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

この際、暫時休憩いたします。本会議散会後、委員会を再開いたします。

午後一時二十三分休憩

午後三時二十六分開議

○徳安委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

中小企業庁設置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。上原康助君。

○上原委員 中小企業庁に小規模企業部を設置するということが、法律改正の提案がなされておられるわけですが、すでに趣旨の説明がなされておいて、おおむね本法案の改正をするにあたっての要点については、理解し得ないわけでもありませんが、特に最近の経済状況なり高物価、悪性インフレという状況下で、中小企業の方々が最も大きなダメージを受けている、あるいは今後の経済変動によって不安定な立場に置かれていると思うわけですから、公共料金の値上げが相次いでおりますし、伝えられるところによりまして、電力料金的大幅値上げ等も、すでに企業から申請がなされているか、あるいはなされつつある。政府は、これらの経済状況あるいは金融逼迫等をとらえて、今後、具体的に中小企業全般について、どのように対策を立てていくこととおられるのか。また、中小企業庁に小規模企業部を設置することによって、いま二、三点指摘をしましたような問題点が、より具体的に解決することができ、あるいはし得るであろうというような御判断でこの法律の改正を求めているのか。そういう基本的な点について、あらかじめお尋ねをしたいと思っております。

○中曾根国務大臣 中小企業政策は、通産省としては最も重要視しております政策であり、政府としても同様でございます。昨年来、正月からは物資の不足、原料、資材の不足それから円のプロット制への移行、それから夏になりましたら、いろいろ石油化学の爆発その他によって塩ビその他が不足するとか、秋になりますと、石油危機が発生いたしました。それらの経済変動の波をもちに実は受けておられます。最近、総需要抑制の影響を受けて、次第に不況の色も出てきております。

われわれとしては、中小企業がわが国、国民経

済における重要な使命を果たしているのかにかんがみ、中小企業により光明をもたらされるような希望が出るような仕組みなり政策を強力に推進していく考え方に立って、金融制度やあるいは組織の問題や税制、そのほかの諸般の問題にいま取り組んでおるところでございます。

何と申しても、一番大事な問題は、末端の零細企業に、かゆいところに手の届くような現実的指導をしてあげることが、今日非常に重要な問題になっております。その一例として、例の経営改善資金というふうなもの、昨年は三百億円でありましたが、ことは千二百億円に一律にふやしまして、経営改善指導員等も、思い切つてこしは大幅増をやっておるわけでございます。そういうように、末端の足腰、手足を強化して、かゆいところに手が届くということに、こしは特に重点を入れるという意味で、中小企業庁を改組いたしまして、中小企業の零細方面に対する指導部を設けて、力を入れていくこととしておるところでございます。

最近の総需要カットにかんがみまして、四月から六月ぐらいにかけて、中小企業の前途も、深甚の注意をもつて見守らなければならぬところもございまして、金融その他の面におきまして、遺憾なきを期してやっていくつもりでおります。

○上原委員 これまで中小企業の件について、その対策なりいろいろな面で、財政面あるいは行政指導面でもかたがた入れてきてきているということとを、全面的に否定するものではございません。しかし具体的にこれからお尋ねをしてみたい。すけれども、総需要抑制あるいは石油危機、特に最近の金融情勢の逼迫等によって倒産をする中小零細企業者といいますが、その方々が続出をする傾向にある。さらに五、六月から秋にかけて最も深刻な影響を受けるのではないかという気がするわけですか。

そこで、中小企業といいますが、これは非常に間口が広くて、いろいろの問題があるわけですが、特に中小零細企業の分野においても大きなウ

エートを占めている小売の商業者、そういう面の振興計画といいますが、俗にいわれている経営の近代化のための事業の実施など、そういった小売商業の面について、これまで具体的にどういうふうに進めてこられたのか、また今後どのように進めていかれるようとしているのか、その点の御説明をいただきたいと思ひます。

○外山政府委員 御指摘のように、中小小売業の分野というのは、中小企業の中でもたいへん大きな割合を占めておるわけであります。中小小売商業が、生産と消費のパイプ役として、また安定した経営を営むための多くの従業員の働く場所として、その振興につきましては、たいへん重要な意味があると存じます。

ただ、非常に地域性の強い業種でございますから、したがって、これに対する技術的な対応策というのは、なかなかむずかしいわけでございますが、従来も、たとえば中小企業振興事業団によります小売商業の高度化融資とか、あるいは共同化融資といったものにつとめてまいりましたし、また政府系の三機関、特に中小公庫、国民金融公庫等につきましては、小売商業のための流通近代化資金とか、その他の近代化のためのいろいろな諸手段で、安全の貸し付けとかいろいろものを含めまして、いろいろ特ワクを設け、運用してまいつたわけでございます。

しかし先ほど御指摘のような重要性にかんがみまして、昨年、御承知のように、中小小売商業振興法という法律を御提案申し上げまして、国会の御承認を得たわけでございまして、私どもは、従来の考え方を、さらに、この法律の制定を機会に、こし以降、大いに中小小売商業の振興策を強化してまいろう、こう考えているところでござい

ます。それで、何よりもまず、その法律に基づく振興指針というものを定めることになっておりまして、これをきめまして、その内容に沿って施策の充実をはかっていることと考へて、四十九年度に考へて

おります第一の施策の柱でございますが、これは一般会計予算による振興行政ということにまとめられるかと思ひます。地域商業の近代化のためのビジョンづくりである商業近代化地域計画というのを、従来からやっておりますが、これを一そう強化するとか、あるいは商店街の近代化を促進するための商店街振興組合連合会への補助金、あるいは商店街の改造計画を作成する都道府県への計画作成費補助金、あるいはボランティアチェーン等の小売商業者の共同事業の普及、発展、そういったことを推進するための指導費、あるいは小売業従事者の資質向上をねらいとして、日本商工会議所等が行なう小売商検定試験制度に対する補助金、あるいは小売店の経営改善を推進するための研究費、こういったような項目につきまして、四十九年度につきましては、一般会計の予算の充実をはかっているわけでございまして、二億二千万円ぐらいの予算を計上しているわけでござい

ます。それから、第二番目の柱は、都道府県等の行ないます診断指導事業、これに対する助成でございます。内容といたしましては、都道府県の商店街振興組合連合会の商店街指導員あるいは商店街情報連絡員、こういったものに対する補助金、あるいは都道府県が行ないます商店街診断あるいは商店街診断、こういったような一般診断及び資金の貸し付け、こういったことに関連して行ないます近代化診断、こういったものに対する補助金でございます。四十九年度におきましては、この診断指導関係の施策の充実、特に力を入れているわけでござい

ます。それから、第三番目の柱としては、中小小売業者の行なう近代化事業に対する金融面の助成が指摘できるかと思ひます。中小企業振興事業団の高度化事業融資、あるいは中小企業金融公庫及び国民金融公庫の流通近代化融資、あるいは小売商業高度化融資、生鮮食料品小売業近代化融資、こういったような特別貸し付け制度が幾つかござい

ますが、これらの融資規模の拡大を現在計上しているわけでござい

ます。さらに金融面の助成措置とい

ましては、都道府県におきます設備近代化貸付制度あるいは貸与制度、信用補完措置としての中小企業信用保険制度、こういったものも指摘できるかと思ひます。

それからまた、いま大臣が御指摘になりました国民金融公庫の企業経営改善資金貸付、これは無担保、無保証人による融資でございますが、多くの中小企業者が利用しておりますけれども、小売業者の利用が、やはり一番大きな割合を占めているというふうな状況でございまして、これも一つの小売業に対する重要な施策になるかと存じます。

以上のような三つの柱をもとに、私どもとしましては、御指摘の中小小売商業の振興対策の充実を期してまいりたい、こう考へている次第でござい

ます。

○上原委員 いま、たくさんお述べになったのですが、昨年の国会で、中小小売商業振興法というのが立法化を見まして、さらに、いま説明がありましたように、中小企業全般の経営安定とい

いますか、近代化へ向けての指針というものも御説明のように出されております。そこで、法律が昨年制定された関係もあって、またその法律の内容にのっとり十分な施策が、時間的な関係もあってできなかったということもあろうかと思うのですが、要するに、この法の適用を受けるのは、組織化されたいわゆる中小企業でなければならないというのが大前提に、簡単に申し上げるとそういうことになるかと思ひます

味においては、企業者自体の自力といいますが、努力というのも大事な点でございます。小企業経営改善資金制度の適用等を受けて、みずからそういった組織化をしながら改善をしていく、近代化に向ってやっていくという企業はどういう状況になっているのか、そういった面についても、明らかにしていただきたいと思ひます。

○外山政府委員 確かに御指摘のように、中小小売商業振興法に基づきます認定行為が、やはり当初の予想どおり早く取り運びませんで、若干その実績が少ないうえに、感じが私にもたしきません。三月二十九日現在におきます認定件数は、商店街の整備計画が十七件、それから店舗の共同化計画が九件、合計二十六件でございます。こういった共同化、協業化の仕事が、一番この小売商業振興法の中で優遇されておりますし、御指摘のように、それが公共性に富んでおり、かつ零細事業者がメンバーである限り、八割無利子というふうな非常に優遇した制度を裏づけておるわけでございます。

（委員長退席、野呂委員長代理着席）

これはもつと利用してほしいし、また私どもも利用できるうちに今後も努力をしてまいらなければいかぬ、こう思っておるわけでございます。

もう一つ御指摘の、設備近代化資金制度あるいは設備貸与制度、これは各都道府県が具体的に実施しているわけでございまして、これも小零細企業者に対するかなりの優遇した措置だと思ひます。

ただ、今回の法律を機会に、この制度がどのように運用されているか、つまり新しく小売商業が、この制度の中でどのような動きを見せているかという点については、私、いまつまびらかにしていないわけでございますが、従来からの考え方で、これは、それなりの利用をされているというふうな考えです。

そして、もう一つ、自助努力が一番大事なんだろうという御指摘でございますが、確かにそれとおりでございます。私どもは、やはり小売商業

者が一つの組織をつくる、あるいは共同していろいろな新しいことをやろう、そして、みずからの使命を自覚し、また防衛も含めて新しい発展をするというふうなために協業化をしたり共同化をする、それに対してやはり優遇した制度を設けようということでございます。店舗の共同化にいたしましても、商店街の近代化にいたしましても、そういったことが基本的に企業の間で芽ばえてきませんと、私どもが幾ら助成をしようと思ひしても、うまくいかない。

それは同時に、ただ手をこまねているのではなくて、私どもが指導診断の上でそれらを、そういう考え方を刺激することも大事でございます。それから同時に、その人たちが持っている具体的な事情に適應した助成をすることも大事だと思ひます。その両方相まっていかないと、この小売商業の近代化という点もなかなかむずかしいと存じますが、法律が制定されたのを機会に、私どもは、そういった意味で小売商業者の自助努力というものが、一そう刺激されまして、この法律のねらっている近代化が、従来のテンポよりももっと早目に、もつと速度を増して実行されていくのではないかと、こういうふうに期待もしております。また、そういうことが実現の運びになるように、私ども大いにPRもし、努力もしてまいりたい、こう考える次第でございます。

○上原委員 ちよつと誤解があつては困ると思ひますので……私は、自助努力も大事な点だと申し上げておりますが、それが主だとは主張しておりません。自助努力をする方向にどう金融面の手当で、あるいは行政的な面——そういったものがまず大前提になって、初めて自助努力、自主的な努力というのでも出てくるわけですから、そういった総合的な点でいまお尋ねをしておりますので、その点、御理解をいただきたいと思ひます。

そこで、三月二十九日現在、わずかに二十六件しか、認定を受けて共同化計画なりいろいろ進められてきていないというわけですが、なぜ、こういう件数にならざるを得なかったのか、御答弁に

もありましたように、少ないように思われる、まだまもつとPRをして、大いにこういった制度なりを活用してもらいたいということですが、そのネットワークになっているのは一体何なのか、どういふふうな受けとめられておられるのか、二十六件に要した融資の予算額は、どの程度になつておるのか、そこらについても、これからいろいろ議論する上で参考にしたと思ひますので、もしおわかりでしたら、お答えをいただきたいと思ひます。

○上原委員 そういたしますと、政府がこの振興法を制定後、大体、年次的にどのくらいの認定をしてどういふふうな組織化をはかつていく、近代化をはかつていくという計画があつたんじゃないかと思ふんですが、その計画との比較においては、先ほど少ないという点は御指摘があつたのですが、どういふふうな関係になつておるのか。時間的な関係があつたにしても、あまりにも少ない気がするわけですね。そういう年次計画というのはなかつたのかどうかという点も、説明をいただきたいと思ひます。

○小山（案）政府委員 お答え申し上げます。現在までに認定いたしました二十六件によりまして融資が予定されております高度化資金の金額は、これは県の窓口をしますと金額のベースで二十三億二千五百万円ということになっております。それから、認定件数が、中小小売商業振興法以来、比較的少なかつたというのは、どういふ点に問題があつたかということでございますが、それは高度化資金のうち八割無利子分の融資につきまして、小売商業振興法の認定が必要になつていないこと、各都道府県は、年度内に高度化資金の無利子貸し付けが期待されている案件を優先して認定事務処理を行つた、こういうことから全般的な金額の伸びが比較的小さい、こういうことでございます。

○小山（案）政府委員 金額で四倍ということでございます。実績を見ましても、一件当たりの金額は非常に差がございますので、件数で直ちに四倍になるかどうかというのは、一がいに予想できないと考えております。

○上原委員 二十三億円余りとなりますと、昨年度の八割無利子で融資できよつたであろう予算額というのとは、大体幾らだつたのですか。

○小山（案）政府委員 金額で四倍ということでございます。実績を見ましても、一件当たりの金額は非常に差がございますので、件数で直ちに四倍になるかどうかというのは、一がいに予想できないと考えております。

○小山（案）政府委員 当初の予定額は、県ベースの金額で十八億でございます。

○上原委員 いまの点、若干納得しかねる面もありますが、進めていきたいと思ふのです。

○小山（案）政府委員 私の発言が、若干舌足らずだつたかもしれませんが、県ベースという表現を用いておられます場合には、県の自分の財源分と事業団から参つた分を合せて、一体として県から窓口を出していく金という意味でございます。でございますから、その中に事業団の負担分も含まれているわけでございます。

○上原委員 いまの点、若干納得しかねる面もありますが、進めていきたいと思ふのです。いわゆる振興指針をおつくりになつても、あるいは法律をつくつても——今度の場合も、法律の改正を出されているわけですが、政府がこの種の法律を提案なさる場合は、非常にうまく説明をするし、こつとは少し妥当でないかもしれませんが、美辭麗句を並べて、りっぱな法律だからぜひというふうなことをおっしゃる。たとえば経企庁に物価局を設置する場合も、経企庁に物価局があれば物価問題は解決できるのだ、物価抑制は調査をやつて、いろいろ行政指導をやつていくのだとい

うことを、本委員会で議論をしたことがありますが、物価局が設置されると同時に、物価はどんな上があったという皮肉な例もありまして、今回の場合も、法律は改正されたものの、それが実をあげ得ないということじゃないかと思うんです。

そういう意味で、振興指針をおつくりになる、あるいは中小企業対策を具体化していく上では、先ほど大臣の説明にもありまして、まあ予算面では三百億から千二百億、約四倍にこれも増額されているわけですが、そういった、ただトータルだけを議論しても、中身の、具体的にどういう分野にどう資金が融資をされ、あるいは実際に中小企業の方々が経営を営んでいく、事業を近代化していく上で役に立ったのかという実績が私は問題だと思ふんです。そういうことからすると、いまの御答弁では、必ずしも十分でないような感を受けられるわけです。

そこで、進めてまいりたいと思うのですが、小売商の振興対策に関する予算について、もう少しお尋ねをしておきたいのです。中小企業振興事業団として利用できる、いわゆる中小企業金融公庫の次年度予算というのは一体どのくらいあるのか、流通近代化資金に割り当てられている面はどうか、流通近代化資金に割り当てられている面はどうか、流通近代化資金、先ほど説明がありました流通安全のために利用できる資金、こういった具体的な資金の内容というのは、一体どうなっているのか、四十八年度と比較をして御説明をいただきたいと思ひます。さらに、国民金融公庫の場合にも、流通近代化資金はどうなっているのか、小売商業高度化資金もどうなっているのか、いま一つ、生鮮食料品等小売近代化資金というものは、どういふふうな手当てをされているのか、具体的に四十八年度と四十九年度の伸びなど、そういう中身といえますか内容を明らかにしていただければ、親身に振興方針をお考えになっているのか、あるいは予算措置はどうなっているのかということも、もう少し明らかにしたいと思いますので、御

説明をいただきたいと思ひます。

○小山(実)政府委員 まず、中小企業振興事業団の關係でございまして、いわゆる中小小売商業振興法の認定を条件とする貸し付けのワケといひましては、商業高度化の連鎖化事業貸付、これが積算の基礎の数字でございまして、四十八年度一億八千万円に對しまして四十九年度、今年度は三億五千万円を予定しております。また特定高度化事業貸付につきましては、四十八年度の十八億円に對しまして七十二億円を予定しております。このほかに中小小売商業に對しますいろいろな共同施設貸付とか、あるいは事業団の貸付制度がございしますが、これは一般案件というワケの中で処理しております。四十八年度六百九十三億円に對しまして四十九年度は八百三十二億円というふうなふやしてございまして、この中で見ていく、こういうことに予定いたしております。

次に、中小公庫及び国民公庫の關係でございまして、近代化貸付につきましては、四十八年度の四百五十五億円に對しまして五百七十億円、そのうち流通近代化貸付につきましては、二百十五億円に對しまして三百五十五億円を予定しております。次に、構造改善等貸付につきましては、五百十億円に對しまして六百五十五億円という予定をしております。そのうち小売商業高度化貸付につきましては、八十億円に對し九十億円を予定いたしております。さらに安全・公害防止貸付につきましては、二百二十五億円に對しまして三百三十五億円、うち産業等安全貸付につきましては九十五億円でございまして、こういうことを予定しております。その他、国民金融公庫におきまして生鮮食料品等小売近代化貸付という制度がございしますが、これは四十八年度四百五十億円に對しまして、四十九年度五百三十億円を予定しております。さらに、先ほど申し上げましたが、小企業経営改善資金貸付というのがございまして、これは三百億円で千二百億円、四倍になっているという状況でござい

なり改善をされてきているわけですが、そこで四十九年度、具体的にこれをどう融資し、その実をあげていくかということにならうかと思ひます。

お尋ねしたい次の点は、中小小売商業振興法の四條に基づいて、いろいろな高度化事業計画というのがあるわけですが、先ほどの点と若干重複をするかもしれませんが、商店街の整備事業計画で、実際に商店街として改善された事業というのはどのくらいあったのか、また共同施設の事業としては、どういふふうな改善されてきたのか、あるいは連鎖化事業、共同店舗の面、そういった高度化事業の進捗状況は、先ほど二十六件で、大体その四倍程度というふうにおっしゃっておったのですが、実際に計画が具体化したのは、そういうあれであつても、相談件数は一体どのくらいあつたのか、あるいはまた事業診断をした件数というものは、どのくらいあつたのか、申請件数とかそういうようなものについても、御説明をいただきたいと思ひます。

○小山(実)政府委員 先生もよく御存じだと思ひますが、この高度化資金の融資制度は、具体的に各県が窓口になってございまして、私どもとしては、毎年度、予算要求をいたしますとき、ある程度各県の要望というものを、ヒヤリングをいたしまして、それも勘案しながら予算要求はしております。その予算が本格的にきまってきたら、県会といういろいろな見合ひで自己資金の予算要求をするという面もございまして、具体的に、これは本格的にこの制度が、四十九年度の貸し出しが動き出すことになってから、各県のいろいろな要望を聞いて配分を考えてまいりたい、こういうふうな考えておるわけでございます。

○上原委員 予算の配分とか予算の執行については、当然、そういう手順にならうかと思ひます。しかし中小企業を、確かに各県なり都道府県に窓口になってやるといふ面もあるわけですが、全体として掌握をする、実態をつかむという意味

においては、もつと国のほうでも、政府のほうでもやらねばいかな問題だと思ひますが、そういう面についての実態の掌握というのはいないわけですか。

○小山(実)政府委員 中小小売商業の事業所数というのは、非常に膨大な数でございまして、それを全部精査いたしまして、具体的に、全国についてこの商店街にこういう計画をいふところまでまとめた計画も実はございせんし、また十分調査を行ないないわけでもございせんが、部分的ではございせんが、先ほど予算を説明した際に申し上げましたように、商業近代化地域計画を策定するとか、あるいは各県の診断等によりまして、いろいろなデータを集めまして、それに基づいて各県からの要望をもとにして事業を毎年度実施していく、こういう運用をしているわけでございます。

○上原委員 どうもそこいらが、行政指導という面あるいは、確かに全国的な実態を掌握するのは、むずかしいというところはわかるんですが、そういういたしますと、この法律改正の趣旨にも出されているんですが、よりの確な情報を収集していく、あるいは実態を掌握していくという意味で改正案が出されているわけですが、どうもいまの御説明では、そういう実態については、都道府県がやる仕事なので、政府はなかなかできないのだということ、若干矛盾するような気がするわけですが、そこらの点はどういふふうにお考えなんでしょうか。

○小山(実)政府委員 先ほど御説明申し上げましたように、商業近代化地域計画の作成とか広域商業診断とか商店街診断等を通じて、実態把握につとめてまいるわけでございますが、それでカバーしております範囲というの、中小小売商業の一部でございまして。

今回、お願いしております設置法の改正でございまして、これは中小企業庁に小規模企業部をつくつて、人のある程度増員させていただく、さらに通産局にも増員を予定しておるわけでございます。

中小企業行政と申しますのは、もうよく御存じだと思ひますけれども、国及び国の出先だけで決して十分カバーしきれないわけではございませんので、中小企業庁としては、こういうことで機構の充実をお願いしておりますが、さらに、それにも増して都道府県なり市町村というものの、地方公共団体と三位一体となつていゝる行政をやつていく、こういうことを考えているわけでございます。

○上原委員 そこで、そういった相談件数なり企業の診断件数なども十分つかんでおられないとなると、こういう小規模企業部を設けても、はたしてどういふ効果があるのか、疑問をますます抱かざるを得ない気がいたします。

そこで、では具体的に、たとえば商店街の改造事業を進めていくという場合に、政府としてはどういふ指導をなさるわけなのか。商店街の改造計画、これも、たてまえとしては、あるいは商工会、協同組合、そういった面が計画を立てて、都道府県なりに上げていく、事業団と相談をする。そこで、それぞれの窓口ということにもなろうと思ふのですが、具体的な、政府としての行政指導——商店街の改造計画を進めていく、あるいは職員の研修指導というふうなことも、最も大事な点になつていくわけですが、そういう面の行政指導ということと、それに充てていく資金の融資というふうな面は、政府はどういう立場でやつていかれようとするのか、そういったことについてのお答えをいただきたいと思ふのです。

○小山(実)政府委員 商店街の振興対策の関係につきましても、商店街振興組合連合会に対する補助、さらに商店街改造計画作成費補助、この予算を計上いたしまして、それを通じていろいろな計画をつくることを助成しているわけでございますが、国の一般的な方針と申しますか、これを直接、具体的にあらわしておりますのは、先ほども申し上げましたけれども、小売商業振興法に基づく振興指針にあらわれているわけでございます。長官も申し上げましたけれども、小売商業と申しますのは、地域的、立地的な分野が非常に多いござい

ますので、なかなか一律に、国としてかくあるべしというはつきりしたものが非常につくりにくいわけでございますので、そういう、ある程度抽象的でございますが、振興指針を受けて、それぞれケース・バイ・ケースで、都道府県あるいはそれとの関係で事業団等が相談をしながら、それぞれの地域に応じて具体的に即した計画をつくっていく、こういうことを考えているわけでございます。

○上原委員 そういった手続面については、私も少しばかり勉強しましたのでわかるのですが、私が申し上げているのは、たとえば中小小売店が経営上最も問題にしている点が、皆さんの御調査によつても出てくるわけですね。人手不足の点とか、あるいは他の大型スーパーの進出等によつて、いろいろ問題が起きます。また働いている労働者の宿泊施設の問題なり、中小企業を本格的に——近代化と一口で言えませんが、より安定をした経営方向に持つていくには、そういったきめのこまかいところまで配慮をしないと——確かに画一的にできない。地域性があるし、また、それぞれの商法なり地域、都道府県にあるわけですから、上から押しつけはできないにしろ、そういう面に対しては、金融面での入れ、利子を安くしていくとか、あるいは融資ワークを広げていく、そういったことは、都道府県の仕事というよりも、むしろ国が積極的にやるべき業務だ、政策だと私は思ふのです。そのことをお尋ねしたいわけですが、私の質問のまずさもありませんかね。

そうですね、何か都道府県やあるいは各協同組合なり、商工会なりそういった面が自主的にあげてこなければ、それに対してどうと言えないというふうなことで、先ほど言いました基本的な中小企業対策というものが、今日の状況下で、実際に政府がこういう法律もつくりまして、こういうふうな中小企業にはいろいろの予算措置もやっていますと言つても、なかなか具体的に実が結ばれない。そのことが、いまさきの件数になつてあらわれていると思ふんですね。そういう面につ

いては、政府はどうやろうとしておられるのかというのを、お尋ねをしているわけなんです。

○外山政府委員 先ほど申しました認定件数が少ないというのは、今回の法律に基づいて新しく打ち出した制度の認定が少ないということでございます。実は、小売商業問題というのは、先ほども申し上げましたように、従来からいろいろ施策がとられておつたわけでございます。そして商店街の共同施設とか店舗の共同化、商店街の改造につきましても、すでにこの振興法制定前にも幾つかの実績はあるわけでございます。

ただ、これを一そう助長し、かつ公共性の高い内容を持ち、かつ零細企業も有利に利用できるといふふうな配慮のもとに、新たに法律の根拠を置きまして、税制、金融上の措置を加えて、そして金融上も、従来の措置よりも一そう緩和して、その対策の推進に当たろうということでございます。で、国の心がまえとしましては、そういった中小企業者の計画に対して、従来よりも増した金融、税制上の配慮をいたししようということとを鮮明にしたわけでございます。その内容は、振興指針でこれをうたつていくわけでございます。

ただ問題は、御指摘のように、それでは、それが実現を見るために、政府はもっとどういふことをすべきなんだろうという角度から見ますと、ただ制度を用意しただけでは、やはり不十分でございます。これは中小企業政策のもう一つ基本的な大事な柱として、指導診断という事業がございます。

これは、やはりそのときの情勢に応じてまして、また相手の業種によりまして、また相手の地域によりまして、きめこまかく指導診断が行なわれれば行なわれるほど、それだけ有効に中小企業政策も利用されるし、また結論としての中小企業者の発展も期せられるわけでございます。そういった角度で見ますと、この小売商業振興法を生かすもう一つの大事な点が、指導診断にあるというのを、私も思ふわけでございます。先ほど中小小売商業振興法に基づく今後の考え方はどうかという御指摘に対して、その点を一つの柱

として申し上げた次第でございます。

そういった意味におきましては、今後も小売商業に対する指導診断というものは、大いに強化していかなければいけない。これは振興事業団のやる診断もございまして、あるいは都道府県のやる診断に対する助成もございまして、両方相まってわれわれはそれを強化していかなければいけないと思ひます。同時に、具体的に中小小売商業者が、一つの商店街の近代化を考えるとどういふ内容にすることが妥当であるかということの具体的な事前の診断、これは非常に具体的にございまして、それがまた非常に大事だと思ひます。

それがしっかりしておりませんと、金融上の配慮がつかなくても、結果として、はたしてうまくいくかいかないかという問題があると思ひます。また、そういうことを配慮する場合の診断の内容は、小売商業の性格から見て、非常に地域性があるということが問題でございます。で、この場所をやつたことが、そのままだこの場所にも当てはまるというふうなことは、必ずしもないかもしれません。大きな上におきまして、整備すべき施設の内容につきましても、いろいろ差はあると思ひます。しかしその辺が、指導診断の生かし方にもなるかと思ひます。

私どもは、そういうことを助長するよう人の養成にもつとめなければいけませんし、また振興事業団が、そういった資金上の配慮をするにあつて、事前の診断を的確にするということについての指導もしなければいけない。両方相まないと、なかなか小売商業の振興、そのための商店街の近代化なり店舗の共同化、その他のボランティアチェーン等の共同化事業というの、結果として実りの多いものになることが、なかなかむずかしいというふうな問題も介在しているのではないだろうか、こういう自覚のもとに、私どもとしては、先ほど申し上げました三つの柱を進めてまいりたい、こう考えておる次第でございます。

○上原委員 たとえば具体的にお尋ねしますと、確かに税制面、金融面の措置をやつてきているのだということですが、国民金融公庫からの貸し付け条件ですね、いわゆる貸し出し限度というのは二百万円以内、ただし運転資金というのは五十万円を限度とする、こういうふうになっているわけですね。そういったと、現在のいろいろな物価高の状況から、はたして運転資金は五十万円を限度にするんだというふうなことで、いまおっしゃるように税制面あるいは金融面でいろいろ緩和をし助成をしていくのだということですが、中小企業が経営をしていく、企業を合理化をしていく、そういうことに実際の融資ワークというものの、限度というものがマッチしているかどうかということ、は、当然、政府の立場で検討をしてしるべきだと思ふんですね。

あるいは長期、低利融資ということばをいろいろお使いになり、表現をしているわけですが、実際に長期、低利に値する融資制度になっているのか。そういった面をより改善をしていくお考えはないのかということも含めて、私はいま聞いています。つまりなんです、そこいらについては、四十九年度予算がほぼまかりかたので、今後ということになるかも知れませんが、実際の現在の経済状況あるいは特に金融引き締めで、もう中小企業の方々は銀行から借り入れができない、そういう状況下に追い込まれつつあるわけですが、そこいらを、もっと政府はどうやっていかれようとするのか、その点もぜひお聞かせをいただきたいと思ふのです。

○外山政府委員 私が先ほど申しました法律に基づきます税制上の配慮と申しますのは、小売商業振興法を提出いたしました際に、そういう措置を伴ったわけでごさいます。これは、この小売商業振興法自体に伴うものとしては、一定の減価償却資産につきまして、取得額の十分の一の特例償却を認めるというのが一つございます。それから特別土地保有税の課税対象からの除外というふうなことを、税制上の配慮としてやったわけ

でございます。それを申し上げたわけでございます。

それからもう一つ、御指摘の国民金融公庫の貸し出しが、実態に合っているかどうかという御指摘でございますが、これは一つの面がございます。一つは、御指摘の小企業経営改善資金制度、これは先ほど申しましたように、無担保、無保証の制度でございます。昨年の十月から発足したわけでございます。無担保、無保証という非常に優遇したやり方でやるだけに、これは、できるだけ多くの小企業者に早く均てんしてやらう、そして経営の安定に資してもらわう、しかも零細でございまして、従業員五人以下の製造業あるいは二人以下の商業というふうな定義でやっているわけでございます。非常に零細な人たちのために、運転資金の面では、できるだけ多くの人に行き渡るようにというふうな配慮も伴ひまして、五十万円という制限をつけているわけでございます。

これは何と申しまして、無担保、無保証というふうなやり方でやるわけでございます。それから、できるだけ多くの人の経営の安定に資するようにという配慮でございます。実態から見ますと、確かに五十万円では何ができるかというふうな規模の企業もございまして、しかし実際は、その小企業経営改善資金の目的から見ますと、やはり五十万円というのは、いずればふやしたいと思ひますけれども、それは、もう少し多くの人に均てんしてから考えたい、設備資金だけは、とりあえず初年度百万円を二百万円まで上げて、そして期間も二年を三年に延ばすというふうなことも含めて改善の足取りを少しでも実現していこう、こう考えておるわけでございます。

現在、たしか八百万円が限度だと思ひますが、これも一ころに比べますと、だいぶ上げてはきているわけですが、今後の大口傾向に対応いたしますと、これでも、またいずれば上げなければいかぬ、こう思ひますが、国民金融公庫は、何と申しまして中小企業のまた小さいほうの部分の人たちのお客さんが多いわけでございます。したが

いま、単に実態に合せてこれだけを大口化したとしますと、国民金融公庫の対象となるべき人の大部分に対して、かえつてまずいということもあるかと思ひます。したがいまして、貸し出し限度につきましても、中小公庫とは違った限度を設けて、これの利用をはかつていく、こういうのが現状でございます。金額だけで時代に合わせるかどうかということ、その制度の内容によつて違つてくるわけでございます。いまの生鮮食料品の近代化貸付といったものも含めまして、実情に合った改善は、いままでもしてまいりましたし、今後ともしてまいりたい、こう考へるわけでございます。

○上原委員 趣旨については、ある程度わかるのですが、そうしますと、より広範な零細企業の方々に利用をしてもらいたい、あるいは回転を速める、そういうことで融資ワークを五十万円に押えているのだ——ではこの利用者はどのぐらいいるのですか。

○外山政府委員 現在、発足してからの大体の平均で申しますと、十月以降、大体平均しまして毎月一万件ぐらゐの零細企業者が、これを利用して

です。そうしますと、定着率の問題というのは、労働条件なり賃金の改善も当然でしょうが、宿泊施設の整備といひますか、共同化も、商店の共同経営なり共同化と同時に、特に五人以下の零細企業あるいは一人か二人しか雇用してないというふうな家族労働的な面でも、何としても自分の住む場所といひますか部屋を、アパート的なものを持ちたいという強い要望があると思ひます。また今日の社会状況では、それは当然だと思ふのです。

だが、いまの国民金融公庫にしても、いわゆる中小企業三機関といわれているほうからは、そういった面への融資なり資金の手当てというのは、なされてないのじゃないのか、それなども当然考へるべきだと思ふのです。それは雇用促進事業団にまかすとかいうことで、そういうところに、より零細企業の方々が労働力を確保できない、あるいは働いてもなかなか定着をしないという逆現象といひますか、が出てきていると思ふのです。

ですから、そういうふうな配慮も、当然この小売業あるいは全体的な中小企業の対策というものを考へるならば、やつてよいことだと思ふんですが、なぜ、これを除外しているのか、そういう点等についてのお考えと、そういう面も改善する御意思があるのかどうか、もっと低利の、いい融資というものを充ててしるべきじゃないかという気がするんですが、この点についてはどうお考えですか。

○外山政府委員 御指摘のように、中小企業者が、大企業と比較して人手を集めるのにたいへん不利な点の一つに、いま御指摘の福利厚生施設の問題があると思ひます。私も、中小企業の振興をはかるという意味で申しますと、単に経営の安定化をはかるということだけに、あるいは企業の合理化をはかるということだけに施策を限っているのではなくて、もっと広い視野から中小企業の発展をはかるように、つまり、いまのような宿泊施設の問題を含めまして、働きがいのある職場に助長するようなことを、いろいろな面で応援しなければいけないというふうな考へるわけでございます。

†

ただ、その点、いまでも御指摘がございましたが、雇用促進事業団というふうなところがやっているではないかというふうなことを言われますと、その辺の競合ということについても、行政上の問題があるのかもしれませんが。しかし私どもとしましては、できるだけやはり中小企業のために配慮したいということで、一つ、最近実現を見ましたのが、振興事業団を利用する共同で行なう宿泊施設でございます。中小企業者の一軒だけのものではなくて、中小企業者が共同して自分らの従業員のための福利厚生施設としての宿泊施設をつくらうじゃないか、つまり一種の共同施設でございますが、これをつくるならば、事業団の高度化融資の融資をいたしましょうということで、これをいま実現させているわけでございます。御承知のように六五％、二分七厘ということでございますから、一般の金融に比べて、かなり有利な貸し付けが可能になるわけでございます。これは、ひとつ大いに利用してもらいたい、こう考えるわけでございます。

そのほかに、御指摘のように政府系三機関、特に中小公庫や国民金融公庫等が、こういった意味の労働上の配慮というものを、もっと融資面に反映させるということにつきましては、引き続き、私どもとしても、個別金融もやる場合を頭に置いて考えてまいりたい、こう考える次第でございます。

○上原委員　いまの御答弁では、共同の場合ですと、振興事業団資金のいわゆる六割五分の二分七厘の融資が受けられるわけですね。従来は、従業員宿舍などについては、雇用促進事業団が融資をしているが、いわゆる九割で、ワクは高いのだが、六分五厘という、これしか利用できないという主張を中小企業の方々はやってきたんじゃないかと思うのです。いま言うこの六割五分の二分七厘の場合にももちろん条件が限られるわけですが、そういった制度を適用できるというのはいいからですか。

○外山政府委員 昨年からと聞いております。

○上原委員 私がちよつと調べた範囲では、そういう面に利用できる融資は、これまではないといふような話もあったわけですが、昨年からそういった方法もある。そこで概していえることは、まだまだ中小企業者の皆さんに、政府のいろいろな金融制度とかあるいは法律、そういった面の周知徹底というものが十分でないという感を非常に受けるわけです。いま一つは、公庫を利用する、各種の金融機関を利用する場合も、手続面が非常にうるさくてなかなか利用しない、だから、もうあまりうるさいものだから、信用組合を利用するのと農協を利用するとか、そういった不利益を受けている面もなきにしもあらずと思うんです。

そこで、やはりそういった利用をする場合に、無保証、無担保ということもあるわけですが、それにしても非常にきびしい条件——借りるほうにとっては、まだまだきびしい条件と感ずるでしよう。ですから、そういった簡素化ということも、この際あわせてやるべきだと思うんですが、そういった点は、どのようにお考えですか。

○外山政府委員　周知徹底という問題は、私どもも、いろんな中小企業施策についての程度承知されているだろうかということを、ときどき調べているわけでございますが、何と申しまして、中小企業の層が広範でございますし、同時に、零細企業の方々になじむ制度、信用補完制度とか国民金融公庫の制度とか、そういうったものの普及率、周知徹底率というものが一番高い業種、業態に即していろんな施策がとられるだけに、中小企業全般から見ると、周知徹底のされ方について、もう少し一くふうも二くふうも要るような余地があるように思いますし、同時に、特定のところによく周知徹底しなければならぬということ、あらためて感じさせられることもあるわけでございます。この辺は、私どもも、中小企業施策というものは、利用されなければ何にもならないわけでございますから、できるだけその辺の努力はしてみたいと思います。

それからもう一つ、実際に今度は承知されていても、手続面がめんどうであつたりして、非常に困るのではないかとこの御指摘でございます。まあ私もから見ますと、すいぶんその点の努力はしておるわけでございますが、たとえば金融機関に一つとりまして、中小公庫のような金融機関になりますと、平素から預金業務をやっておるわけではないわけでございます。そうしますと、どうしても来たお客さんが初めての場合は、その人について非常によく調べると申しますか、よく聞きだすと申しますか、そういう余地が多いことになる。現実問題として一度窓口を通れば、そういうことはないと思いますが、そういう意味で、預金業務を伴わない政府系機関であるばかりに、最初なかなかめんどろなことを要求されるというふうな話もよく耳にするわけでございます。

ある程度やむを得ない点もあるかと存じます
が、同時に、政府系機関である以上、できるだけ
利用の便がはかれるようにしなければならぬ、
こゝも考えますので、その辺の指導には、遺憾な
きを期するようにしなければいけない、こう考え
るわけでございまして、そのほかの点で、いろい
ろ手続上の問題等がありますれば、そのつど私と
もとしては、改善をはかつてまいりたい、こう考
える次第でございます。

○上原委員 中小企業の問題は、いま若干申し上げましたように、いろいろあるわけですが、特に沖繩の場合ですと、まず組織化されていないという大きなハンディといえますか障害が現在あるというところ、さらに復帰前には、中小企業対策というのがきわめて不十分であったということなどあわせて、本土の中小零細企業の皆さんよりも各種制度を利用していく、あるいは金融面においてもなおかつ深刻な問題が現在出ているわけですね。

特に後ほど、ちょっとお尋ねしたいのですが、海洋博の関連工事がどんどん進捗していくのと相まって、中小企業の受けている金融面あるいは労働力不足その他の面での圧迫というのは、本土以上にきびしい面があるのじゃないかという気がす

るわけですよ。

そこで、今度の法案改正の中でも、若干そういう面は補強されているような感も受けるのですが、沖縄の中小企業対策について、どのように実態を政府の立場で掌握をして、今後どういう方向で、少なくとも本土の中小企業が受けている水準、制度なり行政面、金融面を含めて、そういう水準に引き上げていくために、どう具体的に進めようとしておられるのか、そこらについて御説明をいただきたいと思います。

○外山政府委員　沖縄の事情につきましては、まず第一に、内地の事情に比べますと、中小企業のウェートが非常に高いわけでございます。特に商業、サービス業の割合が高いというふうな実情にございまして、大企業の割合が非常に少ない。つまり大部分が中小企業の分野に属する状態にあるということが一つの特色だと思います。それからもう一つは、それなのにかかわらず、いま御指摘のございましたように、協同組合の組織率とかあるいは商工会の指導員の設置とかいう点になりますと、内地の平均よりも、またはるかに悪いわけでございます。組織率も低いし、それから未設置の商工会等も数が多いというふうな実情にございます。何と申しましても、その辺のギャップを埋めていくことが、まず基本的に大事だろうと思えます。

そして組織化という中小企業の振興のための最も大事な基礎的な事情につきまして、これを大いに進めていくということ、さらには診断指導のたためにも、商工会等の動きというものが、せめて内地並みになるように、私どもも指導員の強化なり、未設置商工会の設置への指導なり、そういったことについての配慮を、今後は基本的にしていかなければいけない、こう考えるわけでございます。

さらに内地では、中小企業対策がいろいろな面で、近代化の促進というふうな面あるいは技術指導といった面あるいは診断指導といった面で、いままでそうした環境変化の中で、いろいろな充実した措置をとられてきているわけでございます。

が、しかし沖繩の場合に、そのままそれを適用しただけでは、決して十分ではないのではないだろうか。近代化の問題一つとらえても、やはり業種上の特殊性もあると思います。それから従来からやってまいりました経緯もあると思います。その辺も踏まえて、具体的な実情に即した中小企業振興策の適用ということ、私も今後とも進めてまいりたい。両々相まって、今後の沖繩の中小企業に対する振興策について、私も進めてまいりたいと思っております。

また、特に金融上の問題につきましても、信用補完措置、これについての保証料率が高いというふうな点も、内地と比較しての一つの問題点だろうと思っておりますので、この辺も今後、改善の余地が非常にあるというふうな次第でございます。

○上原委員　そこで、いまちょっと相対的なお答えがあったのですが、本土ですと、国民金融公庫そのほか利用できる金融機関というのが沖繩よりあるわけですね。しかし沖繩の場合は、御承知のように開発金融公庫に一本化されている。これも復帰特別措置法を審議する過程で、若干議論になったことですが、窓口を一本化したことによつて、ある面では、中小企業の皆さんの金融機関の利用度という面で、本土よりもハンディがあると思っております。

そういう点については、どうお考えになつていらっしゃるかと、さらに企業の指導員あるいは補助員なども、四十八年度より若干増員をしていただいておりますが、いま長官から御説明がありましたように、そういった大きな格差があつて、組織化もまだ非常に不十分である、本土に比べて、なお、金融面においても、いろいろな利用価値といひますか、利用する面でチャンスが少ないというふうな問題を考えた場合には、指導員とか、あるいはこういった中小企業対策に従事していく職員の数については、もっと政府の立場で、人員を確保して、それなりの指導をさせていく、予算措置も含めてやるのが、少なくとも本土並みに引き上げていく上において非常に重要だと私は思うので、大切なことだと思つておりますが、今回出されている法案の中では、若干の増員はしているものの、まだまだ十分な感じを受けるわけですね。

そういう面については、これで十分やういけるというお考えなのか。現在の開発金融公庫で中小企業関係のいろいろな融資もやっているとありますが、それも、ずっとそういう方向でいいというお考えなのか。開発もいらしておるといいますので、あわせてこの組織化の問題、いまの金融面の手当の件を含めて、お答えをいただきたいと思つております。

○外山政府委員　前半の点につきまして、私から先にお答えをいたしたいと思います。

沖繩開発公庫の中に、私も少しはいたしまして、中小企業に対するワクというものを設けて、そして、できるだけ中小企業に対する配慮をした資金融資ができるようにということをお願いもしております。また開発公庫も、そういう指導をしているわけでもございまして、その辺の行き方、当面、私もそのわけでもございまして、将来の問題として、どんな事態が起こるかによつては、また考えなければいけないかもしれないけれども、当面は、それでよろしいのじゃないか。そして同時に、商工組合中央金庫というふうな組織金融、これは協同組合というふうな金庫の活動をするわけでもございまして、これは別個に沖繩に事務所を設けるといふふうなことで、取り運ばれているわけでもございまして、ですから、両々相まって、中小企業金融は適切に動けるのではないかと、いふに期待をしております。

それからもう一つ、指導員の増加についての御指摘でございますが、これは、私も先ほど申しましたような前提に立ちまして、できるだけ指導員の増員に今後とも努力してまいりたい、こう考えます。あとの点につきましては、沖繩開発公庫のほうからお答え願ひたいと思つております。

○松岡説明員　沖繩振興開発金融公庫の総合公庫としてのあり方につきまして、御説明をいたしたいと思つております。

上原先生御指摘のように、沖繩振興開発金融公庫は、本土でいいますと、開発銀行、国民公庫、中小公庫、農林公庫、住宅公庫、医療公庫、環境衛生公庫、こういったような各種政策金融機関を一元的にまとめたものでございまして、この総合公庫であるところの基本的なメリットは、資金種別間の資金の総合的な、効率的な運用ということでございます。この具体的な事例をいたしまして、昭和四十八年度におきましては、中小企業関係の資金、すなわち本土で申しますと、国民公庫と中小公庫に相当する資金、これが当初予算において百三十三億圓準備されておりましたのですが、四十八年度の実績をいたしましては、約二百二十六億圓の実績になつておるといふことでございまして、

〔野呂委員長代理退席、委員長着席〕

これは年末におきまして、中小企業に対する追加の割り当て額というふうなことのほかに、その他の資金種別におきまして余裕部分を、中小企業のほうへ回して、重点的に運用をしたという結果でございまして、当初予算に対して約七〇%の増額が実績として実現しているというところは、ひとえに沖繩公庫が総合公庫である、そして四十八年度においては、他の資金需要に比較いたしまして、相対的に中小企業の資金需要が強かった、それに弾力的に対処したという結果でございまして、この点は、沖繩の地元の有識者を中心といたしまして、沖繩公庫の運営協議会におきまして高く評価され、やはり沖繩には総合公庫を設けてよかったというふうな、現在、評価されているところでございまして、今後とも、この総合公庫のメリットをますます高めて運営してまいりたい。沖繩開発公庫といたしましては、このように考えております。

○上原委員　やつていらっしゃるうちに時間が来たようですので、あと二、三、急ぎたいのですが、いまの説明は、聞いていますと、確かにうづらばと思つておる。しかし、その二百二十六億の金が、一体どういう企業に具体的に融資をされたかという中身、これは、あとでいいですから、資料も出していただきたいと思います。

そこいらが問題であつて、当初予算が百三十三億であつたのが二百二十六億になつたのだ。数字を言えば、それだけ中小企業の皆さんが利用したということになつておると思ふのですが、実際問題として、これはもっと検討すべき問題があるわけですね。海洋博ブームに当てられて、実際の中小企業じゃない方向に行つた面がないのかどうか、そういう疑問もわれわれとしては持つわけですよ。

特に、これは総合事務局がつくつておる資料を見ても、沖繩の最近の金融動向というのが、預貸率にしても、本年の一月末で民間金融機関の預貸率というのが、実に八七・五%—九〇%近く来ているわけですね。それだけに金融情勢というのが非常に逼迫しておる。この一点を見ても、いかに中小企業の皆さんが、開発金融公庫を窓口にして、いろいろ—私は、その努力は買ひますよ。わかるのですが、もっと重点的な政策をいまやらないと、たいへんな結果になるということも申し上げておきたいと思つております。

さらに、中小企業で、四十八年度において、九月から十二月に一千万円以上で、すでに銀行の取引停止処分を受けた中小企業なり、いろいろあるわけですね。八件も出ておる。先ほど申し上げましたように、今後、沖繩においては、そういう—本土もそういう傾向、危機にあるでしようが、より以上に、銀行の金融情勢を見て、預貸率の面、いろいろな面を考えた、中小企業に与えている影響というものは、大きいと思つております。ですから、窓口を一本化して、総合金庫みたいなことができるかもしれないのが、多くあれば多く利用できるという主張もできるわけですから、そこいらについても、金融の手当の問題と実態というものをぜひ十分かんていたして、対策を早急に考えていただきたいということ強く要望をします。

ておきたいと思うのです。

そこで、あと二点ばかりお尋ねをしたいのですが、これは大臣のほうにお答えをいただきたいと思うのです。

一つは、通産大臣は海洋博の推進本部長でもあられるし、担当大臣ですから、簡単にお尋ねしたいのですが、いろいろの事情で海洋博の開催が、三月二日から七月二十日に延ばされて、現在いろいろの問題をかかえながらも進んでいる。特にこの間、沖特の皆さんが行って聞いた段階でも、いわゆる輸送の問題、海洋博期間に本土からあるいは外国から沖縄までの輸送をどうするかということ、また沖縄へ行ってからの本島内の、那覇周辺から会場までの輸送をどうするかということ、関係者は自信がないというんですね。そういう状態。

いま一つは、宿泊の問題をどうするか。これなども、ただ県や関係市町村にまかせればいいという問題じゃないと思うんですね。これまでも物価問題あるいはその他いろいろ委員会などでも要望を申し上げたり、指摘をしましたが、一体、政府の立場でこれをどう具体的に解消していく政策を進めようとしておられるのか。この点はきわめて重要な問題だと思えますので、お考えをいただきたいということ。

また、海洋博に対して担当大臣として、関連工事の現在の進捗状況などを勘案して、政府が当初言っておられたような形で、はたして十分その期間、開催できるのかどうか。私は、残念ながら、まだ非常に危機の念を抱かざるを得ません。その点を明確にしたいということ。

いま一つは、海洋博は起爆剤だということを言っていました。ポスト海洋博と沖縄の振興開発なり、そういったあと利用の問題は、担当大臣としてはどういうふうにお考えなのか、お聞かせをいただきたいと思います。

○中曾根國務大臣 海洋博の進捗状況は、開催を昭和五十年七月二十日と延ばしましたので、この間も前田顧問に行つてもらつて、報告も聞きました。

たが、大体、順調のようでありま。基幹施設や民間展示館の建設等も着手いたしておりますし、日本政府出展施設も、海洋文化館、水族館等もすでに着工の運びであります。

御指摘の輸送関係、それからホテル関係、それから医療関係、そういう点についても、われわれはかねていろいろ心配しておるところでございますが、これらについても、運輸省や厚生省その他とも連絡をとりまして、大体心配がないという方向に進め得ると考えております。具体的には担当者をして御答弁申し上げます。

○森口政府委員 大臣がお答え申し上げましたように、海洋博の会場の建設は、大体予定どおり進んでおりまして、会期に十分間に合うというような状況に相なつておるわけでございます。

御指摘ありました問題の宿泊、輸送の点につきましては、現在いろいろな手段を講じております。輸送につきましては、道路整備を急いでおり、さらに本土からの輸送につきましては、航空機の増便等について目下検討を重ねておりますが、何ぶんにも会場と那覇市というのは、御存じのとおり非常に離れておるところでありますので、その点について、さらに一その輸送対策の検討が必要かというように考えております。

宿舎につきましては、ホテル等の整備が、御指摘のとおり現在ある程度、民間のほうのホテル建設はおくれておるわけでございますが、これを補完する措置というものを、現在、私のほうと沖縄県といういろいろ相談をいたしております。宿泊につきましても、問題のないように対処したいというように考えております。

○上原委員 この点は、またいざれお尋ねしたいのですが、その樂觀は許さないと申すんですね。特に会場周辺の宿泊施設といふと、開催期間中、会場周辺に必要な職員といふも、労働者の数でも四千から六千人といわれているわけですね。その方々の宿泊施設は、一体どうするかというところもまだめどが立っていない。ましてや五百万万とも、まあ、こういう引き締めムードですか

ら、あるいは五百万までは行かないかもしれませんが、三百万前後行くとしても、六割ないし五割程度の宿泊しか確保できないじゃないか。先ほど申し上げた金融逼迫で、ホテルをつくらうにも、民間企業もなかなか手が出ない。そうしますと、当然、国の行事であるならば、仮の宿泊施設というものは、政府の立場でも緊急対策としてやらざるを得ない場面も出てくると私は思うのです。そこらもあわせて、この点はお考えにならないかと申します。また、この点は混乱が起きるのじゃないかという気がしますので、特に御配慮をいただきたいと思ひます。

そこで、最後に一点だけお尋ねしたいのですが、冒頭申し上げましたように、電力料金の値上げ問題が、新聞報道なりいろいろな面に出ております。最近のインフレ、物価上昇の状況下で、東京電力が平均で六・八％、中部電力が平均で七・七％、あるいはほかの残された七社についても、おそれ早かれ申請が出るというふうになっているわけですね。そういったと、電力料金のあはには私鉄の運賃の値上げ、トラック運賃、秋には国鉄、消費者米価と軒並みに公共料金の値上げが待っている。ますますインフレの中で物価高ということになりまして、庶民、国民大衆の生活というものが圧迫を受けるのは、火を見るよりも明らかだと思ひます。

田中総理は、ついこの間まで、石油製品価格の引き上げは認めても、電力の値上げは認めないという主張をいいます。言いつて、国会でも、あるいはマスコミを通して言つてこられたのだが、最近の状況からして、ある程度の値上げはやむを得ないという言ひ分も、主張もあります。また、もし電力会社が主張しているような、大幅な値上げがかりに認められたという場合は、それこそ国民生活はすたすたになる危険性にさらされると申すのです。

担当大臣として、この問題について、どう対処していられようとしているのか、通産省としての方針はきまつているのか、これは電気事業審議会

などでも、これから審議をして、最終的には、経企庁なり閣議なりいろいろな面で総合的に検討して結論は出されると思うんですが、あまりにも大幅な値上げを断行された場合に、一般家庭の電灯料を含めて、それはね返りであらゆる製品に物価高というものを誘導していく、誘発をしていく、また、何とか下降現象とはいわぬにしても、ようやく停滞しつつある消費者物価なり卸売り物価というものを、さらにコストプッシュをするという結果を招くと思うのですが、これに対する担当大臣としての所見を賜りたいと思ひます。

○中曾根國務大臣 電力の問題が物価に及ぼす影響については、われわれも慎重に対処しようと思つております。電力会社から申請が開始されておりますけれども、これらの査定にあたりましては、物価等も考え、また国民生活等も考え、エネルギー事情等もまた考え、適切にこれを審査しなければならぬと思つております。

電力の物価に対する影響につきましては、いろいろ数字がございまして、われわれが聞いておる範囲内では、ある説によれば、卸売り物価に対しては一％程度であらうという説もありまして、またある説によれば、いや二％ぐらいにはなるという説もございまして、いざいざにはなるという説もございまして、庶民、国民大衆の生活となつてはか物価を値上げするといふ、誘発をするといふ口実に使われないように、また便乗値上げを起さないように、審査についても、まだ時間もあることと申すから、いろいろな物価対策に十全を期しまして、適切な処理をしてまいりたい、こういうふうと思つております。

○上原委員 そうしますと、大幅値上げの申請がなされているのですが、現段階において、それをどうするか、結論は出していないということではないのか、というように受けとめるわけですが、それを、卸売り物価や消費者物価に与える影響はさほどないのだという、これも値上げを認めたがための予防線かもしれないが、しかし昨年からの石油危機、石油の問題をとらえても、与える影響というのは、一％以下とか二％前後だということ

とはならないと思うのです。

先ほど言いましたように、電力料金が認められることによって、次はやはり私鉄だ、次は消費者米価だ、トラック運賃だ、あらゆる面に波及していく。タクシードって、またやりかねない。そのことも含めて判断をしていただきたいと思うのです。かりに、よしんばある程度の値上げというものは、やむを得ないというような結果になったとしても、社会的な弱者の立場にある方々、生活保護者とか年金生活者あるいは母子家庭、そういうような家庭に対しては、極力据え置きをしていくとかいう政策、方針なども、あわせて最終的には結論を出すべきだと考えるのですが、この点についても、大臣のお考えを聞かしていただきたいと思ひます。

○中曾根國務大臣 申請が出てまいりまして、いづれ審査して結論を出さなければなりません。原油の値上げが相当大幅でありますから、これは、ある程度査定をして、認めざるを得ないという情勢にあると考えております。しかし、その際におきましては、御説のように民生及び電力と電灯の落差の問題等につきましては、適切な処理をしていきたいと考えています。

○上原委員 以上で終わります。

○徳安委員 鈴切康雄君。

（委員長退席、野呂委員長代理着席）

○鈴切委員 先月の八日の予算委員会の第二分科会におきまして、私は拘束預金、いわゆる歩積み両建ての実態について、福田大蔵大臣、吉田銀行局長、公取事務局長に御質問をいたしました。本日、中小企業問題にとつて重大な問題でありましただけに、この点について触れさせていただきたいと思ひます。

まず、中小企業庁長官にお伺いいたしますけれども、政府が金融引き締め政策をとられて、いわゆる過剰流動性の吸収をはかってこられておりますが、その結果の影響というのは、むしろ中小零細企業に及ぼされてきております。四十八年一年間の傾向、さらに本年に入ってから中小零

細企業の倒産が目立ってきておりますが、具体的に数字によつて、その傾向を御説明願ひたいと思ひます。

○外山政府委員 最近の倒産の動向でございますが、負債金額一千万以上の分について見ますと、昨年の八月ごろから、御指摘のように増勢が高まっております。年間の倒産件数は八千二百二件というところで、前年比一四・九％増という程度にとどまっておりますが、後半非常にふえてきているというところが一ついえます。さらに四十九年、本年に入りましてから、一月の倒産件数が八百二十一件、それから二月が八百五十七件、高水準が続いております。このいづれも、前年同月に比べまして八割ないし七割の増加でございます。つまり、一月、二月といつたしましては、非常に高い件数が示されておるといふふうにいえるかと思ひます。

○鈴切委員 企業が倒産をするというところは、これは、たいへんなことであります。社会的な責任、それからまた従業員の問題等を考えたときに、最大の努力を払っているにもかかわらず、あえて倒産に追い込まれたということに対して、企業はいろいろな倒産の理由等があると思ひますが、大別してどういふ理由があるのでしょうか。

○外山政府委員 昨年の後半、やはり物不足問題あるいは原材料の高騰問題、こういったような原因によりまして倒産が若干ふえきみになってきた、こう思ひます。ことにしに入りましてから、その辺の傾向がさらにふえてきておる。それからもう一つは、建設業等の業種について、わりあいにかつたのが、つい最近までの状況でございすけれども、ことにしに入りまして業種が若干広範になりつた。繊維業等についても、非常に懸念のある状況が続いております。件数も若干さういふ業種についてふえきみである。むしろ今後は、それがさらに機械工業のほうにまで及ぶと、件数の上でも非常に大きな動きを示しやしないだろうか、こんなような懸念を持っております。全体としまして、最近は一最近といひますか、

ことにしに入りましてからの動きは、むしろ金融引き締めと申しますか、原材料問題よりも、そつちの問題のしわのために、倒産する件数が、若干でもそのシェアを広げつつあるのではないだろうかというふうな感じがいたします。

○鈴切委員 やはり金融引き締めによるところの影響というものは、大きな倒産の要因になっているのじやないか、私はこう思つております。昨年の上半期、それから後半、ことにこの傾向なんですけれども、金融引き締め等によりまして、倒産の数字もかなり上がつてきていると思ひます。大体どのぐらいの状態の上昇率なんでありましようか。

○外山政府委員 先ほど申しましたように、昨年の十二月に九百件台の数字が初めて出たわけでございますが、ことしの一月、二月は八百件台の数字でとどまっております。ただ、これは先ほど申しましたように、一月、二月としては、非常に高い数字だと思ひます。私も数字を見る際に、やはり一つのものさしと申しますか——これは、かつて四十三三年ごろに数方月一千件をこえたことがございす。たしか千件台あるいは千五百件台のことがございす。今後さういふ傾向になつていきはしないだろうかという懸念が、私もにはあるわけでございます。今後、状況を注視していかねければならない、こう考えている次第でございます。

○鈴切委員 おたくからいただきました資料を、私も分析をいたしてみまして、東京二十三区内の小口の倒産状況、負債金額が一千万円未満というので数字が出ております。四十七年、一千万円未満で倒産した件数が五千五百六十五件、百七十億九千二百万円。四十八年、同じく一千万円未満で倒産した件数は五千八百三十三件、二百十三億八千四百万円。件数に対して負債金額が大きくなつていくことが目立っております。さらに昨年の十二月では、一カ月間に五百件、二十七億四百万円で、昨年の最高であります。ことは昨年

の四十八年一月の三百五十件の十二億八千七百万円を、件数にしても金額にしてもはるかにオーバーをして、四十九年の一月には三百七十件で二十二億三千九百万円となっております。

こういう推移から見ますと、先ほど中小企業庁長官が言われたように、小口の倒産もたいへんにふえてきている。しかも、さういふ一つの経緯から見ますと、これからさらに大幅にふえていくのではないかとこのうふうにたいへんに心配をされるわけでありま。これから四月、五月、六月、さういふ月を追うことになりさういふ問題が深刻化してくるのではないかとさういふに思ふんですけれども、その点について中曾根通産大臣は、どのようにお考えになつておられますか。また、それに対して具体的にどういふふうになされようとお考えでしようか。

○中曾根國務大臣 四月—六月ごろの時期をかなり心配しております。特に繊維、建設業関係あるいは機械、さういふような関係のものについて、特にわれわれ心配していかなければならぬと思つております。

昨年の暮れには、約三千四百億円ばかりの政府系三機関の特別のワクをつくりまして、年末対策をやりました。また本年度末には、三月末までに約五百五億円の同じような対策をやりましたが、これからは情勢によりまして、大蔵当局とも相談をして、さういふ万全の対策を講じていきたいと思つております。

○鈴切委員 これで年度はかわるわけでありすけれども、私は、やはり政府関係三機関の中小零細企業に対する融資というものは、今後たいへんなウェイトを示してさういふのを迎へようとしていくわけでありす。その三機関に対して、上半期には大体どれぐらいの金額を予測されておりましたか。

○外山政府委員 これは、財投につきまして、スタートから二兆円をこえる貸し出し規模を予算に計上していただいております。そして年々ふ

えてはいるわけですが、ことしは伸び率も、ひときわ高いというふうなことで数字を計上しております。

いまのところ、第一・四半期でございますけれども、四一六の第一・四半期につきましては、五千五百億円の計上をしております。これは全体として四分の一を若干上回った金額でございます。

○鈴切委員 大体、中小企業に対して政府の関係機関が、これをバックアップするということは、私はたいへんな努力が必要であらう、こう思うわけでありますが、政府のほうは、そういうふうな対策をとって中小企業、零細企業に対しての救済をはかる。しかし市中銀行においても、それなりの、中小企業、零細企業に対して、あたたかい手を伸べていかなければならないと、私は常々思うわけです。

ところが、私、この間、予算の第二分科会で質問をいたしました。質問の内容は、大体こういう内容でありましたので、一応質問の内容を申し上げながら、こまかい点に入っていきたいと思ひます。

歩積も両建ての拘束預金については、これは独占禁止法の「不公正な取引方法」という、すなわち「自己の取引上の地位が相手方に対して優越していることを利用して、正常な商慣習に照して相手方に不当に不利益な条件で取引すること。」ということで、特に嚴重な監視をされ、五月と十一日の二回、事態の上から調査した内容を分析しているのが公取委員会であります。ところが一方、大蔵省においては、五月と十一月に拘束預金について金融機関に報告を求めておられます。その結果大蔵省の拘束預金の調査表と公正取引委員会との実態に大きな開きがあり、しかも表面的には改善されてきているかのように数字には出ておりますけれども、その実態は全く改善をされていないのです。むしろ内容的には巧妙、悪質になっているのが現状であります。あまつさえ、報告にないやみ拘束預金と金利措置をしていないやみ金利で、これは私が試算をしたわけでありますけれども、

数千億円にのぼるべく大な金利をかせいでいるのが金融機関の実態であります。そういう実態を示しながら、しかも大企業に優先をし、零細中小企業に対しては拘束預金を特にきびしい、そういう問題を取り上げた、それが大体の内容の骨子でありました。その上に立つて、さらに質問を進めてまいりたいわけであります。きょうは銀行局長をお呼びをしておったのですが、銀行局長、きょうは御都合が悪くて、課長さんがおいでになつていらっしゃるわけですが、私は、前に質問をしたその内容から、さらに深く問題を煮詰めていきたい、このように思うわけであります。

そこで、確認をしておきたいわけではありますが、吉田銀行局長は、先般の予算の第二分科会で、拘束預金に関し金融機関が大蔵省に対して報告する拘束預金の調査表の中に、虚偽の報告をしている事実について、確かに私の指摘しているとおりであると答弁され、これについては、少なくとも去年一年あるいはその前に、検査の結果、その事実をつかんでおるものがあります、こう答弁をされておりますが、そのとおりでございましょうか。

○米山説明員 先生が御指摘のように銀行局長確かに答えております。「虚偽の報告をしている」ということも、そのとおりだと思います。「こう言っておりますが、「虚偽の報告」という意味が、要するに銀行の報告と銀行検査の結果、そこに両者の間に判断の食い違いというもの等も含んだものであります。

○鈴木委員 あなたは、だいぶお話を曲げて答弁をされております。ですから、もう少し前から私、それじゃ申し上げましょう。私は、こういうふうに言っているわけであります。

私は、やみの拘束預金だというように思うのです。この事態は、それはとても大蔵省が検査をされてもわかりません。

ですから私は、少なくとも国会に、この拘束預金監視委員会あるいは地方の都市にそういうふうなものを徹底的につくって、そして監視し

なければ、こんなやみの拘束預金が改善されるわけはないじゃないですか。あなたのほうの、いわゆるこの表面的な拘束預金は、それはだんだんと改善されてくるでしょう。しかし、一方のほうが改善されると、さらに一方のほうが悪くなるのです。これが実態なんですよ。それを裏づけているのが、公取委員会の実態におけるところの、いわゆる拘束預金のアンケートなんです。ですから私は、そういうところまで気を使わないと、この問題は解決しませんよ。あなたは、たとえば銀行に行つて調べたつて、それは調べようがないじゃないですか。その点はどうなんですか。

私はあのときにこう質問をいたしました

確かに、お話しのように限界があると思います。しかし、少なくとも去年一年あるいはその前に、私もどが検査の結果つかんでおるものもかなりあるわけでございます。こういうことを繰り返しやり、それから、先ほど先生の御指摘のように、虚偽の報告をしているということもそのとおりだと思ひます。これについては、今後こういう虚偽の報告をしない、実績をつかむことによって、是正と責任を追及していききたい。それを遠からずやつていきたいというので、いま準備を進めておるのが実態であります。

しかし、何ぶん検査が二、三年に一回という
ことでございますから、同時に金融機関を見
るわけにはいきません。検査のたびごとにつか
んだというをもつて、その報告と照らし合
わせることによって、その報告をできるだけ真
実なものに近づけていくように努力を続けてい
きたい、かように考えております。

このとおりの答弁が返ってきているわけですが、それに間違いありませんねと、私はお聞きしているのです。

○米山説明員 御承知のように、これは虚偽の報告ということばの意味が、いろいろあると思いま

査の結果と報告は違ふという事実が相当見られます。○鈴木委員 それじや、虚偽の報告じやないですか。

○米山説明員 初めからたましておるといふふ

な意味でなく、いさゝか船渡の实体の判断にございますので、報告者である銀行と検査官の判定等々、そこに解釈の相違等も相当あります。ただ、局長答えておりますように、一部確かに、事実と違つて、単なる解釈の相違というより、ある程度作爲的なものも、ごく少数ではございますが、見られます。

か。
C 鈴木委員 それじゃ、虚体の報告じゃないです。

またその前に、私、こういふことを申し上げてありますよ。吉田銀行局長は、

た。引き締め下になってまいります。やはり實際問題として、中小企業の方々はどうしても弱い立場にあり、無理をさせられるというようなことがあることは、私は、いかなぬところだろうと思います。現に、私どもが昨年四月から十二月まで、いわゆる定例検査、金融機関の検査をいたしました場合に、四十五の金融機関を調べてみましたところ、件数にいたしまして三百件以上、

四百件近く、金額にしても相当の金額が、不適正ないですか。ここを、もう一度申し上げましょう。

四百件近く、金額にしても相当の金額が、不正な歩積み預金であるとして認めております。大体、件数にして一三％ぐらいが、やはりわれわれから見ても、どうもおかしいのじやないかというような感じがしております。その結果、そういう金融機関については、全部の債務者についてもう一度調査を直すように命じまして、あらためて報告を、それらの金融機関から求めましたところ、件数としてはかなり高い件数になつておるといふところから見まして、確かに

二十条の規定に基づく大臣の依命による通達に基づいてとっているものではないと、これは一定、私どもは行政指導に基づく報告の聴取と、こういうふうな考えておられますので、それが不実の記載をなしたときに、もちろん行政上の責任は追及すべきかと思いますが、この三十五條に該当するかどうかというの、ちょっと問題があるように思っています。

○鈴切委員 拘束性預金に関する報告書というのは、業務報告書の一部分でしよう、一部分にあるんです。当然、業務報告書の一部分になるのです。あなたたちは、それを違つて理屈をつけるでしよう。しかし、これは当然業務です。そのために行政指導に関して、金融機関が行政官庁に報告すべき報告書というものを提出しているわけでしょう。いわゆる主務大臣に対して提出するそういう書類等に不実の記載をなしたときには、こういうことになるじゃないですか。

○米山説明員 ただいま先生のお話になりました業務報告書と申しますのは、銀行法施行細則の第八條に、「銀行法第十條ノ規定ニ依リ業務報告書」云々と、こう書いてありまして、歩積み両建てに関する報告書は、この銀行法施行細則第八條に基づくものではないと、昭和四十一年の十一月の「拘束性預金等に関する報告書提出について」という銀行局長通達に基づき、いわゆる行政指導に基づく報告でございます。

○鈴切委員 銀行法第二十三條は……。

○米山説明員 銀行法第二十三條は、「銀行が法令、定款若ハ主務大臣ノ命令ニ違反シ又ハ公益ヲ害スベキ行為ヲ為シタルトキハ主務大臣ハ業務ノ停止若ハ取締役、監査役ノ改任ヲ命ジ又ハ経営ノ免許ヲ取消スコトヲ得、」こう書いてございます。この歩積み両建ての報告の不実の記載が、第二十三條に該当するものではないと、三十四條に該当するんじゃないですか。三十四條に該当するとあなた言ったじゃないですか。

○米山説明員 三十四條は、「業務報告書又ハ監査書ノ不実ノ記載、虚偽ノ公告其ノ他方法ニ依リ官庁又ハ公衆ヲ欺罔シタルトキ」ということで、私どもは、「其ノ他ノ方法」、これでもし官庁を欺罔したるとき、こういうふうな判断した場合には、この三十四條に該当すると思ひます。

○鈴切委員 「其ノ他ノ方法」ニ依リ官庁又ハ公衆ヲ欺罔シタルトキ、これに、言うならば三百件から四百件に近い、そういうふうな検査の中に、そういうものもあるだろうとおっしゃつたでしよう。それに対して、どうして警察庁のほうの司直の手にゆだねないのですか。そういう場合は、あなたは、こういうふうな問題については、こういう虚偽の報告があるということで、当然、警察庁に言わなければならぬのです。警察庁、おられますか。その点、どうですか。

○相川説明員 お答えいたします。

ただいま御指摘のございました点ですが、銀行等の業務に関する指導ということ、行政当局、大蔵省が所管官庁としておやりになっておるわけでございます。私も、銀行業務に関する犯罪、広く金融犯罪というのに取り組みたいと、検査いたします場合には、原則といたしまして、よく関係当局と密接な連絡をとりましてから、実態を把握して、違法かつ悪質なものについて、これを検挙していくというふうな方法をとっております。

○鈴切委員 まだそういうのは、たとえば銀行局のほうからおたくのほうへそういうふうな通知がなかった、しかし事実そういう問題があった場合には、あなたのほうは独自に、やはり当然それに對しては調査されるわけですか。

○相川説明員 この種事犯の端緒といひますか、事実を明確に把握するということは、私も常日ごろ情報活動その他でやっておりますけれども、十分把握できるというケースが少ないわけですから、行政官庁が行政指導を担当しておるわけですから、そういうところと密接に連絡をとりまして、端緒といひますか、そういうものを、通

報なり連絡なり、あるいは告発というものによつて把握して、捜査を進めていくというふうなケースが多いわけですが、しかし私どもの情報活動というものは、あるいは内偵活動の中で、いま御指摘のような銀行法違反だとか、その他の金融事犯というものが認知できる場合がございまして、そういうときは、私も独自でももちろん必要な捜査を進めていくということでございます。

○鈴切委員 銀行局は、そういう事実があったときには、直ちに警察のほうへ相談しなければならぬでしよう。あなたのほうで独断でそういうものを判断して、そして、過料とか体刑を加えるなんてことはできるわけがないのじゃないですか。そういう虚偽の報告をした者に対しては、こういう問題があるということで言うべきが当然じゃないですか。あなたは、いわゆる金融機関とあなたになつていふ言われてもしょうがないんですよ。そうじゃないですか。この点、どうなんですか。

○米山説明員 この三十四條に該当するような場合には、やはりそういうことを、法の定めるところによつて手続をする必要があると思ひます。ただ、御承知のように、こうした歩積み両建てと申しますのは、銀行と借入れ者の間のいろいろの取引の態様がきつめて複雑でございまして、一がいかに、これを直ちに法のさばきにゆだねるといふのは適当かどうか。やはりこうした問題は、行政指導によりまして、できるだけ改善を加えて、そしてだんだんそういうものの改善をはかつていく。しかも、その過程におきまして、非常に悪質なもののつきまちは、その法の定めるところに従つてさばく、こういうことが適当ではなからうかというの、私も基本的な考えでござい

○鈴切委員 あなたは改善を加える、改善を加えると言つておられますけれども、公取委員会が実態を調査した状況から見ますと、そんな改善をされてはいる状態ではありません。公取委員会から、昭和四十三年の十回以後の調査結果が出ておりま

すから、もう十九回ですが、十九回の内容をつぶさに検討してみますと、実態は何にも変わつておりません。あなたが言う、そんなに改善をされるような行政指導をして、直つていふという状態ではないんじゃないですか。そういうふうないまいることを、あなたたちがやっているから、だから、金融機関は図に乗つて、大蔵省はこの問題については十分に目こぼしをしていくれているといふ、言うならばなめ切つていふじゃないですか。だから変わらないうじゃないですか。変わらないうです。十九回も公取委員会が実態を調べた、内容がどれだけ変わつていますか、変わつてはいません。片一方が、表面的な数字が変われば、今度裏のほうの数字がずつとふえてくるじゃないですか。また大蔵省のほうでは、このいわゆる歩積み両建ての行政指導を何回やつたのですか、回数を言つてください。いまだ通達の行政指導を何回やつたのですか。

○米山説明員 これは、いろいろこういう引き締め下に、こうした状況が多くなりそうなきに、そのつど指導はしておりますが、特に大きな指導、通達等によりまして大きな措置をしたものは、三十九年六月、四十一年十一月、四十四年九月の三回でございます。

○鈴切委員 そのようにして大きな通達をしたのは三回、小さい通達みたいなものを、歩積み両建てに関してやつたのは、もう何回かやっていますね。それでも変わらないんですよ、これは。要するに大蔵省が、銀行法に照らしてこうなんだという断固とした姿勢を示せない限りは変わりつこないのです。いいですか、もう少し今後、大蔵省としては、この問題に対して真剣に取り組んでいかれますか、その御決意をお聞かせいたします。

○米山説明員 確かに先生おっしゃる通りに、最後の手段としましては、法に照らして厳重な処罰をすることもありますが、私も、まだまだ行政指導を強化することによつて、その状態の改善をはかれる余地がある、こういうふうな思つております。前から、三十九年の通達により

ましても、この整理に当たりましては、担当重役をきめまして、その担当役員が先頭に立つて十分チェックして報告を出すようにと、こうしております。そうして、その結果、依然として改善が進まないなら、銀行の最高責任者の責任の追及をも含め、厳重な行政上の措置をとる、こういうふうなやっております。私どもは、いままでも何回か、果次の検査によりまして、そのつど一応警告を発しておりますが、今後、やはり先生の御指摘のように、まだこういう態度を——これから、さらに厳格な行政指導を行なうこととしまして、現在、報告にあたりまして、担当役員をチェックを——その厳重にさせまして、なお検査の結果と著しく相違があるような場合には、その役員の身分上のいろいろの責任を追及するといふようなことを含めまして、行政上の措置をとるといふことを銀行に強く伝えるつもりでおります。

○鈴木委員 役員はいわゆる責任を追及するのはあたりまえなんです。銀行法からいけばあたりまえのことです。そのほか具体的に銀行局長の答弁からいきますと、「虚偽の報告をしている」ということもそのとおりだと思えます。これについては、今後こういう虚偽の報告をしない、実績をつかむことによつて、是正と責任を追及していきたい。それを遠からずやっていきたいというので、いま準備を進めておるのが実態であります。」と答弁されておりますけれども、もっと具体的なものがなければ、とてもとてもこの問題は正されるはずがありません。その点、どんな考え方がありますか。

○米山説明員 私ども検査の結果、どういう点に、銀行の歩積み面建ての報告について間違つた点があるか、そういう点につきまして、よくケースを各金融機関に連絡しまして、報告にあたつては、そういうことの絶縁にならないように、担当重役が十分チェックして報告するように、それから、もしそうした報告が、検査の結果と違う場合には、責任者の責任を追及する、こういうことで私は相当の効果があがるものと考えております。

○鈴木委員 そんなことでは、あがりつこないです。たとえば、おそらくあなた方は考えられておると思いますが、そういうような状態になつた場合には、懲罰的な意味を含めて新しい店舗の進出は認めない、こういう問題とか、あるいはおたくのほうで実態をもつと調査をするという方法を何か考えておられるかどうかという問題もあるでしょう。あるいはこういうような手口でやっていると、それから金融機関があるということ、皆さん方が金融機関を集めて言わなくちゃならぬ、そういう問題もあるでしょう。それからまた利用者、こういう問題については、わからないわけですから、何らかの利用者に対して、具体的に、こういうふうになりましたといつて知らせる方法だつてあるでしょう。そういう点をお考えになつていないのですか。一体どうなんでしょうか。

○米山説明員 先ほど申しましたように、最高責任者の責任も含めまして、その他の行政措置も含めて厳格に責任を追及する、こういう中には店舗の問題も当然入るわけでございます。これは銀行にとりましては、一番痛い問題でございますが、私は、その点あまりここで申し上げるのは、何だと思ひましたので、あえて触れなかつたわけでございますが、当然、行政処分の中にはそういう問題は入つてまいります。

それから、いま先生指摘されましたように、財務局には歩積み面建ての苦情相談所というのが、金融課長が中心になってあります。ただ、これが、いままでは苦情が来るのを漫然と待っていたというのが実情でございます。件数も年に二件とか三件といつたような苦情を、ただ漫然と役所のほうで待つてゐる、やはりそういう状態でございます。でも、もう少し、たとえばこれはアンケートを、あまり記名式でやりますと、ほんとうのことが出てこない場合もありますので、アンケート調査等も役所みずからそうした点をやってみたらどうかというふうなことも検討しております。

蔵省銀行局の姿勢がなければ、金融機関はこの歩積み面建ての問題については、ちつとも変わつてきませんよ。そういう点をさらに研究されて、最後はやはり銀行法を改正しなくてはだめです。どういふふうな改正するかという、歩積み面建ての拘束預金に關して虚偽の報告をし、金利措置をしない場合は云々ということで、過料を加えるぐらゐの内容を当然入れての銀行法改正ということも、今後考えていかなければだめなんです。いいですか。やみ拘束預金は金利措置してないじゃないですか。どうですか。やみ拘束預金は金利措置していませんよ。だから、あなたがどれだけ変わるかは、これからの数字が示すでしょう。あるいは数字は大きくなるかも知れません。しかし、もう二重構造のやみ拘束預金などというのは、徹底的に追放して、ガラス張りに金融機関はやらなければ、これは言うならば、信用の美名に隠れた全く悪質な行為です。それじゃないですか。

石油業界は、諸悪の根源であるなんて田中さんは言われたが、金融機関が諸悪の根源です。銀行法を改正して、もし行政指導が行き届かなかつたら、それくらいの決意で臨むとあなたは言えませんか。

○米山説明員 私どもは、できるだけ行政指導を積みまして、改善に努力してまいりたいと思ひます。それでもなおかつ、依然として改善が見られない場合には、やはりいろいろの方面の検討が要るんじゃないかと思ひます。

○鈴木委員 ちょっと具体的な問題ですが、あまりひどいので、この点については私は申し上げたいと思つてゐます。金融機関名をあえて申し上げます。あまりにたちが悪いから申し上げます。播州信用金庫東支店です。場所は姫路市神屋町であります。そして私の調査によつて判明をした相手は、ある建設工業株式会社、そのように申し上げましょうか。さらに、あるというのがわからなければYにしましょう。なぜ私がそう申し上げるかという、こういう問題になりますと、たちまちのうちに、また金融機関は仕返しをしかねないから、

私はそう申し上げるのであつて、それについてあとでそういうことは絶対にさせないということ、あなたが確約してください、いいですね。

実は、借り入れ総額は、昭和四十九年三月五日現在で一億三千万であります。その内訳は、播州信用金庫九千六百万、それから全信連三千四百万であります。拘束預金の内訳について申し上げますと、定期が六千五百万、積み立て利益が五百万、出資金が百万、だいたい拘束をされております。しかも姫路市の一等地にある家、時価にして一億四千万です。それから播州信用金庫が根拠当としてつてゐるのは五千万、全信連が根拠当としてつてゐるのは四千万、九千万です。ですから、一億四千万くらいの時価のものだということでありまして、これについて、もちろん金利の措置はされております。これについて、もちろん金利の措置はされております。お調べになつてくだされ。それから拘束預金の通知、これは、やつてないわけでありまして、ところが、この内容たるや、まことにけしからぬ内容であります。昭和四十七年四月十七日、この方が二百万円借りたといふふうな信用金庫のほうに申し出をしましたときに、二百万円お貸ししましょう、ただし千一百万円借りたといふことにして、一千万円は定期にしてください、この定期は拘束されました。それから四十七年九月十六日、前の支店長だといふ男が業務の成績をあげたいから協力してくれ、こういうふうな言つて、定期をお願いしたいといふふうな来たのです。そのときに定期を積み立てる金がないと言つたら、不動産から出しますと言つて二千万円出して、二千万円その日に定期ですよ。これは悪質な即時面建てじゃないですか。

それから、昭和四十八年の九月の八日、六百万円借りた、こういうふうな言つたら、先ほどの例と同じように、お貸ししましょう、ただし、二千六百万円借りてください、二千万円は定期にしてくださいと言つて、二千万円は定期になつておる。

もう一つあります。四十七年の十一月の二十九日、先ほどの全信連、それからこの信用金庫を通

じて設備資金にぜひともほしいからといってお願いをして、その信用金庫を通じて全信連から四千万円を借りた。ところが、その四千万円は、四十八年の一月二十三日付の通知預金として播州信用金庫に保管された。そして四十七年の十二月の六日、その通知預金であったのが、いつの間にか四千万円が、今度は播州信用金庫の借入れ分に充当されてしまっている。

これは、どういうことなんですか。私、あなたに何も通告をしなかったから、あなたは内容を知らないでしょう。内容を知るはずはありませんが、これではひど過ぎやしないか。全信連から借りた四千万円金なんというのは、全然、自分が使える金ではないんですよ。そして毎月毎月七十七何万円、元金が四十万円、利息三十何万円ずつ払っているんですよ。こんなことを許していいのですか。私は、これがもし事実だとしたら、たいへんなことだと思えます。こんなことをされたら、中小企業、零細企業は全部倒産しますよ。このところは幸いにして資産があるものだから、まるで資産に食いついた吸血鬼みたいな状態じゃないですか。それが信用を大事にする金融機関の実態ですよ。直ちに調査しなさい。直ちに調査して、あなたたちが、それに対してどういうことをされるか、報告してください。いいですね。

しかも、この人は勇気をもって言ってくれたと私は思うんですよ、実際において。しかし、その仕返しがかいと言っていました。仕返しがないように、監督官庁である大蔵省は、その最後まで見届けてあげてもらいたいと思うんですが、よく調べて、その御返事をいただきたい。答弁してください。

○米山説明員 いま先生の御指摘が事実でありますなら、まことにけしからぬ、私どもの通達の全部が無視された措置でございます。厳重に調査いたしますして、何らかの措置をいたしたいと思えますし、お知らせしていただいた方には、絶対に御迷惑がからないようにいたしたいと思えます。

ておられると思いますが、不公正な取引ということ、優越した地位を利用してはいけないということとでありますけれども、この不公正な取引というのは非常にあいまいですね。そこで、昭和四十八年度に、不公正な取引において摘発した例がありますか。

○吉田(文)政府委員 それは歩積み両建てでございいますか。(鈴切委員) そうじゃない、全部です。と呼ぶ。それは、不公正な取引方法と申しましたが、一般指定、特殊指定をいまして、一般指定はかなりございいます。

○鈴切委員 不公正な取引による優越した地位の基準というものは、どこにあるのですか。歩積み両建てに対して、あなた方はどういうふうに基準を考えておられるか。

○吉田(文)政府委員 十号の優越した地位の乱用、その基準というのは、なかなかむずかしいのでございまして、業種によって違うわけでございしますが、歩積み両建てについては、まだはっきりした基準はできておりません。これは昭和三十七、八年ごろ、いろいろ検討したわけでございしますが、実態面、技術面から非常にむずかしいということとで、明確な基準はまだ持っておりません。

○鈴切委員 銀行局長をやっておられた方が、公取のほうにお行きになって、やはりこの歩積み両建ては、特殊指導しなければ、とてもじゃないけれども、不公正な取引、優越した地位を乱用した、そういうものに対しては取り締まることはできない、こういうふうに言われて、そのときに検討されたと思うんですけれども、私は、いまこういうような状態になって、どんどん問題が出てきているときこそ、特殊指定をする時代だと思っておりますが、検討する余地がありますか。

三年ぐらいかかって検討したわけでございしますが、技術的にも実態の面からも、何ををもって不当な拘束預金とするのか、その具体的な基準づくりが非常にむずかしいということで、そのままになっておるわけでございいます。

しかしながら、それと同時に、三十九年から五月、十一月の二回にわたりまして、毎年、五千万円以下の中小企業を対象として、実態調査を行なっているわけでございいます。ただ、これは私がするとかしないとかを、事務局長でございしますから、きめられる問題じゃございしませんけれども、当面はまず特殊指定をするという考えは、委員会としては持っております。

○鈴切委員 こういう問題が次から次へと出てくる以上は、少なくとも公取においては、厳格な歯止めをかけなくてはならないと思うのです。いままでは、そうであったかも知れないけれども、今後、検討する余地はまるきりないのか。百貨店における特殊指定とか、いろいろ特殊指定があります。そういうことできちっと綿密に細分をして、特殊指定をやっているのがあるわけですが、そういうことをしないと、歩積み両建ての問題は、ただばく然として不公正な取引ということだけでそれを取り締まることは、全く不可能に近いわけですから、それを今後は検討の課題にしたいというふうに思いますが、私はそのように御提案申し上げていられるんですが、いかがでしょう。

○吉田(文)政府委員 これは、やはり委員会としてきめていただきたいと、私だけで検討いたしますと申し上げても、事務局だけの見解になります。先生、御趣旨は、同感でございしますので、十分委員会にもお伝えしたいというふうに考えます。

ただ、一般指定の十号の優越した地位の乱用、これに基づいて、これは最近ではございせんけれども、歩積み両建ての事例を調査したという事例はございします。しかし非常に数は少のうございします。

○鈴切委員 公取も、もう少し独立した機関として、あなたたちは実態を調べているのですから、出てきた内容におかしいものがあれば、ただ呼んで指導する、金融機関だから信用を大事にするから、その程度にとどめておこうなんて、そんな——しかも公取委員会の第一条の精神からいいますと、これじゃ全く国民はがっかりしますよ。公取委員会は、そういうふうな問題があったら、さらに細部まで調べて、そして、そういう問題があったならば勧告もしたり、いろいろ摘発もしたりしなくちゃならぬじゃないですか。そういう姿勢があるかどうかということを、私はお聞きしたい。

○吉田(文)政府委員 それは、ただ単に年に一回、毎年調査を行なうというだけじゃございせん。実際に目に余る過大な歩積み両建てというものがございしますれば、これは調査をいたしまして、不公正な取引方法の規定によって処分をしたい、そういう姿勢でいることは、これは間違いないと思います。

ただ、今後ますます金融情勢が逼迫してまいりますので、より一そう厳重に監視して、違反については是正勧告をしたい、こういうふうに思っています。

○鈴切委員 先ほどの播州信用金庫の件につきまして、あなたのほうで調査されるでしょう。それで、こんなひどい状態であれば、あなた方は何らか手を打たなくちゃならぬと思うのですが、そういう問題については、警察庁はよくひとつ大蔵省と連絡をとってください。いまのような内容が許されたら、もう中小企業、零細企業は全部つぶれてしましますよ。たいへんな金利を払っておりまして、高利貸しと同じだ。ていどのいい高利貸しですよ。

だから、そういう点で連絡をおとりになっておやりになるかどうか、調べられるかどうか。

○相川説明員 ただいま先生の御指摘を待つまでもなく、先ほど具体的な事例をあげられましたが、よく大蔵当局の調査の結果もお聞きしまして、私も警察としても、十分に検討を加えていきたい

と思います。

○鈴切委員 私も与えられた時間がもうありませんので、結論に入ってまいりますけれども、中小企業庁長官並びに中曾根通産大臣、いまお聞きになりました、いわゆる金融機関が大蔵省に報告をしている表面的な、言うならば拘束預金とは別に、やみの拘束預金、やみの金利、これを取って何千億という金を、金融機関はもう持っているかっこうになっているわけですね。そして新しい店舗を、一坪何百万円もする場所に建てて、どんどん増設をしているという状態です。苦しんでいるのは中小企業、零細企業です。こういう状態は、私は見るに忍びない。中小企業庁長官としても、やはりあなたは、零細企業、中小企業を守らなくちゃならない、言うならばその責任者でしょう。また中曾根通産大臣も、そういう点については、御理解のある大臣だ、私は、そのように思っております。

そういう点について、今後どういうふうに、この問題についても、また中小企業の問題についても、取り組んでいかれるか、御決意のほどを伺っておきましょう。

○中曾根通産大臣 いま事例を伺っております、もし、これが真実であるとすれば、ひどい例があるものだと思います。われわれが中小企業の金融対策のために、一生懸命やっている裏に、こういう隠れた事実がもしありとすれば、これは、ゆゆしき事態である。今後とも大蔵省と連絡をとりまして、そういうことの絶滅を期し、かつ、そういうケースに落ち込まないように、政府系三機関等を誘導いたしまして、中小企業を守っていきたいと思います。

○外山政府委員 御指摘のとおり、中小企業者にとって金融は、非常に大事な政策でございますし、それが、いま御指摘のような歩積み両建てによって致命的な影響を受けているということになります。これは、たいへんな問題でございます。かねがね私も、事態をできるだけつかみみたいというところで、地方の商工会議所とか商工会等を通じて中小企業者のこの点についての不平、不満を

できるだけ吸収するようにとめておるわけでございますが、さっきも先生がおっしゃいましたように、なかなか御自身で申し出てくる人が少のうございます。私も、私どもも事態を、いろいろ大蔵省なり公取等から伺いまして、できるだけ是正をお願いをしてまいりました。でございますが、今後も私も事態を、少しでもつかめるようにしたいし、また、それに応じて従来より以上に、大蔵省なり公取なりが適切な措置をとっていただけるように、お願いも強めてまいりたい、こう考える次第でございます。

○鈴切委員 時間になりましたので、これで質問を終わらせていただきます。

○徳安委員長 吉田法晴君。

○吉田委員 私は、中小企業も、特に部落産業の問題を取り上げて、特別措置法に基づく特別措置を御要請したいと思っております。

実はお手元に「部落解放国民運動中央行動」という通産省の資料があります。それをこらんだいて、まず部落産業ということについての御認識をいただきました。特に通産大臣あるいは中小企業庁長官——うしろにおられます課長さんたちには、何べんもお目にかかりまして、私も過去三回の通産省の交渉に列席をいたしましたし、今日ここで中小企業庁設置法の改正に伴いまして取り上げるに付いては、私自身が少し実態を知っておかなければなりませんので、振興課長さんに教えられてまいりますか、大阪、それから奈良に渡りまして、三、四カ所見てまいりました。それから要望も聞いてまいりました。それを、あとでお尋ねするつもりであります。

まず最初に、通産省に出して、何回か折衝してまいりました通産省に対する要望、「中小企業対策、部落産業についての要望」を中心にして、まず御説明をする意味でお尋ねをいたしたいと思っております。

未解放部落というものは御存じだと思います。それから特に同対策、部落問題についての審議会を総理府につくってもらいまして、その答申が出

ました。そして、それからその答申に基づいて特別措置法が制定されました。これは、この内閣委員会で各党の議員提案によって満場一致で成立した法律でございますが、そのことは、通産大臣あるいは中小企業庁長官は御存じなのかどうか。これをまず承りたい。

○外山政府委員 よく存じております。

○吉田委員 それでは、過去何回か——実際には中小企業庁長官が何回か出られました。長官も出られたことが、あるいはあるかもしれないと思うのでありますが、その模様はお聞きになり、どういふ要望を持っておるかということも御存じでしょうか、あわせて承りたい。

○外山政府委員 実は私、長官になりましたのは、昨年の七月でございますが、その二年前に次長を、一年半ほどやっておりまして、当時と問題が同じものもございまして、さらに情勢の変化の中で新しい要求もございましてと思っておりますが、当時、一年ほどこの問題には取り組んだ記憶がございます。

○吉田委員 これは、時間をかけて説明をしなればなりませんけれども、大臣は、部落問題あるいは特別措置法、それから通産省関係でどういふ要望をしておりますかは、御存じでございますし、うか、承りたい。

○中曾根通産大臣 私も特別の関心を持ちまして、りっぱな政策をやりたいと念願しております。したが、正直に申し上げまして、よくやっていた方がいいと言いたいのですが、どうも画期的な法律ができたにかかわらず——それから、これは十年間の時限立法で、五年をすでに過ぎております。この部落産業について、決定的な対策が立てられ、そして進んでおるかといえますと、努力はしていたところでありますが、残念なことに、まだこれこれと、それからこの調子でいけば、この問題は片づくところまでいっていないことを残念に思います。そして正直申し上げまして、それは、実際には部落問題というものについて、御理解がな

いのではないかと思います。

そこで、部落問題について若干申し上げますけれども、農村でいいますと、封建時代に、徳川時代に部落がつくられた、あるいは部落差別が完成されたといいますが、土地を離れた農民が、これは罰も含めてでございまして、田や畑の生産土地から隔離された山陰やあるいは堤防の下であるとかあるいは湿地であるとか、そういうところに住みついて、生産の土地は与えられなかった、あるいは耕すことを許されなかった、そこで条件の悪い一部に住みついて、死んだ馬や牛の死体を片づけるとかという仕事を始めた。

ですから、遠くから見ると、家もみすぼらしいし、あるいは道も狭く、曲がりくねって消防車も入らぬ。遠くから見ると、あそこは部落だということはおぼろげと先輩等も数えてくれたり、私も見て回っても、そういう感じがいたしました。そして上下水道もなければ、あるいは区画整理や土地改良も行なわれないで——私、北九州で市長をしておりまして間に、小倉あるいは八幡で水道を引きました。市になって何年たったかといいますが、三十年たつておる。ですから、市に合併されても、三十年も行政の恩恵に浴しなかった。おそらく何百年と政治なり行政の恩恵に浴していないと思うのです。そのことについては、おそらく皆さんも、十分御存じないのでなかろうかと私は思います。

部落産業についていいますと、いわゆる原始蓄積はありません。イギリスの産業革命に代表されますけれども、資本主義の発達の初期は繊維産業、軽工業ですね。それにしまして、原始蓄積がなされて産業が興ってきた。日本の場合にはどうしてこれが行なわれてきたか。あるいはその間に、封建的な生産関係あるいは労働の関係が利用され——日本の資本主義の発達の特殊性を、ここで長々と述べようとは思いませんけれども、実態を見てみて、とにかく蓄積はありません。封建時代の、皮をはいて、そして加工をしておいたその当時の工場にいたようなものがやはり使われてい

る。

皮革産業を、大阪であるいは奈良で三、四カ所見てまいりましたが、それに対して特別措置法というか、特別な措置をしておる、あるいは近代化資金も借りられます、こういったものが、いまから申し上げても、共同化をすることによって、近代化におくれはせながらでも追いつこう、土地を県、市等で確保してもらって、そこで四十軒あつた皮革産業、なめしの仕事に従事する人が、もう十軒ほどになつてゐるが、その人たちが、共同で仕事をすることによって設備を新しくし、そしてまた、協業的近代化をはかろうとするけれども、それに対しては金は貸します、融資はあつせんいたしますけれども、補助はいたしません。

いわば前近代的な生産方法をやつていて、それが、おくれはせながら——日本ではいいですと、明治の初めから今日まで百年かかつておられます。その百年おくれに追いつこうとするのに、特別な措置を講じてやらなければ、これは、どうにも追いつけないというのが実情であります。

他方、皮革の関係でいいますと、皮革の輸入から販売あるいはくつの製造あるいはなめし、そういう皮革製品の生産、販売の分野に大資本が入つてまいつておられます。私の県でいいますと、久留米の日本ゴムあるいは月星ゴム等は、昔は和服ではくたびをつくつておりました。たびから地下たび、そして、このごろではズック、すでに紳士物のくつも、大量生産をしております。イタリアと技術提携をして、日本ゴムや月星ゴムがくつをつくつてゐる。そこで、くつをつくつてゐる産業を見ますと、女のくつは流行が激しい、いろいろあるから、辛うじてつくつておられますけれども、紳士くつは大企業に対抗すべくもない、こういう実態であります。

その実態に対する要望が、お手元でござんただいております通産省に対する要望になつておるところであります。最初、通産大臣なり企業庁長官に、この部落産業に対する特別措置法に基づく通産省なりあるいは中小企業庁としての指導、

援助の決意を、ひとつ伺いたいと思ひます。

○外山政府委員 同和地区の部落産業が、同じ中小企業ではございませうけれども、中小零細企業としての弱点と申しますか、そういった点を、ことさら強く持つてゐる存在である、そして、そういったことを配慮して、中小企業政策の中でも、とりわけその点を頭に置いた助成措置を考えなければいけない、こういう基本的な考え方で、私どもとしては従来やつてまいつたつもりでおります。

もちろん御指摘のような、たとえば共同化の事業を助長するということは、中小企業がみずから育成されていくと申しますか、向上していくための非常に重要な手段でございしますが、その共同化に対する助成手段につきましても、他のもの以上に有利な条件というものを、この部落産業には必要であらうというふうな配慮もできるだけにして、あるつもりでございします。また、たとえば輸入の自由化問題あるいは資本の自由化問題におきましても、部落産業の融資というものにつきましても、やはり特別な配慮をするようにお願いもします。また事実そういう取り計らいもしていると思ひます。

それから、金融につきまして、金を貸すだけであつて、ただの金を出さぬのじやないかという御指摘がございしましたけれども、これはなるべく自己リスクのもとにこれが向上することが基本であるという考え方で、金融上の配慮はいたしますけれども、技術関係の問題あるいは指導関係の問題、そういうことに対しての一般会計の助成は、できるだけ強化する、指導員もふやすし、助成対象もふやすし、かつ産業振興のための委託費といったものも強化するということはいたしますけれども、金融上の手段でこれを応援していくといふかまを基本に持ちながらいろいろくふうしていく、そういったような基本的な考え方でいまいた態度で、やはり部落産業の実情に即した、中小企業対策の中でも、とりわけそういった点を考慮した政策を今後も充実していくべきであらう、

こういうふうな私どもは考えております。

○吉田委員 普通の中小企業対策だけではいかぬという点は、お認めいただきましたが、それから先については、金融的な援助はする、特別に金融の措置あるいは金融についての利子補給でありますか、何でありますか知りませんが、多少、特別のものを考えよう、しかし、それ以上のことは、やはり云々というお話、私ども、やはり通産省、特に中小企業庁と折衝をしております、資本主義のことだから、レッセフェアの原則が働くというところは、わからぬことはあります。しかし中小企業対策で、大資本と対抗をして、それこそ大きくなるものは大きくなって、小さいものは小さい条件の悪いものは落ちていく、これでは問題が片づかぬというところは、お認めいただけるのじやないかと思ひます。

ところが、実際に見ておきますと、全国的に見ましても、部落産業というものは、皮革産業が多いのですが、全国的にいえば、ほとんど、やはりそれが半減といひますか、崩壊の危機といひますか、私の出身の福岡県、小さいときから見ると、ますますいわゆる皮革産業等部落産業は、ほとんど壊滅してあります。福岡県の方にしましては、もう救いようがないと思ひます。それから一番ひどいのは産炭地です。炭鉱に働いておりました、炭鉱が全部なくなつてしまつたから、一べん都会に出てきました。しかし家族や年寄りを残しておきますから、結局また帰る。そして地元にあります仕事は、生活保護か失対か、せいぜいいいので市町村役場の清掃などの現業関係、そして残つております部落産業については、レッセフェアの原則で、自由競争で大きくなるものは大きくなって、小さくなるものは死んでもしょうがない——死んでもしょうがないといひますか、中小企業としては、なくなつてもしょうがないといふことでは、これは問題の解決にならぬことは、お認めいただけるのじやないでしょうか。どうでしょう。

○外山政府委員 一口に中小企業と申しまして、私も、私どもが対象として考えております中小企業は、非常に多様でございします。その多様な中小企業の中の一つとして、きわめて特色的と申しますか、問題性を非常に持つた分野であるという自覚のもとに、中小企業対策の範囲内で、やはりこの分野の中小企業対策は、その実情に即し、業種、業態に即してということに十分考慮して、内容を的確に形成していくということが大事であらうと思ひます。つまり中小企業対策の範囲内で、業種業態に即した適切な政策を考えていく。その一環として部落産業に対する育成政策を、私どもは、先ほど申しましたような考え方で、助成条件の有利化とかあるいは国際化の問題との調和とか、そういう点を、ほかの産業とは違つて考えるといふふうな基本的態度で来ておるつもりでございします。

それからもう一点は、やはり部落産業と申しましても、個別業種の問題であらうと思ひます。したがひまして、その業種に即した近代化政策、業種に即した振興策というところも、やはりこれは大事であらうと思ひます。そういった意味の特色を、業種ごとに、実情に即した振興策をとつていただく。それも、やはり部落産業が、その相当分野を占めておるということを頭に置いた振興策を業種ごとに考えてほしい、こういうことを私どもとしては進めてまいりたい、こう考えるわけでございします。

○吉田委員 農業問題もたいへんむずかしい。農民の一人一人が農業を経営している。中小企業もそういう意味ではたいへんむずかしい。全体の中、中小企業対策というものは、これは通産大臣も含めてお考えをいただいていると思ひますが、特に部落産業については、日本の資本主義の発足当時から百年、それを、部落産業として共同化、近代化を進めていくということになります。一応やはりみんなを救つてやるということを考えなければならぬ。私は、日本の農業問題あるいは日本の中小企業対策と、それから、あまりよその国のことは、知りませんが、中国の例をしれば見るの

ですが、違ふのは、ふるい落としをやるか、あるいは農民なら農民、中小企業なら中小企業を全体としてみんな救う道を考えてやるか、そこに大きな違いがあるように思います。

私は、少なくとも部落産業の問題についていえば、その中でふるい落としがあってもいい——現地を見ましたところでは、奈良で見ましたところでは、小さい工場を経営している。それから、その下請をやっている、これは一人で下請をやっている、完全な家内労働、それから問屋があります。その問屋は、多少経営はどうかはしませんが、これも、これは一応商売として立っている。資産も相当です。そのそれぞれについて考えなければならなりませんけれども、私は、いわゆる部落産業の中心だと考えられる、小さい、何人かを使っている、おのる企業の人、これはやはり協業化、近代化を促進しなければならぬ部分だと思っています。

それからもう一つ、そこに使われている人、あるいは下請をやっている人、これは実際には中小企業者というよりも労働者です。その問題があると思います。問題があると思いますが、部落産業としての中小企業云々ということになりますと、その下請を何人か持ち、それから何人か使っている企業者が、近代化し得るような、あるいは製品についても、生産費についても、争い得るだけの——大企業が進出している、先ほど日本ゴムや月星ゴムのことを言いましたけれども、それだけのことをしてやらなければならぬ。それには、やはり共同化しないのではなからうか。その共同化を機会に、おこなっております百年の原始蓄積相当の部分の援助をしてやるといふのが、私は部落産業の中小企業対策だと思ふのです。その点は、大体、御賛成いただけましょうか。

○外山政府委員 私は、先ほど中小企業対策の中で占める共同化、協業化の重要性を一つ触れたかと思ひますが、そういう点で申しますと、いま先生の部落産業についても、全く同様の見解であつて、その中から中小企業は救われていくべきであらうし、それから部落産業も、ただ、その程度

は別といたしましても、やはりそういう方向でいくべきであらうという御指摘だと思いますから、全く同意見ではないだろうかというふうに考えます。

○吉田委員 具体的に何力所かの業種についてお尋ねをしたいと思います、その前に通観をして、みんなに共通をする問題で、いまお話しのとおり、これは、やはり業種ごとに共同化あるいは近代化をはからなければならぬが、その同じ業種の同じ地域におる人たちについては、全部を共同化に協力させなければならぬ。それに最近、いろいろな意見の違い、政治的な意見の違いもあつて、それが障害になつておるのを、それぞれのところを感じました。一つの地域で、そして一つの業種ならば、残りなく共同化に参加をさせるべきだと私は思います。

そういう意味では、特別措置法については、各党が全部賛成をしてくださつたのですから、それぞれの党派の利害でなしに、ほんとうに部落民のために、おくれた部落民のために御協力を願うように、私どもも努力をいたしますが、行政庁として、通産省あるいは中小企業庁で、その点については、みんなのためにぜひ協業化できますように、はんばの取り扱いがきめよう、差別的な取り扱いができまじよう、お願いをしたいと思います。これはお願いします。

次は、具体的に、吹田で皮のなめしに従つておりますところを何軒か見ました。そこで、時間をごいません、私も、きのうまで参つていて、まゝとめておりまじせん、四カ所、四業種ぐらゐについて、個別にお尋ねを、あとで総括の際に、大臣と長官に承りたいと思ひます。

皮のなめしをやつておりますが、吹田市で、かつては四十軒ほどあつたそうです。現在では十一、二軒というところであります。これは昔の方法ではなくて、なめしの方法も多少近代化になつて、くさはなくなつて、全くなくなつたというわけにはいきまじせんけれども、ただ、共同化いたしました、クロムなめし等をやつていきますと、そ

のほうの公害問題等を考えなければならぬのじやないかとさへ思つたのです。

ところで、外国からどんな入つてくる。あるところで見ましたら、大部分、その八〇%近くがアメリカ、それからオーストラリアから一割、内地産が一割というぐらゐに、内地産のなめしの量が非常に減つておる。そういう中で、対抗をして生産の近代化、あるいは生産性を上げるには、どうしても共同化をしなければならぬ。それで千三百平米ほどの土地は、府と市とで確保をして、機械のほうは、古くなつたのもあります、新しいのもあります。ある一軒は比軒の新しい。しかしこの機械設備については、それぞれの間の連携というものはあまりありません。流れ作業になつておりません。それから二軒は、十年以上たつておる機械で、共同化をするとなれば、そろそろ買いかへなければならぬと思うのですが、機械については、補助があるけれども、しかし作業所自身については、何ら補助の方法もない。

そこで、その建物の建設について、防災街区については補助があるが、同じような環境改善街区補助というものを制度として考えられないだろうか。幸いに、去年オーストラリアで調査、見学をされてもつたが、オーストラリアで皮革のなめしをやつておられます工場は、れんが建てで、外観から見ますと、オフィスと何ら変わりがありません。やはりいまのこの建物のお粗末さ、あるいは外観の悪さというものは、環境の不良となつておるところだが、その人の言うのには、共同作業所については、昭和二十九年まで補助制度があつた。

そこで、厚生省が制度として持つておられる大型共同作業所の制度を利用して共同作業所はつくれないか、あるいは政府として、これは建設省になるかもしませんが、中小企業対策として、共同化の可能な方法として防災街区的環境改善街区補助というものはできぬか、こういうのですが、厚生省にも来ていただいておりますけれども、これは中小企業の近代化、共同化のかきですから、まず中小企業庁、あとで厚生省にお伺ひしたい。

○小山(寒)政府委員 先生御指摘の、建設省でやつておられます防災街区並みに補助を考えられないか、こういう点でございしますが、これは御存じかと思ひますけれども、建設省のこの補助は、その建物、添えもの自体が対象になつておるわけでございます、不燃建築化に對しまして、その設計料とか除去費、仮設店舗、共同付帯施設、たとえば水道、ガスというようなものについて補助が行なわれるものであるというふうに伺つております。それは私の聞き違いがあるかもしれません。

中小企業の高度化施策としては、先ほど長官も申し上げましたが、協業化というのが、同和地区についても、同じように非常に有効な施策でございまして、特に四十七年度から、中小企業振興事業団の高度化資金の中に、同和ワグというものを設けまして、一般の場合には、所要資金の六五%を、金利二分七厘で融資を行なうわけでございしますが、本件につきましては、八〇%までを無利子で融資を行なう、こういう制度をつくつておるわけでございします。この制度を四十九年度も大いに拡張いたしまして、事業団に対する出資の規模で十二億円のものが、二十六億円というふうに広がつております。これは国と県と同額を負担して、さらに自己資金が二〇%になります、事業規模として六十五億のものが行なわれる、こういうことになつておるわけでございします。

それで、私も通産省の同和対策といたしましては、地区の産業を、近代企業として自立させるというところに中心を置いておるわけでございします。特にその施設から利益を生むような工場施設そのものにつきましては、八〇%無利子という、上記のような融資ベースによる助成が限界ではないかというふうに考えておるわけでございします。これ自身が、よくよく考えてみますと、非常に有利な制度であるというふうに考えておるわけでございします。

○吉田委員 あとで大臣、長官には承りまじょう。お手元にあります通産省に対する要望の資料の

五のところに、「大型共同作業所設置および指導業務は、云々と書いてございますが、三カ所、四カ所回りまわした地域と業種に共通してあるのが共同作業所だものですから、あとでまたもう一べんお尋ねをいたしますが、厚生省から来ていただいておられますので、厚生省で持つておられます大型共同作業所の設置に対する助成予算について、それがいま申し上げますような近代化、共同化の一つの場所として考えられないか、お尋ねをいたします。

○田川説明員 お答え申し上げます。
厚生省といたしましては、いまお尋ねの大型共同作業所のほかに、やや小規模の共同作業所というものも、従前から推進してまいっているわけでございまして、お尋ねの大型につきましましては、昭和三十八年度から、やはり情勢の変化、それから同和対策の推進という観点から始めております。これにつきましては、地域の地理的な条件あるいは経済的な条件、そういうものを勘案いたしまして、地域の実情に合いました共同利用施設、そういう考えをいたしまして大型共同作業所の設置を推進してまいっております。

四十八年度までに、五十四カ所設置されております。たいへん効率的に運営されております。今後とも、この大型共同作業場につきましては、何ぶんその経済向上、効率的な経営、そういうことが重要でございますので、その効率的な経営という面に着目いたしまして、その設置の時点から、当該地方公共団体の商工部局、何ぶん厚生省といたしましては専門分野でございますので、商工部局などの御協力を得まして、さらに地域の実情に合いました設置を推進してまいりたい、このように考えている次第でございます。

○吉田委員 現在の制度の説明をしてもらおうというのじゃなくて、次長さんですか、防災街区の話がありました。この防災街区の制度があるのを——これは、私も自分で経験を持っておりまして、市場が焼けました。あるいは戸畑の駅前、これはマーケットを含みます木造の建物が焼けたわけです。そのときに、防災街区という制度を利用

して、防災街区の建設については、国は三分の一の補助、地元が三分の一、それから当事者が三分の一、それは防災街区をつくるという理由だけれども、それだけにこれは貸すのじゃなくて、補助をするんですよ。

これは、普通の——普通と言ったら、おかしいですけれども、部落産業ほどマイナスのないところについて、自分の家を建てるのだけれども、店を建てるのだけれども、火災の多発を繰り返さないように防災街区に改善をしないか、そうしたら三分の一を国から出そう。マーケットが焼けた理由とは、それはいろいろ違います。しかし、その制度を利用しながら、それだけでは、三分の一では済みませんから——あなたは仮設店舗の話をされたが、仮設店舗は全く市の負担でつくって、これも商売ですから、にぎやかな通りにつくらないで、負担を減らすから、つくって、防災街区をつくりたい、そして、その防災街区の三分の一の自己負担についても、融資の道を世話します。

問題は、部落産業の共同化、近代化というものが、共通してみんな考えられるところだから、防災街区をつくるので、ええ、それだけのことができれば、部落産業の中小企業について援助しようというのなら、そのくらいのことのできるんじゃないか。制度をつくったかどうかですか。

それから、いまの厚生省のお答えには、厚生省が大型共同作業所という制度を持つていなさるから、それを、市町村の商工部の指導というか、あるいは経営にまかせるとか知りませんけれども、その制度を利用して近代化、共同化の施設をつくることはできぬか。さっき申し上げましたけれども、オーストラリアは、これは植民地でしたけれども、百年近い間に、同じ皮をぬくをする同業者がレンガ建てで作業所をつくって、外から見ればオフィスと何ら変わりはない。ああいうものを、日本でつくるとするならば、どういう制度をつくっていただけるだろうか。あるいは防災街区といったような制度は利用できぬだろうか。そういう意味で環境改善街区補助制度というものが

きぬだろうか。それから共同作業所というものは、その共同化の施設としては利用できぬだろうか。こういうわけで、現状の説明でなしに、前半は中小企業庁長官に、それから厚生省は、大型共同作業所がそういうものに使えぬかどうか、ひとつあらためて御答弁願いたいと思います。

○外山政府委員 協業化、共同化が非常に大事である、そのために、いま御指摘のような応援ができないかというお話でございますが、先ほど次長がお答えしましたように、現実には工場施設としてリスクをもつて運営し、そして、そこから利潤を生み出すという性質のものであれば、やはり金融で行なうのが筋だろうと思います。それが基本的な態度だろうと思います。ただ金融の条件等につきましては、先ほどからお話が出ておりますように、やはり協業化、共同化が大事でございます。同時に、自己リスクをもつてそれを推進すること、もう一つ長期的に見て大事でございます。したがって、条件についてできるだけ緩和に努力するということも大事でございますし、振興事業団の高度化融資につきましましては、用地も対象にして融資をしているはずでございます。その辺のことを考えますと、やはり基本的には、いまのكماえ方できくべきであらうというふうに考えます。

○田川説明員 先生のお尋ね、私が、あるいは理解が欠けているかと存じますが、いまお尋ねの共同化、協業化、これは先ほど、現在までに設置されておりますと申し上げました五十四の大型共同作業所すべてが、共同化あるいは協業化、そういうことで進められているものでございます。まさに、それが大型共同作業所のねらいでございます。

もう一つ、これは個々のお宅の中で、作業を個別になさっていらつしやいますと、これは経済的な面と別に、環境上もよろしくございませぬので、これを近代的に集約をするという面もございまして、これは、やはり経済面から申しますならば、先生お尋ねのような、まさに、それをねらいとした

ものが、大型共同作業所でございます。

○吉田委員 それでは、その共同化、協業化、近代化の具体策については、あとでまた伺います。

それから、これは、あるいはあとも出てまいりますけれども、そこで働いておる人たちについては、一日五千円で月五万円というのですから、十日しか働かぬ。あるいは五千円になるときにもあるし、あるいはそれ以下のときもあるし、平均をしてみると、月五万円になるところのかもしれないけれども、要するに熟練労働者で月に五万円にあればいいほう、あるいは月にならずと五万円程度。したがって、その労働者の社会保障についても、保険だとか退職金だとかあるいはボーナスだとか——ボーナスが社会保障だといわれていますけれども、これも賃金の一部だといいますが、それから保養所だとか、そういう労働条件と、それから福祉施設なり、あるいは社会保障の制度がない、十年働いてなれた者が、そういうことだから、市のほうで就職ができるならば、やはりそこへ流れていく、こういうお話がございました。

仕事を頼まれて世話をして、結局は、皮革産業に働くということになると、世話をした上に頼まれるといったような実態がある。そのことと近代化、高度化とは矛盾するかもしれないけれども、働く労働者にとって生活の安定あるいは社会保障について考えてもらいたいという話がございました。これは中小企業庁直接でないけれども、共同化あるいは近代化、そして生産性の向上、大企業と太刀打ちできる、あるいは外国の製品と太刀打ちできる、公正な利潤をあげ得るだけの育成というものは、これは中小企業庁のあれでしょう。それから直接的には、こういう問題について、あるいは仕事の転業等についても、特別に施策が必要か、法律が必要かといったところまで私は考えますが、労働省にも来ていただいておりますが、中小企業に働いておって、特に危機にあるのは、あるいは四十軒もあつたのが、いまでは十軒そこそこになっているその危機は、中小企業庁

の施策にも関係いたしますけれども、たいへん危機的な状態にあります中小企業、部落産業に働いておられます労働者に対して、こういう要望に対してどうしたらいいか、ひとつお教えいただきたい。

○津田委員 たいへんのお尋ねの件でございますが、特に労働省におきます基準行政につきまして、重点を中小企業に指向いたしまして、災害防止また労働条件の向上等に監督指導を強化しておりますわけでございますが、お尋ねの同和地域の企業の実態については、これは確かにいろいろな問題がたくさんございます。監督機関におきまして、それを重点に置いて、十分指導を強化しているわけでございますが、いずれにいたしましても、先ほど来、先生の御指摘がございまして、企業の基盤の問題ということが非常に重要な問題でございまして、私もいたしましては、関係労働基準法あるいは安全衛生法、また関係がございまして、今後は、家内労働法その他周知をはかるとともに、今後とも労働条件あるいは労働者の保護の問題に十分に注意を払ってまいりたい、かように考えております。

○吉田委員 またあとで、返ることにいたしますが、難波の皮革関連組合、見てまいりましたのは皮革の卸商、それから、くつをつくる製靴工場で部品をつくっておりますところ、くつの型の下、革を打ち抜いておる、それから、下請からでき上がつてまいりましたものを集めて仕上げをしておるところ、製靴工場も違ったところを二、三見、それから先ほど申し上げたサンダルにしまして、も、上部についてはいろいろ変化も、あるいは手工業に耐えておるところも見えてまいりました。それから廃品処理をしておるところもございました。

そこで、要望として出ておりましたのは、デザインの研究開発、それから皮革関係の学校をつくっていただくか、それから貿易についての研究あるいは情報の提供、外国の研究調査もさしていただきましたが、毎たび変わっていて、同じような

ことを聞いている。それから皮革産業の発展のためには、具体的に人間が同じ人間云々ということをお望みするのは無理かもしれぬけれども、やはり皮革産業から継続的に見学をさせてもらいたい、勉強させてもらいたい、こういう要望もございました。

それから従業員の福祉対策については、同じような要望がありました。あるいは寄宿舎とか、働いても学校に入れるように、勉学の援助をしてもいいという話もございました。これは、かつて繊維産業で近江絹糸の人権問題ではございせんが、その後の教養あるいは学校に行けるような施設が、軽工業についても全国的に行なわれまして、そういうものをいうのだと思います。最近になりまして、部落といえどもやはり人間は、その豊富ではございせん。働くにしても、賃金あるいは労働条件だけでなしに、福祉施設といえますか、あるいは勉強ができるようにということも考えてやらなければならぬことです。それを可能にするにはどうしたらいいか。それから業種別の協業化について、業種別に二十億程度の融資制度は考えてもらわなければならぬのではないかと、こういうお話がありました。

大阪府の同和金融公社、初めは二千万円の大坂府の出資、市が一千万円、合わせて三千万円から発足したけれども、現在では年に二十億の融資制度がある。そして、これは償還率もたいへんいいけれども、新大阪タクシーあるいは人造真珠なり、あるいはガス協業なり、あるいは同和食肉協組あるいは海外視察あるいは同和建設等、多方面に融資をされておる、しかし、それぞれの業種について協業化、近代化を進めていくについては、各業種ごとに、やはり二十億程度の金が必要ですから、ぜひ金融制度も考えてくださいというお話でありました。

それからもう一つ、具体的に関連をしまして要望がございましたのは、昨年ですか、最近、行なわれましたイタリアのボローニャにおける国際はきもの見本市に参加をした。そして、くつの見本を四十足ほど輸入する契約を結んできたけれど

も、さて実際に入れるとなると、なかなかむずかしい。大阪府から通産局を通じて通産省にお願いをしておられるけれども、参加をして、そしていわば研究をしてきた、そこで、くつの見本を輸入したいと思つて契約をしたけれども、LCを開くについては、許可が要するという話もございましたが、これらの点について、どう考えられますか。特に最後の点は御答弁いただきたいと思つています。

○小山(義)政府委員 御質問の点が多岐にわたりましたので、逐次、順を追って御説明をいたします。まず、技術開発と申しますか、デザインの開発、それから皮革学校の拡充、それから海外市場の調査、情報提供というふうな関係でございせんが、中小製靴業の近代化を促進するためには、付加価値の高いファッション性に富んだ新製品の開発ということが非常に必要でございせん。このため、通産省におきましては、四十七年度から同和商品開発事業といたしまして、新デザイン、新製品の開発のために必要な経費の三分の二を県に補助をしておりまして、製靴業でも、東京都や長野県では、すでにこれを利用しておられるわけでございます。

また、海外市場の調査に關しましては、ジェット口等の在外施設を利用することもさることでございますが、やはり直接業界の方に現地を見ていただくということも効果的でございせんので、四十七年度から海外調査団を三分の二補助ということとで派遣しております。製靴業でも、東京、滋賀などがこれを利用しておられます。四十九年度は、七チームを派遣する予定でございせんので、必要に応じて、これの利用も考えてまいりたい、こういうふうに思っています。

それからなお、これに関連いたしまして、新製品の開発に資するために、四十八年度から優秀海外見本の収集も補助対象といたしております。東京、和歌山などの県ですでにくつの収集を行なっております。こういうふうないろいろな制度を御活用いただくということで、われわれも対策を考

えていきたいというふうに考えておるわけでございます。それから、福祉対策の件での寄宿舎の問題でございせんが、これは、共同で寄宿舎等を備えます場合には、高度化資金の対象ということになりますので、この辺が一つの道であらうというふうに考えます。

それから、くつの見本輸入の問題について御指摘がございましたが、現在、わが国の製靴業は、典型的な中小零細業種でございまして、製品開発、製造技術、生産能力の点におきまして、諸外国に比べて非常におくれておりますので、皮製はきものが輸入割りで品目ということになっておるのは、御高承のとおりでございせん。しかしながら、一般的に皮製はきものは、デザインとか規格、品質等の点で、市場の流行なり消費者の嗜好動向に非常に左右されやすいものでございまして、不測のデザイン開発、品質改善を推進することが、わが国製靴業者の企業体質を強化し、欧米諸国をはじめとする諸外国製品と対等に伍し得るゆえんであることにかんがみまして、四十六年度から輸入割りで制度のもとでサンダル輸入というのが行なえるようにしてございせん。このサンダル輸入は、皮革製のくつの製造業者でございまして、かつデザイン等の研究開発のために、見本の皮製のくつを輸入しようという方に対しまして、一社当たり年間千四百ドル、半期で七百ドルのワク内で輸入を認めている制度でございせん。

先ほどの件につきましては、まだ通産局から具体的に話が参っておりますが、ただいま現在、部落産業の保護の観点も踏まえまして、外貨割りで制度の運用を、実質的にも手続的にも、厳格に行なっているという事情もございせんので、ただいまの御指摘の案件の処理については、十分内容を確かめた上で考えていきたい、こういうふうに考えているわけでございます。

○吉田委員 製靴について、先ほど申し上げましたが、大企業が、日本ゴムについて言いますと、イタリアとの技術提携をして皮ぐつを製造してお

る。それ自身を買ったことはないのですが、久留米に行つた際に聞きますと、普通でいいましてやはり何千円、そして特に上等なものについても、イタリアのくつと同じようなものでも一万円出せばある、こういうわけなんです。それに対抗して製靴業者を育成するということになりまして、いまの、くつをイタリアの見本市から買ってくるだけでなく、提携というのですか、イタリアの、これは技術提携というわけにはいかぬかと思ひますが、その大企業の技術提携をやつてつくとおりますのに対抗して、中小企業の製靴業者が共同をして対抗してやつていけるにはどうしたらいいかというのを考えるわけですが、これについてはどう考えられますか、対処法は。

○小山(実)政府委員 一つの方法は、大手が外資導入といひますか、技術提携をしておるのに対抗いたしまして、関係業界が共同して一つの技術提携といひますか、というのをやつていけるというの、その方法だろうと思ひます。現在、外資導入は自由化をしておりまして、その辺の制度的な障害はないわけでございます。

それから、もう一つの方法といひましては、先ほど申し上げましたけれども、やはり共同化し、協業化してデザイン開発能力を高めていくというところであろうと思ひます。これにつきましては、先ほど申し上げましたように、いろいろな助成制度を設けておりますので、その点をひとつ大いに御活用いただいて進めたい、こういうふう

に考えます。

○吉田委員 一つの製造業者が何人といひますか、何社あるのか。それから共同化をして共同作業をするとして、それが資本の金額にしてどのくらいになるのか。いま技術が自由化してあるから、技術提携をされようと思へば共同化してやれる、こう言われますけれども、これは、やはり金に關係がございまして、それについても融資をするというのですか。援助をする、こういうことがあるからそれは可能であると言われるならば別問題であります、自由化しておりますから、共同化して

技術提携されただけで済んでしようでは、実際にはこれは現実的なものになりません。

そこで、具体的な方法があつたら聞きたいのですが、デザイン開発は、とにかく——しかし、そのデザイン開発も、ほんとうの零細企業が何十社寄つたにしても、それは研究所あるいは共同開発の施設をつくつてやらぬことには、実際には大企業に対抗して、大企業がイタリアと技術提携をしながら、あるいは一年一ぺんではなくて、しょっちゅう交流をしながらやつておりますのに対抗してやつていくということは困難だと思ひますが、もう少し具体的に、その技術提携を可能にする援助の方法、あるいはデザイン開発ならデザイン開発について、研究施設といひますか、あるいは学校といひますか、そういうものを考えていたかぬと実際に絵にかいたもちだと思ふ。口ではりつぱなことを言われるけれども、実際には可能になりません、それをひとつ、お尋ねをいたしたけましたから、具体的にお答えをいたしたい。

○徳安委員長 時間がだいぶ迫つてまいりましたから、どうぞ説明も答弁もできるだけ要領を得てやつていただきたいと思います。

○小山(実)政府委員 先ほど技術導入が自由化されていまして申し上げたわけでございますが、技術導入に必要な資金につきましては、協同組合等を通じて行なう場合には、商工中金等の資金の融資が可能になることと思ひます。

(委員長退席、中山(正)委員長代理着席)

それから、デザイン開発につきましては、業種別に、地域別に計画がまとまりましたならば、高度化事業のいわゆる知識集約化の融資制度というのがございまして、その中で、いわゆる商品開発センター等についての融資が可能になるわけでございます。

それから、現在ございまして公設試験研究機関に対する補助制度、これが一般的な制度としてあるわけでございますが、これは公設の試験研究機関のいわゆる施設費の補助、たとえば開放試験室とか指導施設の設置についての補助あるいは共同研

究関係の補助、こう二つの制度がございまして。これにつきましても、くつの關係についていろいろ御要望があれば十分活用が可能である、こういうふうにご考慮を願ひます。

○吉田委員 先ほど申し上げました大阪府は、府と市と出合つていま年間二十億の融資制度を持つておるわけですね。これは部落産業といひますか、あるいは同和事業全部に対して、タクシムもあれば人造真珠もあれば、あるいは同和建設もあれば、同和食肉もあるということですが、各業種ごとに、やはりまとまつた金が借りられなければ、それぞれの近代化、協業化というものはむずかしいから、それは、私も現地に行つてそう思ひます。この金融制度については、統一要求の中にもござい

ますが、これは長官なり、あるいは大臣にお尋ねをしなければならぬところですが、お考えを願へるかどうか。ぜひ考えていただきたいたところでありつづつて貸しておるのですから、府にあるいは県、市に、業種ごとの協業化、近代化についても云々ということにはいかぬと思ふのです。一つ一つに二十億とはいひませんけれども、業種ごとの協業化、近代化ということになりますと、真珠なら真珠について、あるいはくつならくつについて、あるいは皮なめしなら皮なめしについて、共同化の場所も必要で、入れものも必要だ、あるいは機械も必要だ、こういうことになりまして、御検討をいただきたいたと思ひますが、それについての、大臣なり長官のお答えをお聞きたい。

○外山政府委員 業種別の近代化のために、中小企業振興事業団によりまして、高度化融資なり、中小企業金融公庫の業種別近代化融資なりが基本的に当てはまるべきものだろうと私は思ひます。いま御指摘のように、その業種の近代化のために、また、その地区の業種の近代化のために、まとまつたお金が要するということは、実態上十分あり得ることだと思ひます。その点は高度化事業が、それに対応できるような制度として用意されているというふうにご考えますが、なお、そういう

先ほどのお話のようなことで、具体的な数字が足りないとか、そういうふうな問題がございましたらば、振興事業団なり、中小公庫なりの貸し出しぶりとその要請とを比較しまして、私どもとしても検討いたしたい、こう思ひます。

○吉田委員 時間がございせんから先に進みます。

部落問題というものは、十年間で一応基本的には片づくよという努力をお互いに行つておるわけでありまして。そうしますと、必要ならば借りに來た方がいいじゃないか、こういうことでは、実際に片づかぬのです。これは同和対策全体として、各町村ごとに基本計画を立てますが、中小企業なら中小企業として、それが大阪府を経て、あるいは市町村を通じてでもかまいませんけれども、やはり通産省なら通産省として、中小企業対策、この基本についてはこういう計画を持つておる、同和対策全体の中で中小企業対策をどう持つてい

る、こういうビジョンが必要だと思ふのです。

(中山(正)委員長代理退席、委員長着席)

このことは、この中に書いてあるのですけれども、実際には府県から通つてきたものに対して、それがいいとか悪いとかいう話で、それは高度化資金があるじゃないか、高度化資金の別ワケがあるから、それを使つたらいいじゃないかということでは、これは他力本願ではございせんけれども、ほんとうに片づかぬということをお申し上げて、お考えをいただきたいたというわけですが、

時間がございせんから次に移ります。

和泉の人工真珠、大体は御存じのようでありまして、ドル・ショックでアメリカへの輸出が三分の一に減つた。三分の一減つたのじゃなくて、三分の一以下にはなつてゐる。そして昨年から石油パニックの影響で、材料が異常に値上がりをして、ガラスの玉もプラスチックの玉も、プラスチックの玉は特に化学製品の値上がりによつて三倍になつてゐる。昨年の八月、八円しておつたのが、現在では二十一円から二十四円する。そして輸出

は半減をする、材料代は三倍になる。そうすると売り上げに影響をし、生産がたまっていくわけだ。何らかの方法はなからうか、あるいはガラス、プラスチックの玉の原材料を自分で製造する、あるいは協同組合で製造する、そういう方法を考えたらどうだろう、それを可能にする方法を共同化、近代化で助成をしてみよう。それからアメリカの輸出激減にかわる生産販売の保証あるいは融資を考えてくれぬか。それからもう一つ、人工真珠もだいぶ減ったようです。

そこで、時間がいまから、お手元に差し上げておきました、四十九年度の事業計画案ということで、海外調査も含み、あるいは指導教育事業、情報あるいは資料の収集及び提供事業、調査研究事業等、あるいは共同作業、こういうこと、それからここに書いてございせんが、たとえば長崎のべつこう細工は、長崎の観光ルートに入っている、輪島塗りは輪島の観光ルートに入っている、そういう方法を考えられぬだろうか。これは地元と県や市町村の問題になりますけれども、要するに材料は上がった、それから輸出は減った、惨たんたる状態の中から、ぜひ共同化を進めたい、あるいは材料の共同生産もやりたい、近くに自衛隊の土地がある、その中からぜひ二万坪ほど分けてもらえぬだろうか、なお転売業のことについても制度を設けてくれぬか、こういう話等がございました。これらの点について、転売業の制度あるいは協業化、高度化について、その団地の点についても、これは地元の協力も必要でございしようが、援助が願えないだろうか、こういう点についてお尋ねいたします。

○小山(実)政府委員 団地の問題でございせんが、これが、もし共同施設ということとございせんれば、内容によりまして、同和高度化資金の対象にもなれるかと思ひますので、具体的な計画はよく承つて検討させていただきます、こういうふうにご考慮を。

それから、転売業の問題でございせんが、これは例のドル対策の緊急法は、この前延長していた

いただきました。もし、その影響が大きいということであれば、その認定企業ということで、認定を受けるということも可能でございせん。そうしますれば、いわゆる転売業のための必要な資金については、中小公庫にそういう転売業資金の融資制度がございせん。また共同で設備廃棄を行なうというふうなことがございせんれば、これも一定の要件がはつきりいたします場合には、振興事業団の設備共同廃棄の融資の対象にということも一応考えられる、こういうことでございせん。

○吉田委員 人工真珠の実態は、御存じかどうか知りませんが、設備といえども家とそれからガラスの玉あるいは塩化ビニールの玉をつけて加工する箱があるくらいで、実際に私も炭鉱の合理化の方法、あるいは中小企業の転売の、いわば買い取りの方法についても、若干知らぬことはありますが、人工真珠については、特に考えてやらなければならぬものがあるから、そういう話があるのだからと思ひます。

具体的に折衝するひまがございせんから、別の機会に譲ることにして、時間がございせんから最後の場所は奈良県の伊勢郡三郷町の下之庄、そこでも卸売りセンターの団地化の問題、あるいは家と作業所は、近代的な作業所つきの住宅が、アパート式に建てられておりますけれども、その共同化、近代化のためにはやはり土地が必要だ、その下之庄の改造計画あるいは古い家と屋敷とを売って、別に移った人もございせんが、その部落の中に共同作業所を確保すべき土地がない、だから、県、市なり、あるいは国の資金的な援助も得て、土地も確保したい、あるいは環境改善と結びつけてこの共同化、近代化の施設をつくりたい、こういう要望がございせん。それだけに、先ほど申し上げました共同作業所についての制度的な援助というものが必要ではないかと思ひます。それから原材料対策、それから下請と労働者の関係、重複するところは省略をいたします。最後にもう一度、これらの点について総括をして、お手元にあります「中央行動資料」通産省の

あれを含めまして、厚生省の共同作業所は、私が言いますような共同化、近代化の作業所として使えらうというお話がございました。これは、それそのところ、厚生省とそれから中小企業庁の対策を結びつけて推進することができるといふことでありましたが、通産省としてあるいは中小企業庁として、特別の融資金融機関あるいは共同作業所を可能にする作業所の建設についての制度、厚生省の共同作業所を利用するだけでなしに制度的に考えてもらう、その他産地の問題は別にいたしますが、この通産省関係についての要望で、具体的な例をいままでも幾つかあげてまいりました、最後に、通産大臣としての御決意を承り、具体的な構想について御検討いただけるかどうか。

○中曾根國務大臣 いろいろ吉田先生から具体的なケースについての御要望も承り、また四十八年七月の中小企業関係の御要望も拝見をいたしました。この内容を拝見いたしますと、ごもつもの内容が非常に多いに思ひます。いままでも政府委員が御答弁申し上げましたように、現行の法令あるいは政策を、最大限の努力を傾けて、いろいろ御協力申し上げたいと思ひますし、中には、いろいろ資金関係等につきまして、われわれのほうで新しい発展として検討すべき課題も含まれていたように思ひます。そういう点につきましては、われわれも誠実に検討して、できるだけ前向きに処理していきたいと思ひます。

○吉田委員 通産省なりあるいは中小企業庁で、特別の金融機関について、あるいは作業所なりそれから共同化、近代化を進める具体的な方法の援助について、特別措置法の具体化のために政令をこしらえらるか、あるいは法制的な必要があれば議員立法も考えてもいいんじゃないか、こういう感じがいたします。それから、特に労働者の問題については、労働省にきていただいておりますけれども、地域とそれから業種別によつて、具体策が違いますが、労働基準法なり、あるいは先ほど関係法令もあげられましたけれども、一般法だけではいかぬのでは

ないかという感じがいたしますが、これらの点については、どういふように考えられますか。現状を、地域別あるいは業種別に見ながら、特に百年のおくれを取り戻すには、特別措置法の具体化のために、一般的な「中小企業対策等」と書いてあります。だから、その「等」の中に入られると八木さんは言うんですけれども、あるいは具体的な要綱なり、あるいは労働問題についていふ法律上の措置が必要なのか、こういう感じもいたしますが、労働省で検討をしていただいて、立てていただけるのならばおまかせをいたします。その辺についてお尋ねをいたしたいと思ひます。中小企業庁のほうと労働省のほうにお答えいただきたい。

○岸田委員 労働基準法の問題につきましては、これは全産業一律に最低の労働条件をきめておるものでございせん。御承知のとおり、いま労働基準法の内容について、労働基準法研究会というものを設けまして、いろいろと検討を進めておる中でございまして、その検討の結果をまちまして、もしも所要の改正を必要とするならば考えていこう、こういう態度で現在進行いたしております。ただ、先生の御指摘が、同和地域の対策について何か立法を考へろという御質問でございまして、すれば、非常に広範囲の、各局にまたがる問題でございせん。私のほうから、これについて何か言うことは、言にくいわけでございますが、いすれにしても、行政指導の面でも、同地域の実態を踏まえて私どもは今後とも十分に配慮していきたい、かように考えております。

○吉田委員 終わりますが、最後に要望しておきます。途中で言いましたけれども、府県を通じて要望が来たものについて応ずるといふことは、ほんとうに解決はしないと思ひます。課長さんによつては、主たる実態はある程度御存じの方もおられますけれども、府県でもそうですが、あるいは地域別に、業種別にビジョンを立てて、そして、これを指導願うということにしなければ実際には片

づかぬと思います。見て回りまして、大阪府はやはり相当金もかけてやっておられます。ところが奈良県に行きますと、これは、いまだしの感じがいたします。あのままでまいりますと、八木さんもおられますけれども、財政的な能力もあって、やはりいまのままでなかなかという感じがいたします。だから、それは通産省で、中小企業の問題ですから、これは中小企業庁のグループがあると思いますが、同和対策を検討していただいているところややはり計画を立てて、プランを立ててお進めいただくようお願いをし、通産大臣も前向きな御答弁をいただきましたが、御機嫌、御指導いただきますようお願いをして質問を終わります。

○徳安委員長 中山正暉君。

○中山(正)委員 もう時間もたいへんにかかっておりますし、皆さんお疲れのようでございますので、ごく基本的な問題だけを論議させていただきます。まして、終わりたいと思っております。

実は、いまの物価暴落という時代に、中小企業が非常な世の荒波を受けて苦勞をしておられますときに、いささかおそきに失したと思いますが、中小企業庁設置法の一部を改正する法律案が提出をされましたということは、まことにうれしい限りでございます。

特に、私も大阪あたりでは、いま繊維問題なんかで非常な荒波をもちに受けておられる方々、繊維対策というのが迫られておりますわけでございますが、その中で、このむずかしい世の中にあつて、民主商工会という共産党が育成する団体——ここにも今度の週刊新潮があります「日共が育成する「民商」で税金が安くなるという怪談」と書いてあります。共産主義時代が来たら、自由企業というものはなくなるはずでございます。われわれの社会というのは、松下幸之助という人が、数十年前に、大阪の鶴橋のガードの下で二またソケットと乾電池を石炭箱の上に載せておられた人が、いまや世界の大企業家になる。努力をすれば報いられる社会というのが、われわれの基本でござ

います。その中で共産党の外部団体である民主商工会という団体に、商人を利用して商売のない社会に持っていくというところで、利用されている方々、実はお気の毒でなりません。

私は、学生時代から中曾根大臣の演説会を、よくさがし求めておりました。中曾根大臣が演説されたというところ、私、そのさわやかな演説を聞きに行つたものでございます。いまでも耳に残っておりますのでございます。よく憲法の話をしてもられた。私は、実は共産主義というのは、現憲法には違反すると思つております。抵触すると思つております。なぜかといへば、われわれの憲法は、思想の自由をうたつておりますが、共産党というのは、民主連合政権構想とかそんなものでいろいろなことを言つておりますけれども、自分たちは独立路線でどうのこうの言つておりますが、共産党は一党独裁をしない限り、共産主義は成り立たないと思つております。その共産党のいうのは、思想の自由を将来は許さない。ソビエト憲法百二十五条には、社会主義を強固にするため以外には、言論の自由を認めないということが書いてある。

まず、基本論をいたしまして、そういう共産党が、憲法に対してどういふような存在であるか、中曾根大臣の政治家としての考え方を、ひとつこの際伺つておきたいと思つております。

○中曾根閣務大臣 私は、共産党じゃありませんから真意はわかりませんが、表に出てきたものを見ると、何か陰があるような、疑問に満ちた点が非常にあるように思つております。そういうことを、私は自民党の演説会では、よく大衆に疑問として表明しておるわけであります。

おっしゃつたように、民主連合政府というものを、つくるために、いまの憲法を持ち出しておつて、それで野党をそこへ糾合して入れるための便宜として使われているのじゃないか。民主連合政府がもうできてしまつたら、ばいど捨てられるのじゃないか。共産党も憲法改正を主張しているようですから、何かそういうタイミングや何かの関係で疑念を持っております。

○中山(正)委員 私も全く同感であると思つてます。その中でこうして日共が民商というものをつくる。実は共産党の綱領の中には、社会主義と共産主義の違いを書いてあります。社会主義というのは、「各人は能力におうじてはたらき、労働におうじて報酬をうける」、それに対して完全な完成された共産主義というものは、「各人は能力におうじてはたらき、必要におうじて生産物をうける」、こゝう書いてあるわけでございます。

実は、民主商工会というものが、いま二十七万とか三十万とかいううわさがありまして、大阪の東大阪市という、塩川先生あたりの選挙区では、企業家のうちで四人に一人が民商の会員である。革新府政、革新市政になりますと、特に国の金融機関のお金とか、それから府、市の中小企業対策のものが、この民商に非常な便宜がはかられておるといふふしぎな体制になつておるのでござい

ます。私も、その民商に対して、昔、東淀川新商工協同組合というのを、民商に対抗しようと思つてつくつたことがございます。ところが、向こうは任意団体、こつちは団体融資を受けるつもりで法定の団体にしてしまつたことが、実は間違ひになつてしまつた。にっちもさっちもいかなくなる。そこに民商にはあきあきした、おれたちはひとつ自民党になつたほうが、やっぱり政府になつたほうがいいんだといつて入つてきた人たちが浮き賃しをやりまして、とうとう根元をゆすぶられて、うまいいかなくなつたという苦い経験を、私は、実は持つておるのでございます。

が、この民商が、昔は反税闘争をしておりまして、このころは傾向が変わつてまいりました。納めた税金の何%といつて手数料を取るそうでございます。逆に納めなくてもいい人が民商に入つて、共産党の資金源のために、納めなくてもいいものまで納めさせられて、そうして、その割合で金を取られておるなんという話を聞かれました。共産党は、この民商というものを、通産大臣はどういうふうにか考へておられるのか。

私は、税理士法違反をだいたいやっておると思つてます。税理士法の五十二条では、税理士の資格のない者が税理士の仕事をすることはいけないということが書いてあるわけでございまして、民商全体に対して通産大臣はどういうふうな考へを持つか、いらつしやるでしょうか、ひとつお伺いをいたしたいと思つてます。

○中曾根閣務大臣 民主商工会といわれる存在が活動しているということは、私も承知しておりますが、それが法律あるいは政令等のワク内において活動している限りにおきましては、われわれは何ら異を差しさむことはできないと思つてます。しかし、いまおっしゃつたように、その手数料というものを、はたして取つていふのかどうか、それがどういふ性格を持つか、あるいは税理士法違反に該当するかどうかといふようなことは、ときどきうわさにはなつてございまして、したがひまして、そういう事実を究明してみないと、こゝでどういふ確定的なお答えは申し上げることはできません。

○中山(正)委員 通産大臣は、岡田禎勝事件というのを御存じですか。

○中曾根閣務大臣 よく知りません。

○中山(正)委員 実は、大阪の国税局におられた、全国税という組合に入つておる岡田禎勝という人が、課税基準表を界の路上で、民主商工会の事務局長に渡すという事件があつたわけであります。これが機密漏洩事件で——西山事件というの、機密漏洩で有名な事件でございまして、実は機密漏洩で一番で無罪判決があつたんですか、何か高裁で差し戻し審で、いま差し戻し審から二審目に入つておるという話を聞きますが、ちよつと大阪省のほうから、この関係の話をしたいだきたいと思つてます。

○水口説明員 お答え申し上げます。

ただいま岡田禎勝事件についてお尋ねがありました。岡田禎勝事件は、ただいまお話しのように、昭和三十三年の二月に、大阪国税局の職員であつた岡田禎勝氏が、民商の幹部に對しまして、

所得税の所得標準率表というものと、それから業種別別率表を渡した、こういう事件でございませう。これらの文書は、いずれも国税局におきまして、「秘」扱いとしていたものでありまして、公務員法百条の秘密を漏らす罪に当たるといふことで裁判になったわけでございます。

その後、いろいろ曲折を経まして、最近、四十八年の十月でございますが、大阪の高等裁判所におきまして、やはり有罪であるという判決が出まして、現在、最高裁に係属中でございます。

○中山(正)委員 通産大臣、いまのような事実があるわけでございますが、国税局の内部の、そういう組織に通じる方々と外とが相呼応して、いろいろな画策をしておるといふ話もわれわれ聞かされてございます。

私は、先ほどからも言っておりますように、中小企業で、これから自分も松下幸之助になりたい、そう思いながら苦勞をしておられる方々に、国からいろいろな恩恵が渡ろうとしていられるときに、その恩恵のピンはねをして、そして、そういう企業の自由を認めない社会に持っていくこととする、そういう勢力に対して、通産大臣も、いずれは必ず総理大臣になられる方でございますから、この自由主義体制を守る意味で、そういう面にも御留意をお願いしたい、こう思うわけでございます。

そこで、いま経営指導員とか、それから記帳指導員などというものが、四十八年度で無担保、無保証人三百億ですが、それから四十九年度では千二百億、それから記帳指導員が一萬二千四百人ですが、いろいろと恩恵を運ぶ人たちが、表現がどうかかわりませんが、その人たちが、実は私どもも会ってみますと、都市で生活をしない、非常に低い給料しかもらっていないという話があります。東京あたりでは七万、八万、これは、また商工会議所あたりから、ある程度プラスアルファをしていられるようでございますが、私どもがお目にかかりました方々は、これではどうにも權威は保てないし、それから商工会議所経営指導員というような名前ではどうも貴族がない、こういう話があります。

すので、その身分をもう少し確立してあげて、その方々に対する給料が、もう少しよくなるように御配慮が願えないだろうか、これはお願いでございます。それが一方、そういう民主商工会で、わりの裕福な環境を持っていて、ある思想のために働いている人々に対抗するためにぜひ必要なことであると思ひますので、その辺のお話を聞かしていただきたいと思います。

○中曾根國務大臣 経営指導員については、お説のとおりでございますが、できるだけ優秀な人材を見つけて出して、中小企業者のためになるように努力したいと思つておりますが、本年度は待遇改善といまして、給与は一九・三％アップ、七万四千四百円平均から八万八千四百円になる予定であります。超過勤務手当等も月千円を月二千円、微々たるものでありますが、そのほか各種社会保険料補助等も新設することにしたしまして、経営指導員の身分安定のための健康保険、厚生年金保険、失業保険、労災保険の事業主負担分の二分の一補助を新設いたしました次第でございます。

なお、そのほか商工会議所や商工会に対して、顧問税理士を三千五百人、ことしから新設することにしたのであります。

○中山(正)委員 日本の財源の五〇％ぐらいは、年取二百万円以下の大衆から上がっているわけでございまして、やはり所得の課税の基準を、二百万円ぐらゐまで無税にして差し上げる、小さいものを追わないで、大きいものをつかまえるという形にしたい。これも、そういう違った体制に持つていくために利用している方々に対する防戦の一つになつておられるので、その辺のことは、重要閣僚として内閣に列しておられる中曾根大臣、どうお考えになりますか。

○中曾根國務大臣 できるだけ、そういう方向に早い時期に持つていきたいと思います。そのほかに、大抵いまの税の傾向というものが、直接税中心主義になつておりますから、これを間接税と直接税とバランスをとる方向にも改革して

いく必要があると思ひます。

○中山(正)委員 実は、いまそれをお伺いしようと思つておつたところなんです、戦前は間接税七割、それがいま直接税が七割というように逆転をしておりますところが、やはり何かふところに入つたものをもぎ取られるという印象で、非常に悪い影響を及ぼしていると思ひます。時間がありませんので、ざつぱくなことになります。

それから、これも御感想をお伺いして恐縮なんです、北朝鮮が税金を廃止、日本でもこれだけマネできる」といふような、北朝鮮の税金がなくなったという話があるのです。これは、また民間あたりが共産主義社会の勝利であるといふような宣伝に非常に使つておられて、われわれは、そういう社会をつくるのだ、あなた方、商売をしていても、もう税金なんて大企業から取つて、そういう納税の義務をなくしなければいけないと言つております。これは、ついでに隣の国でございます。

○中曾根國務大臣 これは社会構成あるいは経済構造が違ひますから、一がい税金があるなしによつて、国民の負担の軽重が比較できるものではないと思ひます。たとえば共産主義社会においては、なるほど直接税というのは、あまり取らないかもしれないけれども、一般の物価、たとえばワイシャツの値段が、日本とソ連と比べてどうであるか、あるいはテレビ一台どうであるか、そういうような物価体系とか、そのほかの諸般の面で、その分が取られていられるという要素もなきにしもあらずであります。そういう全般的な体系を比較してみないと、単に税だけを見ただけでは比較考量はできない。むしろ自由主義体系のもとにおいては、税という形で、個人的にもあるいは法人においても、国に対して義務と責任をしよう、しかし、また一面において、国は個人ないし法人といふものの独立性を認めて、それに対する相当の恩返しといふか報償を与える、あるいは社会公共のいろいろな福祉を見る、そういう形で独特の結合を持つておられるわけですね。

そういう意味において、社会体制の相違があるものですから、一がい論じられない。むしろ、そういう独立性を認めておるところに自由とか創造力の源泉があるので、われわれとしては、そういうほうがよいと思ひます。

○中山(正)委員 一般の方々は、その社会体制の違いを考えずに、税金がなくなつたといへば、それを単純に受け取られる傾向がありますので、まことに恐ろしいことだと思つております。私も四年前に、いま大臣がおつしやつたように、ソ連へ行きましたが、ワイシャツを買いましたら、その時代で一枚八千円しておりました。グムというデパートで見ましたら、カラーテレビのろくに映つてないやつが、三十六万円しておつたことを記憶しておりますので、いまのお話も、これは国民に利潤を逆に認めない、利潤を取り上げて必要なものだけを与えるという形で、表面税金を取られてないという形になつていられると思つております。そういうことを機会あることに、ひとつ通産省の長官であられる政治家としての中曾根大臣から、いろいろな機会にもちろんおつしやつておられることだと思ひますが、この中小企業庁設置法の一部を改正する法律案の心がどこにあるかという意味で、そういうお話も、ひとついろいろとしたいと思ひます。

そこで、私は、今回の物価騒動は石油問題だと思ひます。私は、世界戦略の中でなかなかうまく仕組んだと思ひます。ある軍事専門家に聞きますと、ソ連はアラブに二カ月前からミサイルを船積みして運んでいた。チヌメニ開発、この間、三、四日前の読売新聞なんか、夕刊に気が狂つたみたいに、チヌメニ開発は、まことに有利であるといふことを書いておりました。私は、あの西ドイツからモスクワへ総理がお入りになつた前日に中東紛争が起つたことに、非常に意味があると思ふ。パイプラインを西ドイツに回して、西ドイツから持つてこようという総理の考え方に対して、それがむだな努力である、それよりもチヌメニ開発、こつちの水は甘いぞという引きつけがあ

の事件であつた。それが石油問題を通じて日本に精神的な圧迫、そしていろいろなものを築き上げる源泉であつたと思つております。

実は、中曾根大臣、そのとき日本におられなかったから御存じないでしょうが、中曾根大臣と三木大臣が行つていらつしやる時には、写真がばんばんと日本の新聞に出ました。ところが大平外務大臣がアメリカにいらつしやる時には、通信社が一社しかついでいかなかった。私は、この石油騒動が済んでみると——この間、通産省の石油部長の御説明を聞いたら、世界の原油のうちの七五％はメジャーの石油だ、あとの二五％がアラブの石油だ、そのDDオイル、ダイレクト・デイル・オイルのうち二〇％は、パイバックでメジャーに入るのだ。そうしたら、私、中曾根大臣にこういうことを申し上げて恐縮でございますが、中曾根大臣は五％の原油を追いかけたらたのではないだろうか。それも一ダースから安くなるという原則で、九五％の原油を扱うでかいほんとうのメジャー、そのメジャーをおこらせた。総理が帰つてこれを見ると、ブクム島でユダヤ人が経営しているシエルを、日本人を加えて買合せて。これは、なかなか石油戦略として——中曾根大臣すばらしい人ですから、まさかそんな簡単に乗られるとは思つていなかったのですが、それで経済援助まで上乗せして高い石油を追いかけている。これは大平大臣の責任でしょうが、安川さんを通じて、天皇陛下をニクソンに会わせないで、ヤマニが来たらずい会わせた。それがいまの石油騒動である。いま繊維協定を通産省で話し合つていらつしやるらしいのですが、ある人に聞いたところ、繊維は、クリスチャンデオール社の社長もユダヤ人だ、製造過程を除いてほとんどアメリカのユダヤ人が繊維を扱っている。これは、かつて繊維問題で通産省が自主協定なんていつて、なかなか言うことを聞かなかつた、このやろうとおこつたのがドルの吸い上げである。ふしぎなことに、キッシンジャーがサウジアラビアへ行つたら、先月の十八日に対米禁輸を解いている。騒動はおさまつ

た。片一方、十一ドル六十五セントになつたら、十一月の二十八日には、アメリカがロッキーマウンテンの二兆バーレルの石油があると発表した。サウジアラビアの百七十倍。それで、三ドルなら開発ができないが、五ドルなら開発できる。

私は、大政治家であられる中曾根大臣の、その辺のお考えを伺つておきたいと思つた。私は、政治家として、明治の政治家は、アメリカに大砲を撃たせなかつたから日本はよくつた、植民地の経験がない、昭和の政治家はアメリカに大砲を撃たせたとつてゐるんです。だから、日本は焼け野原になつた。いま政治の歩み方を見ていると、日本というのは再び干上がる日が来るのじゃないか。

総理にも、これは言つたことがあるが、チヌメニから原油をもらつて、ほとんど日本は——私の大阪市なんて、下水の処理は八割重油でやっています。ある日、不可侵条約が破られたみたいに、バルブを締められると、この大都市の水処理所は、全部逆流します。一体どんな状態が起こるか。これは、ちり紙騒動どころの話ではない。

それに私は、やはり自由主義国同士の連携というもの——アメリカが今度は、石油で八七％、日本にユーロダラーを持つてきて、一ドルで四十円もつけたユダヤ人がいるという話です。日本は、アメリカの金庫の中に金があるなんていつて、ドルの紙だけ持つていて、ちよつとなまいきが過ぎたんじゃないか、こういう気がする。その余波が全部中小企業に寄つてきていますよ。

そして、いまこで九十七時間のストをやる。上は六万円から平均三万円の賃上げをしろ。わずかに二百万ですよ。あとの五千数百万の中小企業は一体どうするんだ。大企業の二百万が給料を上げたら、今度は、それにつれて中小企業は、おやじさん何としかしてくれという話になる。新聞で見たら六万円というおるじやないか。わずかな事業をやつていらつしやる方々が、ほんとにどうもみれなくなつてゐるのが、急に、おやじさん何とかしてくれと言われたら、資金の余力も何もない中

小企業にきつそく響いてくるのは、政治家がそういうことを——私にはつきり言わせれば、ばかなことだと思つてゐます。

とてもない裏切りをした。アメリカの祖国なんですよ、イスラエルは。アメリカの祖国イスラエルをいじめたら、二千年ぶりにこの地球上にユダヤ人の祖国をつくつた連中が、おこるのはあたりまえです。それは繊維でも何でも、通産大臣のころへどんなにね返りが来るのは、あたりまえだと私は思つております。

ですから、私は通産大臣にお願いをしたいことは——小麦でもソ連が三千万トンの輸入、アメリカがいまだあつて、各小麦市場全部押えて、いつの間にかソ連が三千万トン、二億石買ひ占めちやつた。中華人民共和国に至つては四億石、六千万トン買ひ占めたという話だ。クリスマスケーキがなぜ上がったか。世界的には中共とソ連が小麦の買ひ占めをやつたからなんです。私は通産行政の中でも、小さな民商の話から申し上げましたが、地球の上でも、そういうこつちで引つぱつて、こつちで落とすような戦略がどんどん進んでおります。

私は、それを、ひとつ大政治家であられる中曾根先生に——特にお若くてスマートで、声を聞いても鈴を振るようなさわやかさがあつて、その将来の総理に、私はひとつ心を持つてくださいたい。中小企業が困るのも政治家に心がなからず。私は、実は石油は、中曾根大臣に正直言つて、失敗ではなかつたかと思つてゐます。たいへんなことになつてきたな、これはアメリカをおこらしたなという気持ちです。

アメリカと結びついていけば、ロッキーマウンテン、ワイオミング、ユタの三州にわたつて二兆バーレルあるというのです。その二兆バーレルをけて、百五十億バーレルに飛びつた。その上、どろばうに追い銭をつけた。持つてゐるのはサウジアラビアですが、掘つてゐるやつ、見つけてゐるやつ、みんなユダヤ人です。ひとつ、その辺をお考えいただき、私の考えが間違つてお

りましたら、この際、御指導をいただいて、私の質問を終わりたいと思ひます。

○中曾根國務大臣 中山さん独特の発想法をいま聞きました、非常に勉強すべき点があるように思ひました。小麦から大豆から油に至るまで、世界的スケールでものを判断して、そうして、その中に流れる戦略を見抜いておる独特のやり方、なるほどそういうものもあるものかなと思つて、実は拝聴したところでありました。

しかし、政治家は、あらゆるソース、あらゆる情報に目をみはつて、国益をそこなわないように努力していかなければならぬと思つております。私も大いに謙虚に勉強していきたいと思ひます。

○中山(正)委員 ありがとうございます。国益というものは、私は長い目で見る必要があると思ひます。やはり井伊直弼という人のように、百年後に花の生涯といわれる人がほんとうの政治家だと思ひます。政治の政という字は正しい文章と書いてあります。ひとつ、その点をお願いして、おそくまでおつき合ひいただきましたことを、心から感謝をして質問を終わります。ありがとうございます。

○徳安委員長 次回は、明五日金曜日、午前十時より委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後八時七分散会

国土総合開発庁設置法案

国土総合開発庁設置法

(目的)

第一条 この法律は、国土総合開発庁の所掌事務の範囲及び権限を明確に定めるとともに、その所掌する行政事務を能率的に遂行するに足る組織を定めることを目的とする。

(設置)

第二条 国家行政組織法(昭和二十三年法律第二十号)第三条第二項の規定に基づいて、総理府の外局として、国土総合開発庁を設置する。

(任務)

第三條 国土総合開発庁は、国土の均衡ある発展を図り、豊かで住みよい地域社会の形成に寄与するため、国土の総合開発に関する行政を総合的に推進することをその主たる任務とする。

(所掌事務及び権限)

第四條 国土総合開発庁の所掌事務の範囲は、次のとおりとし、その権限の行使は、その範囲内で法律(法律に基づく命令を含む。)に従つてなされなければならない。

一 国土の総合開発に関する総合的かつ基本的な政策及び計画を企画し、立案し、及び推進すること。

二 人口及び産業が過度に集中している大都市の機能の改善に関する総合的かつ基本的な政策を企画し、立案し、及び推進すること。

三 地方における都市及び農山漁村の整備に関する総合的かつ基本的な政策を企画し、立案し、及び推進すること。

四 首都圏整備計画、近畿圏整備計画及び中部圏開発整備計画の実施に関する事務について必要な調整を行ない、及びその実施を推進すること。

五 東北開発促進計画、九州地方開発促進計画、四国地方開発促進計画、北陸地方開発促進計画及び中国地方開発促進計画の実施に関する事務について必要な調整を行なうこと。

六 地価対策その他土地に関する総合的かつ基本的な政策を企画し、立案し、及び推進すること。

七 長期的な水の需給に関する総合的かつ基本的な政策及び計画を企画し、立案し、及び推進すること。

八 総合的な交通施設の体系の整備方針に関し、基本的な政策を企画し、立案し、及び推進し、並びに関係行政機関の事務を調整すること。

九 国土の総合開発に関する基本的な政策及び計画について、関係行政機関の事務の調整を行なうこと。

行なうこと。

十 国土総合開発計画に関する調査及び国土総合開発計画の実施の調整を行なうこと。

十一 総合的かつ計画的に実施すべき特定の地域の開発整備のための大規模な事業(北海道又は沖縄県の区域内において行なわれるものを除く。次号において同じ。)について、関係行政機関の事務の調整を行なうこと。

十二 総合的かつ計画的に実施すべき特定の地域の開発整備のための大規模な事業に係る政令で定める事業に関する経費について関係行政機関が行なう見積りの方針及び配分の計画の調整を行なうこと。

十三 全国的な幹線交通網を形成する政令で定める施設の整備に関する経費の見積りの方針の調整を行なうこと。

十四 災害に関する施策(他の行政機関の所掌に属するものを除く。)を企画し、立案し、及び推進し、並びに関係行政機関の災害に関する事務について必要な調整を行なうこと。

十五 首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律(昭和三十三年法律第九十八号)の施行に関する事務(他の行政機関の所掌に属するものを除く。)を処理すること。

十六 首都圏の既成市街地における工業等の制限に関する法律(昭和三十四年法律第十七号)の施行に関する事務を処理すること。

十七 近畿圏の既成都市区域における工場等の制限に関する法律(昭和三十九年法律第四百十四号)の施行に関する事務を処理すること。

十八 近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律(昭和三十九年法律第四百十五号)の施行に関する事務(他の行政機関の所掌に属するものを除く。)を処理すること。

十九 地価公示法(昭和四十四年法律第四十九号)の施行に関する事務を処理すること。

二十 不動産の鑑定評価に関する法律(昭和三十八年法律第五十二号)の施行に関する事務を処理すること。

務を処理すること。

二十一 不動産鑑定士特別試験及び不動産鑑定士補特別試験に関する法律(昭和四十五年法律第十五号)の施行に関する事務を処理すること。

二十二 次に掲げる法律(これらに基づく命令を含む。)に基づく内閣総理大臣の権限に属する事項について内閣総理大臣を補佐すること。

イ 国土総合開発法(昭和二十五年法律第二百十五号)

ロ 首都圏整備法(昭和三十一年法律第八十三号)

ハ 首都圏近郊緑地保全法(昭和四十一年法律第一号)

ニ 筑波研究学園都市建設法(昭和四十五年法律第七十三号)

ホ 近畿圏整備法(昭和三十八年法律第二百十九号)

ヘ 近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律

ト 近畿圏の保全区域の整備に関する法律(昭和四十二年法律第三十三号)

チ 琵琶湖総合開発特別措置法(昭和四十七年法律第六十四号)

リ 中部圏開発整備法(昭和四十一年法律第二百二号)

ヌ 中部圏の都市整備区域、都市開発区域及び保全区域の整備等に関する法律(昭和四十二年法律第二百二号)

ル 東北開発促進法(昭和三十二年法律第一百十号)

タ 低開発地域工業開発促進法(昭和三十六年法律第二百十六号)

レ 新産業都市建設促進法(昭和三十七年法律第二百十七号)

ソ 工業整備特別地域整備促進法(昭和三十九年法律第四百十六号)

ツ 特殊土壌地帯災害防除及び振興臨時措置法(昭和二十七年法律第九十六号)

ネ 離島振興法(昭和二十八年法律第七十二号)

ナ 豪雪地帯対策特別措置法(昭和三十七年法律第七十三号)

ラ 山村振興法(昭和四十年法律第六十四号)

ム 過疎地域対策緊急措置法(昭和四十五年法律第三十一号)

ウ 奄美群島振興特別措置法(昭和二十九年法律第八十九号)

エ 小笠原諸島復興特別措置法(昭和四十四年法律第七十九号)

オ 国防のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律(昭和四十七年法律第三十二号)

カ 国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)

キ 国土調査促進特別措置法(昭和三十七年法律第四十三号)

ク 水資源開発促進法(昭和三十六年法律第二百十七号)

律第九十七号(同法第十九条に規定する業務のうち東北地方に係る業務に関する部分に限る。)

テ 東北開発株式会社法(昭和十一年法律第十五号)

二十三 国土総合開発庁の所掌事務に関する調査及び研究に関する事務並びに国土総合開発庁の所掌事務に関する統計その他の資料の収集、整理及び保管に関する事務を行なうこと。

二十四 国土総合開発庁の所管行政に関する広報を行ない、部内の人事、会計及び庶務に関する事務を処理し、並びに職員に貸与する宿舍その他職員の厚生及び保健のために必要な施設を設け、かつ、これを管理すること。

二十五 前各号に掲げるもののほか、法律(法律に基づく命令を含む。)に基づき国土総合開発庁に属せられた事務を行なうこと。

(内部部局及び所掌事務)

第五条 国土総合開発庁に、長官官房及び次の五局を置く。

計画局

調整局

土地・水資源局

大都市圏整備局

地方振興局

2 長官官房においては、前条第十四号に規定する事務、同条第二十二号に規定する事務のうち同号ケからコまでに掲げる法律に係る事務、同条第二十三号に規定する事務(他の局の所掌に属するものを除く。)、同条第二十四号に規定する事務、庁務の総合調整に関する事務及び他の局の所掌に属しない事務をつかさどる。

3 計画局においては、前条第一号に規定する事務、同条第九号に規定する事務(調整局の所掌に属するものを除く。)、同条第二十二号に規定する事務のうち同号イに掲げる法律に係る事務及びこれらの事務の実施に関連して必要な同条第二十三号に規定する事務をつかさどる。

4 調整局においては、前条第八号に規定する事

務、同条第九号に規定する事務(公共施設その他の施設の整備に関する計画に係るものに限る。)、同条第十号、第十二号及び第十三号に規定する事務並びにこれらの事務の実施に関連して必要な同条第二十三号に規定する事務をつかさどる。

5 土地・水資源局においては、前条第六号、第七号及び第十九号から第二十一号までに規定する事務、同条第二十二号に規定する事務のうち同号オからマまでに掲げる法律に係る事務並びにこれらの事務の実施に関連して必要な同条第二十三号に規定する事務並びに土地鑑定委員会の庶務に関する事務をつかさどる。

6 大都市圏整備局においては、前条第二号及び第四号に規定する事務、同条第十一号に規定する事務(首都圏、近畿圏又は中部圏の地域に係る事業に係るものに限る。)、同条第十五号から第十八号までに規定する事務、同条第二十二号に規定する事務のうち同号ロからヌまでに掲げる法律に係る事務並びにこれらの事務の実施に関連して必要な同条第二十三号に規定する事務をつかさどる。

7 地方振興局においては、前条第三号及び第五号に規定する事務、同条第十一号に規定する事務(大都市圏整備局の所掌に属するものを除く。)、同条第二十二号に規定する事務のうち同号ルからノまで、エ及びテに掲げる法律に係る事務並びにこれらの事務の実施に関連して必要な同条第二十三号に規定する事務をつかさどる。

第六号 土地・水資源部に、水資源部を置く。

2 水資源部においては、第四条第七号に規定する事務、同条第二十二号に規定する事務のうち同号ヤ及びマに掲げる法律に係る事務並びにこれらの事務の実施に関連して必要な同条第二十三号に規定する事務をつかさどる。

(長官)

第七条 国土総合開発庁の長は、国土総合開発庁長官とし、國務大臣をもつて充てる。

2 国土総合開発庁長官(以下長官)という。は、

国土の総合開発を図るため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し必要な資料の提出及び説明を求めることができる。

3 長官は、特に必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、国土の総合開発に関する重要事項について勧告し、及びその勧告に基づいてとつた措置について報告を求めることができる。

4 長官は、前項の規定により勧告した重要事項に関し特に必要があると認めるときは、内閣総理大臣に対し当該事項について内閣法(昭和二十二年法律第五号)第六条の規定による措置がとられるよう意見を具申することができる。

(特別な職)

第八条 長官官房に、官房長を置く。

2 官房長は、命を受け、長官官房の事務を掌理する。

3 調整局及び地方振興局に、それぞれ次長一人を置く。

4 次長は、局長を助け、局務を整理する。

5 地方振興局に、東北開発株式会社監理官一人を置く。

6 東北開発株式会社監理官は、命を受け、東北開発株式会社法第二十四条に定める事務を行なう。

(附屬機関)

第九条 土地鑑定委員会は、国土総合開発庁の附屬機関として置かれるものとし、その設置の目的は、次に掲げるとおりとする。

一 地価公示法、不動産の鑑定評価に関する法

律及び不動産鑑定士特別試験及び不動産鑑定士補特別試験に関する法律の規定によりその権限に属せられた事項を行なうこと。

二 長官の諮問に依りて不動産の鑑定評価に関する重要事項を調査審議し、又は当該事項について長官に建議すること。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和四十八年七月一日から施行する。

(内閣法の一部改正)

第二条 内閣法の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「十九人」を「二十人」に改める。

(国家行政組織法の一部改正)

第三条 国家行政組織法の一部を次のように改正する。

第七条第四項に後段として次のように加える。

第二項の規定は、部にかえて局を置く庁の官房及び局について、これを準用する。

別表第一総理府の項中「首都圏整備委員会」を削り、「沖繩開発庁」を「国土総合開発庁」に改める。

(総理府設置法の一部改正)

第四条 総理府設置法(昭和二十四年法律第二百十七号)の一部を次のように改正する。

目次中「第十六条の六」を「第十六条の三」に改める。

第十五条第一項の表中北陸地方開発審議会の項の次に次のように加える。

項の次に次のように加える。

第十五条第一項の表中離島振興対策審議会の項の次に次のように加える。

奄美群島振興審議会

奄美群島振興特別措置法(昭和二十九年法律第八十九号)の規定によりその権限に属せしめられた事項を行なうこと。

小笠原諸島復興審議会

小笠原諸島復興特別措置法(昭和四十四年法律第七十九号)の規定によりその権限に属せしめられた事項を行なうこと。

第十六条の四から第十六条の六までを削る。
第十七条中「首都圏整備委員会」を削り「沖繩開発庁」を「国土総合開発庁」に改める。

国土総合開発庁

国土総合開発庁設置法(昭和四十八年法律第

号)

(経済企画庁設置法の一部改正)

第五条 経済企画庁設置法(昭和二十七年法律第二百六十三号)の一部を次のように改正する。

第四條中第十五号から第十五号の六までを削り、第十六号を第十五号とし、第十七号を削り、第十八号を第十六号とし、同条第十九号中「第十五号から前号までを」前「二」に改め、同号を同条第十七号とし、同号の次に次の一号を加える。

十八 電源開発促進法(昭和二十七年法律第二百八十三号)に基づく内閣総理大臣の権限の行使について補佐すること。

第四條中第二十号及び第二十号の二を削り、第二十一号を第十九号とする。

第五條中「六局」を「五局」に改め、「総合開発局」を削る。

第九條を次のように改める。

第九條 削除

第十二條第三項及び第四項を削る。

(建設省設置法の一部改正)

第六條 建設省設置法(昭和二十三年法律第一百三十号)の一部を次のように改正する。

第三條第一号中「国土計画」を「建設省の所管行政に係る国土計画」に改め、同条第十八号中「宅地制度」を「宅地の供給」に改め、同条第十八号の四から第十八号の六までを削り、第十八号の七を第十八号の四とする。

第四條第三項中「同条第五号の五に規定する事務のうち新市街地の造成を目的とする土地区

第十八條の表中首都圏整備委員会の項を削り、沖繩開発庁の項の次に次のように加える。

画整理事業(幹線街路その他の重要な公共施設で都市計画において定められたものの用に供する土地の造成を主たる目的とするものを除く。次条第三項において同じ。)の実施、指導、助成及び監督に関するもの、前条第五号の十一及び第五号の十二に規定する事務、同条を「同条第五号の十一、第五号の十二、第六号の六」に、「第十八号の七」を「第十八号の四」に改め、同条第四項中「第五号の四までに規定する事務、同条第五号の五に規定する事務(計画局の所掌に属するものを除く。)、同条第五号の六から」を削り、「同条第五号の十に規定する事務及び同条第六号」を並びに同条第五号の十、第六号から第六号の五まで及び第七号に改める。

第四條の二第一項中「計画局に宅地部を」を削り、同条第三項を削り、同条第四項を第三項とし、第五項を第四項とする。

第十條第一項の表住宅宅地審議会の項中「宅地制度、不動産の鑑定評価」を「宅地の供給」に改め、同表中土地鑑定委員会の項を削る。

(自治省設置法の一部改正)

第七條 自治省設置法(昭和二十七年法律第二百六十一号)の一部を次のように改正する。

第四條第一項中第十一号の二を削り、第十一号の三を第十一号の二とし、第十一号の四及び第十四号の六を削り、第十四号の七を第十四号の六とし、第十四号の八を第十四号の七とし、第十四号の九を削る。

第九條中第十七号を削り、第十八号を第十七号とし、第十九号を削り、第二十号を第十八号とする。

第十條第一項中第五号の三を削り、第五号の四を第五号の三とし、第五号の五を第五号の四とし、第五号の六を削る。

第二十三條の三を削り、第二十三條の四を第二十三條の三とし、第二十三條の五を削る。

(国土総合開発法の一部改正)

第八條 国土総合開発法の一部を次のように改正する。

本則中「経済企画庁長官」を「国土総合開発庁長官」に改める。

第七條の二第二項中「建設大臣」を「国土総合開発庁長官」に改める。

第十四條第一項中「首都圏整備計画」及び「首都圏整備委員会」を削り、同条第二項中「北陸地方開発促進計画」の下に「首都圏整備計画」を加える。

(首都圏整備法の一部改正)

第九條 首都圏整備法の一部を次のように改正する。

目次中「首都圏整備委員会」を「首都圏整備審議会」に改める。

第二章 首都圏整備委員会を「第二章 首都圏整備審議会」に改める。

本則(第十八條を除く。)中「委員会」を「内閣総理大臣」に、「委員会規則」を「総理府令」に改める。

第三條から第十七條までを次のように改める。

第三條から第十七條まで 削除

第十八條の見出しを「設置及び所掌事務」に改め、同条第一項中「委員会」を「総理府に、附属機関として」に改め、同条第二項及び第三項を次のように改める。

2 審議会は、内閣総理大臣の諮問に應じ、首都圏整備計画の策定及び実施に関する重要事項その他審議会の権限に属せられた事項に

ついて調査審議する。

3 審議会は、首都圏整備計画の策定及び実施に関する重要事項について内閣総理大臣に意見を述べることができる。

第十九條に見出しとして「組織及び運営」を附し、同条第一項中「四十八人」を「四十九人」に改め、同条第三号中「十一人」を「十二人」に改める。

第三十條の次に次の一条を加える。

(国会に対する報告等)

第三十條の二 政府は、毎年度、国会に対し首都圏整備計画の策定及び実施に関する状況を報告するとともに、その概要を公表しなければならない。

(首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律の一部改正)

第十條 首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律の一部を次のように改正する。

本則(第十八條の二第一項及び第三十五條を除く。)中「首都圏整備委員会」を「国土総合開発庁長官」に、「委員会規則」を「総理府令」に改める。

第十八條の二第一項中「首都圏整備委員会規則(以下「委員会規則」という。)」を「総理府令」に改める。

第三十五條中「首都圏整備委員会」を「国」に改める。

(首都圏の既成市街地における工業等の制限に関する法律の一部改正)

第十一條 首都圏の既成市街地における工業等の制限に関する法律の一部を次のように改正する。

第八條第二項中「首都圏整備委員会その他の」を「国土総合開発庁長官及び」に改め、同条第三項中「首都圏整備委員会の委員長」を「国土総合開発庁長官」に改める。

第十四條中「首都圏整備委員会及びその他の」を削る。

(首都圏近郊緑地保全法の一部改正)

第十二条 首都圏近郊緑地保全法の一部を次のように改正する。

本則(第三条第一項から第四項まで及び第四条第一項を除く。中「委員会」を「国土総合開発庁長官」に改める。

第三条第一項中「首都圏整備委員会(以下「委員会」という。))を「内閣総理大臣」に改め、同条第二項から第四項までの規定中「委員会」を「内閣総理大臣」に改める。

第四条第一項中「委員会」を「内閣総理大臣」に改める。

第八条第一項中「首都圏整備委員会規則」を「総理府令」に改める。

(筑波研究学園都市建設法の一部改正)
第十三条 筑波研究学園都市建設法の一部を次のように改正する。

本則(第四条第一項及び第三項並びに第十二条を除く。中「委員会」を「内閣総理大臣」に「委員会規則」を「総理府令」に改める。

第四条第一項中「首都圏整備委員会(以下「委員会」という。))を「内閣総理大臣」に改め、同条第三項中「委員会」を「内閣総理大臣」に「首都圏整備委員会規則(以下「委員会規則」という。))」を「総理府令」に改める。

第十二条中「委員会」を「政府」に、「第十五条」を「第三十条の二」に改める。

(近畿圏整備法の一部改正)
第十四条 近畿圏整備法の一部を次のように改正する。

目次中「近畿圏整備本部」を「削除」に改める。
第二章を次のように改める。

第二章 削除

第三条から第五条まで 削除

第九条の見出し中「立案及び」を削り、同条中第一項を削り、第二項を第一項とし、同項の次に次の一項を加える。

2 内閣総理大臣は、近畿圏整備計画を決定するに必要があると認めるときは、関係行政機関の長、関係地方公共団体及び関係の

ある事業を営む者(以下「関係事業者」という。))に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他の必要な協力を求めることができる。

(近畿圏の既成都市区域における工場等の制限に関する法律の一部改正)
第十五条 近畿圏の既成都市区域における工場等の制限に関する法律の一部を次のように改正する。

第七条第二項及び第三項中「近畿圏整備長官」を「国土総合開発庁長官」に改める。

第十三条中「近畿圏整備長官及び」を削る。

(近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律の一部改正)
第十六条 近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律の一部を次のように改正する。

第二十五条第二項及び第三項、第三十四条第一項、第三十八条第二項、第三十九条第二項並びに第四十条中「内閣総理大臣」を「国土総合開発庁長官」に改める。

(近畿圏の保全区域の整備に関する法律の一部改正)
第十七条 近畿圏の保全区域の整備に関する法律の一部を次のように改正する。

第六条第二項中「近畿圏整備長官」を「国土総合開発庁長官」に改める。

第七条第一項、第八項及び第九項、第八条第五項並びに第十二条第二項中「内閣総理大臣」を「国土総合開発庁長官」に改める。

(琵琶湖総合開発特別措置法の一部改正)
第十八条 琵琶湖総合開発特別措置法の一部を次のように改正する。

第三条第一項、第四条第一項、第三項及び第五項並びに第十一条第二項及び第三項中「近畿圏整備長官」を「国土総合開発庁長官」に改める。

(中部圏開発整備法の一部改正)
第十九条 中部圏開発整備法の一部を次のように改正する。

目次中「中部圏開発整備本部」を「削除」に改め

る。
第二章を次のように改める。

第二章 削除

第三条から第五条まで 削除

第十条及び第十一条第二項中「中部圏開発整備長官」を「国土総合開発庁長官」に改める。

第十二条第二項中「中部圏開発整備長官」を「内閣総理大臣」に改める。

(首都圏、近畿圏及び中部圏の近郊整備地帯等の整備のための国の財政上の特別措置に関する法律の一部改正)
第二十条 首都圏、近畿圏及び中部圏の近郊整備地帯等の整備のための国の財政上の特別措置に関する法律(昭和四十一年法律第百十四号)の一部を次のように改正する。

第五条第四項中「首都圏整備委員会委員長、近畿圏整備長官及び中部圏開発整備長官」を「国土総合開発庁長官」に改める。

(東北開発促進法の一部改正)
第二十一条 次に掲げる法律の規定中「経済企画庁長官」を「国土総合開発庁長官」に改める。

一 東北開発促進法第十条

二 九州地方開発促進法第十条

三 四国地方開発促進法第十条

四 北陸地方開発促進法第十条

五 中国地方開発促進法第十条

(後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律の一部改正)
第二十二條 後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律(昭和三十六年法律第百十二号)の一部を次のように改正する。

第三条第四項中「経済企画庁長官」を「国土総合開発庁長官」に改める。

十一年法律第八十三号)第二条第一項の規定による首都圏の地域内(以下「首都圏の地域内」という。))及び「又は首都圏整備委員会」を削り、同条第四項中「又は首都圏の地域内」及び「又は首都圏整備委員会」を削り、同条第七項中「又は首都圏の地域内」を削り、「関係都道府県知事及び」を「道知事及び」に改め、「又は首都圏整備委員会」を削る。

(新産業都市建設促進法の一部改正)
第二十四条 新産業都市建設促進法の一部を次のように改正する。

本則中「経済企画庁長官」を「国土総合開発庁長官」に改める。

第三条第一項中「又は首都圏整備法(昭和三十一年法律第八十三号)第二条第一項の規定による首都圏の地域内(以下「首都圏の地域内」という。))及び「又は首都圏整備委員会」を削る。

第十条第二項及び第四項中「又は首都圏の地域内」及び「又は首都圏整備委員会」を削る。

(工業整備特別地域整備促進法の一部改正)
第二十五条 工業整備特別地域整備促進法の一部を次のように改正する。

第三条第三項ただし書を削り、同条第四項中「経済企画庁長官」を「国土総合開発庁長官」に改め、同条第五項を削る。

(特殊土じよう地帯災害防除及び振興臨時措置法及び離島振興法の一部改正)
第二十六条 次に掲げる法律の規定中「経済企画事務次官」を「国土総合開発事務次官」に改める。

一 特殊土じよう地帯災害防除及び振興臨時措置法第六條第一項

二 離島振興法第十一条第一項

(豪雪地帯対策特別措置法の一部改正)
第二十七条 豪雪地帯対策特別措置法の一部を次のように改正する。

第十条中「経済企画庁長官」を「国土総合開発庁長官」に改める。

(過疎地域対策緊急措置法の一部改正)
第二十八条 過疎地域対策緊急措置法の一部を次

のように改正する。

第二項、第五項第四項、第六項第四項から第六項まで、第七項及び第八項中「自治大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

(奄美群島振興特別措置法の一部改正)

第二十九條 奄美群島振興特別措置法の一部を次のように改正する。

本則及び別表中「自治大臣」を「内閣総理大臣」に、「自治省」を「総理府」に改める。

第八條第一項中「二十人」を「二十一人」に改める。

(小笠原諸島復興特別措置法の一部改正)

第三十條 小笠原諸島復興特別措置法の一部を次のように改正する。

本則中「自治大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第十一條第一項を次のように改める。

内閣総理大臣の諮問に応じて旧島民の帰島及び小笠原諸島の復興に關し重要な事項を調査審議するため、総理府に、小笠原諸島復興審議會(以下「審議會」という。)を置く。

第二十一條中「自治省」を「総理府」に改める。

(小笠原諸島の復興に伴う法令の適用の暫定措置等に関する法律の一部改正)

第三十一條 小笠原諸島の復興に伴う法令の適用の暫定措置等に関する法律(昭和四十三年法律第八十三号)の一部を次のように改正する。

第二十六條第三項及び第二十七條中「自治大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

(防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律の一部改正)

第三十二條 防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律の一部を次のように改正する。

第三條第一項、第四項及び第五項中「自治大臣」を「内閣総理大臣」に改め、同條第六項中「自治省令」を「総理府令」に改め、同條第七項中「自治大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

(地価公示法の一部改正)

第三十三條 地価公示法の一部を次のように改正

する。

本則中「建設省令」を「総理府令」に、「建設大臣」を「国土総合開発庁長官」に改める。

第十二條中「建設省」を「国土総合開発庁」に改める。

第十三條第一項中第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 国土総合開発庁長官の諮問に応じて不動産の鑑定評価に關する重要事項を調査審議すること。

第十三條に次の一項を加える。

3 委員会は、不動産の鑑定評価に關する重要事項について、国土総合開発庁長官に建議することができる。

第二十條中「建設省計画局」を「国土総合開発庁土地・水資源局」に改める。

(不動産の鑑定評価に関する法律の一部改正)

第三十四條 不動産の鑑定評価に関する法律の一部を次のように改正する。

本則中「建設大臣」を「国土総合開発庁長官」に、「建設省令」を「総理府令」に、「建設省」を「国土総合開発庁」に改める。

第十四條の見出し、第二十一條の見出し及び第三十四條の見出し中「省令」を「総理府令」に改める。

(水資源開発促進法の一部改正)

第三十五條 水資源開発促進法の一部を次のように改正する。

第二條第二項中「経済企画庁長官」を「国土総合開発庁長官」に改める。

第十一條の第三項中「首都圏整備委員会」を「首都圏整備審議会」に改める。

(水資源開発公団法の一部改正)

第三十六條 水資源開発公団法の一部を次のように改正する。

第五十六條及び第六十條中「経済企画庁長官」を「国土総合開発庁長官」に改める。

(道路整備緊急措置法の一部改正)

第三十七條 道路整備緊急措置法(昭和三十三年

法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

第二條第三項中「及び経済企画庁長官」を「経済企画庁長官及び国土総合開発庁長官」に、「については経済企画庁長官」を「については経済企画庁長官及び国土総合開発庁長官」に改める。

(治山治水緊急措置法の一部改正)

第三十八條 治山治水緊急措置法(昭和三十五年法律第二十一号)の一部を次のように改正する。

第三條第四項中「経済企画庁長官」の下に「及び国土総合開発庁長官」を加える。

(港湾整備緊急措置法の一部改正)

第三十九條 港湾整備緊急措置法(昭和三十六年法律第二十四号)の一部を次のように改正する。

第三條第三項中「経済企画庁長官」の下に「及び国土総合開発庁長官」を加える。

(下水道整備緊急措置法の一部改正)

第四十條 下水道整備緊急措置法(昭和四十二年法律第四十一号)の一部を次のように改正する。

第三條第三項中「経済企画庁長官」の下に「環境庁長官及び国土総合開発庁長官」を加える。

(都市公園等整備緊急措置法の一部改正)

第四十一條 都市公園等整備緊急措置法(昭和四十七年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

第三條第三項中「経済企画庁長官」の下に「及び国土総合開発庁長官」を加える。

(廃棄物処理施設整備緊急措置法の一部改正)

第四十二條 廃棄物処理施設整備緊急措置法(昭和四十七年法律第九十五号)の一部を次のように改正する。

第三條第三項中「経済企画庁長官」の下に「環境庁長官及び国土総合開発庁長官」を加える。

(国土開発幹線自動車道建設法の一部改正)

第四十三條 国土開発幹線自動車道建設法(昭和三十三年法律第六十八号)の一部を次のように改正する。

第十三條第一項中「二十九人」を「三十一人」に改め、同條第三項中第十一号を第十三号とし、第十号を第十二号とし、第九号を第十一号とし、

第八号の次に次の二号を加える。

九 環境庁長官
十 国土総合開発庁長官

第十三條第四項中「第十一号」を「第十三号」に改める。

(鉄道敷設法の一部改正)

第四十四條 鉄道敷設法(大正十一年法律第三十七号)の一部を次のように改正する。

第六條第一項中「二十八人」を「三十人」に改め、同條第二項中「及経済企画事務次官」を「経済企画事務次官、環境事務次官及国土総合開発事務次官」に改める。

第九條第一項中「十四人」を「十五人」に改める。

(電源開発促進法の一部改正)

第四十五條 電源開発促進法の一部を次のように改正する。

第十條第一項中「十五人」を「十六人」に改め、同條第三項中第八号を第九号とし、第七号の次に次の一号を加える。

八 国土総合開発庁長官

第十條第四項中「第八号」を「第九号」に改める。

(森林開発公団法の一部改正)

第四十六條 森林開発公団法(昭和三十一年法律第八十五号)の一部を次のように改正する。

第十八條第三項中「経済企画庁長官」を「国土総合開発庁長官」に改める。

(特別職の職員の給与に関する法律の一部改正)

第四十七條 特別職の職員の給与に関する法律(昭和二十四年法律第二百五十二号)の一部を次のように改正する。

第一條第十一号の二及び第十八号の二を削る。

別表第一官職名の欄中「首都圏整備委員会の常勤の委員」を削る。

(経過措置)
第四十八條 この法律の施行の際現にこの法律による改正前の国土総合開発法、首都圏整備法、首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律、首都圏の既成市街地における工

業等の制限に関する法律、首都圏近郊緑地保全法、筑波研究学園都市建設法、近畿圏整備法、近畿圏の既成都市区域における工場等の制限に関する法律、近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律、近畿圏の保全区域の整備に関する法律、琵琶湖総合開発特別措置法、中部圏開発整備法、新産業都市建設促進法、過疎地域対策緊急措置法、奄美群島振興特別措置法、小笠原諸島復興特別措置法、小笠原諸島の復興に伴う法令の適用の暫定措置等に関する法律、防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律、地価公示法、不動産の鑑定評価に関する法律（不動産鑑定士特別試験及び不動産鑑定士補特別試験に関する法律において準用する場合を含む。）又は水資源開発公団法（以下「国土総合開発法等」と総称する。）の規定により国の機関がした許可、承認、指定その他の処分又は通知その他の行為は、この法律による改正後の国土総合開発法等の相当規定に基づいて、相当の国の機関がした許可、承認、指定その他の処分又は通知その他の行為とみなす。

2 この法律の施行の際現にこの法律による改正前の国土総合開発法等の規定により国の機関に対してされている申請、届出その他の行為は、この法律による改正後の国土総合開発法等の相当規定に基づいて、相当の国の機関に対してされた申請、届出その他の行為とみなす。

第四十九条 この法律の施行の際現に効力を有する首都圏整備委員会規則、建設省令又は自治省令で、この法律による改正後の国土総合開発法等の規定により総理府令で定めるべき事項を定めておけるものは、この法律の施行後は、総理府令としての効力を有するものとする。

第五十条 従前の首都圏整備委員会、首都圏整備審議会及びその委員、建設省の土地鑑定委員会並びにその委員長、委員及び試験委員、自治省の奄美群島振興審議会並びにその会長及び委員並びに自治省の小笠原諸島復興審議会並びにその

の会長、委員及び特別委員は、それぞれ総理府又は国土総合開発庁の相当の機関及び職員となり、同一性をもつて存続するものとする。

理由

国土の総合開発に関する行政を総合的に推進する事務を行なわせるため、総理府の外局として、国土総合開発庁を設置する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

内閣法等の一部を改正する法律案

内閣法等の一部を改正する法律

（内閣法の一部改正）

第一条 内閣法（昭和二十二年法律第五号）の一部を次のように改正する。

第十二条第二項中「庶務」の下に、「閣議に係る重要事項に関する基本的な方針の企画」を加える。

第十三条の次に次の一条を加える。

第十三条の二 内閣官房に、内閣参与三人以内を置くことができる。

2 内閣参与は、内閣の重要政策に関し、内閣総理大臣に進言し、及び内閣総理大臣の命を受けて、内閣総理大臣に意見を具申する。

第十四条の二第三項中「命を受けて」の下に「閣議に係る重要事項に関する基本的な方針の企画及び」を、「掌る」の下に「ほか、特に命を受けたときは、内閣参与の職務を助ける」を加える。

（国家公務員法の一部改正）

第二条 国家公務員法（昭和二十二年法律第二百一十号）の一部を次のように改正する。

第二条第三項第四号の次に次の一号を加える。

四の二 内閣参与

（特別職の職員の給与に関する法律の一部改正）
第三条 特別職の職員の給与に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十二号）の一部を次のように改正する。

第一条第四号の次に次の一号を加える。

四の二 内閣参与

別表第一官職名の欄中「内閣法制局長官」を「内閣法制局長官」に改める。

（内閣法制局設置法の一部改正）

第四条 内閣法制局設置法（昭和二十七年法律第二百五十二号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「四部」を「四局」に、
第二部
第三部
第四部

「第一局」を「第二局」に改め、同条第二項中「部」を「局」に改める。

第五項中「部」を「局」に、「部長」を「局長」に改める。

附則
この法律は、公布の日から施行する。

理由
行政監理委員会の答申の趣旨にかんがみ、内閣参与の制度を設ける等内閣の機能の強化を図る等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

靖国神社法案
靖国神社法

第一章 総則（第一条―第九条）
第二章 役員及び職員（第十条―第十八条）
第三章 評議員会（第十九条―第二十一条）
第四章 業務（第二十二条―第二十四条）
第五章 財務及び会計（第二十五条―第三十三条）
第六章 監督（第三十四条―第三十五条）
第七章 雑則（第三十六条）
第八章 罰則（第三十七条―第三十九条）

附則
第一章 総則
（目的）
第一条 靖国神社は、戦没者及び国事に殉じた人々の英霊に対する国民の尊崇の念を表わすため、その道徳をしのび、これを勉め、その業績をたたえる儀式行事等を行ない、もつてその偉業を永遠に伝えることを目的とする。

（解釈規定）
第二条 この法律において「靖国神社」という名称を用いたのは、靖国神社の創建の由来にかんがみその名称を踏襲したのであって、靖国神社を宗教団体とする趣旨のものと解釈してはならない。

（戦没者等の決定）
第三条 第一条の戦没者及び国事に殉じた人（以下「戦没者等」という。）は、政令で定める基準に従い、靖国神社の由出に基づいて、内閣総理大臣が決定する。

（法人格）
第四条 靖国神社は、法人とする。

（非宗教性）
第五条 靖国神社は、特定の教義をもち、信者の教化育成をする等宗教的活動をしてはならない。

（事務所）
第六条 靖国神社は、主たる事務所を東京都に置く。

（登記）
第七条 靖国神社は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

（名称の使用制限）
第八条 靖国神社でない者は、靖国神社という名称又はこれに類似する名称を用いてはならない。

（民法の準用）
（民法の準用）

第九条 民法(明治二十九年法律第八十九号)第四十四條(法人の不法行為能力)及び第五十條(法人の住所)の規定は、靖国神社について準用する。

第二章 役員及び職員

(役員)

第十条 靖国神社に、役員として、理事長一人、理事五人以内及び監事二人以内を置く。

(役員の職務及び権限)

第十一条 理事長は、靖国神社を代表し、その業務を総理する。

2 理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して靖国神社の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行なう。

3 監事は、靖国神社の業務を監査する。

4 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は内閣総理大臣に意見を提出することができる。

(役員の任命及び任期)

第十二条 理事長及び監事は、内閣総理大臣が任命する。

2 理事は、内閣総理大臣の認可を受けて、理事長が任命する。

3 役員の任期は、三年とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 役員は、再任されることが出来る。

(役員の欠格事項)

第十三条 次の各号の一に該当する者は、役員となることが出来ない。

一 政府又は地方公共団体の職員(非常勤の者を除く。)

二 禁治産者及び準禁治産者

三 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けることがなくなるまでの者

(役員の解任)

第十四条 内閣総理大臣又は理事長は、それぞれの任命に係る役員が前条各号の一に該当するに至つたときは、その役員を解任しなければならない。

至つたときは、その役員を解任しなければならない。

2 内閣総理大臣又は理事長は、それぞれの任命に係る役員が次の各号の一に該当するとき、その役員が役員たるに適しないと認めるときは、その役員を解任することができる。

一 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。

二 職務上の義務違反があるとき。

3 理事長は、前項の規定により理事を解任しようとするときは、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

(役員兼職禁止)

第十五条 役員は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。ただし、内閣総理大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

(代表権の制限)

第十六条 靖国神社と理事長との利益が相反する事項については、理事長は、代表権を有しない。この場合には、監事が靖国神社を代表する。

(職員の任命)

第十七条 靖国神社の職員は、理事長が任命する。

(役員及び職員の地位)

第十八条 靖国神社の役員及び職員は、刑法明治四十年法律第四十五号(その他の罰則)の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第三章 評議員会

(評議員会)

第十九条 靖国神社に、評議員会を置く。

2 評議員会は、十人以内の評議員で組織する。

3 次に掲げる事項については、理事長は、あらかじめ、評議員会の意見をきかなければならない。

一 第三条の規定による戦没者等の決定についての申出

二 業務方法書

三 収支予算及び業務計画

四 第二十二條第二項の規定により認可を受けべき業務

五 第二十四條の規定による業務の運営及び執行に関する規程の制定及び変更

六 第三十條に規定する借入金

七 第三十一條第二項に規定する重要な財産の処分等

八 その他規程で定めた事項

4 前項に規定する事項のほか、評議員会は、理事長の諮問に応じ、又は必要と認める事項について、理事長に意見を述べることが出来る。

(評議員)

第二十條 評議員は、戦没者等の遺族及び学識経験を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

2 評議員の任期は、三年とする。ただし、補欠の評議員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 評議員は、再任されることが出来る。

4 内閣総理大臣は、評議員が第十四條第二項各号の一に該当するとき、その他評議員が評議員たるに適しないと認めるときは、その評議員を解任することができる。

(評議員会の会議)

第二十一條 評議員会は、理事長が招集する。

2 評議員会は、評議員の五過による会長を置く。

3 評議員会は、評議員の過半数の出席がなければ、その議事を開き、議決することが出来ない。

4 評議員会の議事は、出席評議員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

5 この章に規定するもののほか、評議員会の議事の手続その他その運営に関し必要な事項は、会長が評議員会にはかつて定める。

第四章 業務

(業務の範囲)

第二十二條 靖国神社は、第一条の目的を達成するため、創建以来の伝統をかえりみつつ、次の業務を行なう。

一 戦没者等の名簿等を奉安すること。

二 戦没者等についてその遺徳をしのび、これを慰めるための儀式行事を行なうこと。

三 戦没者等についてその事績をたたえ、これに感謝するための儀式行事を行なうこと。

四 その属する施設を維持管理すること。

五 前各号の業務に附帯する業務

2 靖国神社は、前項の業務のほか、内閣総理大臣の認可を受けて、第一条の目的を達成するために必要な業務を行なうことができる。

(業務方法書)

第二十三條 靖国神社は、業務開始の際、業務方法書を作成し、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の業務方法書に記載すべき事項は、総理府令で定める。

(規程)

第二十四條 靖国神社は、その業務の運営及び執行に関し必要があると認めるときは、内閣総理大臣の承認を受け、規程を定めることができる。これを変更しようとするときも、同様とする。

第五章 財務及び会計

(会計年度)

第二十五條 靖国神社の会計年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。

(予算等の認可)

第二十六條 靖国神社は、毎会計年度、収支予算及び業務計画を作成し、当該会計年度の開始前に、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。これに重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

(決算)

第二十七條 靖国神社は、毎会計年度の決算を翌年度の五月三十一日までに完結しなければならない。

(財産目録等)

第二十八條 靖国神社は、毎会計年度、財産目録を作成し、これに予算の区分に従い作成した決算報告書を添え、監事の意見をつけて、決算完

結後一月以内に内閣総理大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

(余剰金の運用)

第二十九条 靖国神社は、次の方法による場合を除くほか、業務上の余剰金を運用してはならない。

一 国債その他内閣総理大臣の指定する有価証券の取得

二 銀行への預金又は郵便貯金

(借入金)

第三十条 靖国神社は、借入金(当該会計年度内の収入で償還する一時の借入金を除く。)をしようとするときは、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

(財産の管理及び処分等)

第三十一条 靖国神社は、規程の定めるところにより、その財産を特殊財産、基本財産及び普通財産に区分し、その管理をしなければならない。

2 靖国神社は、前項の財産のうち総理府令で定める重要な財産を譲渡し、交換し、又は担保に供しようとするときは、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

(経費の負担等)

第三十二条 国は、政令で定めるところにより、予算の範囲内において、第二十二條第一項の業務に要する経費の一部を負担する。

2 国は、靖国神社に対し、政令で定めるところにより、予算の範囲内において、第二十二條第二項の業務に要する経費の一部を補助することができる。

3 地方公共団体は、靖国神社に対し、第二十二條の業務に要する経費の一部を補助することができる。

(総理府令への委任)

第三十三条 この法律に規定するもののほか、靖国神社の財務及び会計に関し必要な事項は、総理府令で定める。

第六章 監督

(監督)

第三十四条 靖国神社は、内閣総理大臣が監督する。

2 内閣総理大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、靖国神社に対して、その業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

(報告及び検査)

第三十五条 内閣総理大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、靖国神社に対してその業務に関し報告をさせ、又はその職員に靖国神社の事務所その他の施設に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他必要な物件を検査させることができる。

2 前項の規定により職員が立入検査をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第七章 雑則

(大蔵大臣との協議)

第三十六条 内閣総理大臣は、次の場合には、あらかじめ、大蔵大臣と協議しなければならない。

一 第二十六條、第三十条又は第三十一條第二項の規定による認可をしようとするとき。

二 第二十八條の規定による承認をしようとするとき。

三 第二十九條第一号の規定による指定をしようとするとき。

四 第三十三條の規定により総理府令を定めようとするとき。

第八章 罰則

(罰則)

第三十七条 第三十五條第一項の規定による報告を求められて、報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした靖国神社の役員又は職員は、三万円以下の罰金に処する。

第三十八条 次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした靖国神社の役員は、三万円以下の過料に処する。

一 この法律の規定により内閣総理大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかつたとき。

二 第七條第一項の政令の規定に違反して登記することを怠つたとき。

三 第二十二條に規定する業務以外の業務を行つたとき。

四 第二十九條の規定に違反して業務上の余剰金を運用したとき。

五 第三十四條第二項の規定による内閣総理大臣の命令に違反したとき。

第三十九條 第八條の規定に違反した者は、一万円以下の過料に処する。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(靖国神社の設立)

第二条 内閣総理大臣は、靖国神社の理事長又は監事となるべき者を指名する。

2 理事長となるべき者として指名された者は、内閣総理大臣の認可を受けて、靖国神社の理事となるべき者を指名する。

第三条 理事長及び理事となるべき者として指名された者は、靖国神社を設立するために必要な事務を処理しなければならない。

第四条 この法律の施行の際現に東京都千代田区九段北三丁目一番一号に事務所を有する宗教法人靖国神社(以下「宗教法人靖国神社」という。)は、理事長及び理事となるべき者として指名された者に対して、靖国神社において宗教法人靖国神社の一切の権利及び義務を承継すべき旨を申し出ることができる。

2 前項の申出は、宗教法人靖国神社規則に定めるところの不動産又は財産目録に掲げる宝物を処分する場合の決議の手続の例により、しなければならない。

第五条 理事長及び理事となるべき者として指名された者は、前条第一項の規定による申出があつたときは、遅滞なく、内閣総理大臣の認可を申請しなければならない。

第六条 前条の規定による認可の申請があつたときは、内閣総理大臣は、靖国神社の儀式行事等の大綱について、靖国神社審議会(以下「審議会」という。)に諮問してこれを決定しなければならない。

第七条 審議会は、総理府に置く。

2 審議会は、内閣総理大臣の諮問に応じて、靖国神社の儀式行事等の大綱について調査審議する。

3 審議会は、会長及び委員十二人以内をもつて組織する。

4 会長及び委員は、学識経験のある者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

5 内閣総理大臣に対して審議会から答申があつたときは、会長及び委員は、その任務を終了するものとする。

6 前各号に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、政令で定める。

第八条 内閣総理大臣は、附則第六條の規定による決定をしたときは、理事長及び理事となるべき者として指名された者に対してその旨を通知するとともに、附則第五條の規定による申請について認可するものとする。

第九条 理事長となるべき者として指名された者は、附則第五條の認可があり、かつ、靖国神社の設立の準備が完了したときは、遅滞なく、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。

第十条 靖国神社は、前条の規定による設立の登記をすることによつて成立する。

第十一条 理事長、理事又は監事となるべき者として指名された者は、靖国神社の成立の時ににおいて、この法律の規定により、それぞれ理事長、理事又は監事に任命されたものとする。

第十二條 宗教法人靖国神社の一切の権利及び義務

務は、靖国神社の成立の時に於いて靖国神社に承継されるものとし、宗教法人靖国神社は、その時に於いて解散するものとする。この場合において、他の法令中法人の解散及び清算に関する規定は、適用しない。

2 前項の規定により宗教法人靖国神社が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。

(経過規定)

第十三条 前条第一項の規定により宗教法人靖国神社が解散した時に於いて宗教法人靖国神社に承継されていた人は、第三条の手續を要しない。靖国神社の成立の時に於いて同条により決定された戦没者等とする。

第十四条 この法律の施行の際現に靖国神社という名称又はこれに類似する名称を使用している者については、第八条の規定は、靖国神社の成立の日から起算して六月を経過する日までは、適用しない。

第十五条 靖国神社の最初の会計年度は、第二十

五条の規定にかかわらず、靖国神社の成立の日が始まり、その成立の日以後最初の三月三十一日に終わるものとする。

第十六条 靖国神社の最初の会計年度の収支予算及び業務計画については、第二十六条中「当該会計年度の開始前に」とあるのは、「靖国神社の成立後遡及なく」とする。

第十七条 附則第十二条第一項の規定により靖国神社が権利を承継する場合における当該承継に係る不動産又は自動車取得税を課することができない。

(他の法律の一部改正)

第十八条 総理府設置法(昭和二十四年法律第二百七号)の一部を次のように改正する。

第六条第十六号の三の次に次の一号を加える。

十六の四 靖国神社に関すること。

第十五条第一項の表中中央交通安全対策会議の項の次に次のように加える。

靖国神社審議会

靖国神社法(昭和四十七年法律第 号)附則第七条の規定によりその権限に属せしめられた事項を行なうこと。

第十九条 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表中野菜生産出荷安定資金協会の項の次に次のように加える。

靖国神社

靖国神社法(昭和四十七年法律第 号)

第二十条 法人税法(昭和四十年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表中水資源開発公団の項の次に次のように加える。

靖国神社

靖国神社法(昭和四十七年法律第 号)

第二十一条 印紙税法(昭和四十二年法律第二十三号)の一部を次のように改正する。

別表第二中木船相互保険組合の項の次に次のように加える。

靖国神社

靖国神社法(昭和四十七年法律第 号)

第二十二条 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

別表第二中水資源開発公団の項の次に次のように加える。

靖国神社

靖国神社法(昭和四十七年法律第 号)

第二十三条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第二十五条第一項第一号中「農地開発機械公団」の下に、「靖国神社」を加える。

第七十二条の四第一項第三号中「日本育英会」を「靖国神社、日本育英会」に改める。

第七十三条の四第一項に次の一号を加える。

二十七 靖国神社が靖国神社法(昭和四十七年法律第 号)第二十二條第一項に規定する業務の用に供する不動産

第二百九十六条第一項第一号中「農地開発機械公団」の下に、「靖国神社」を加える。

第三百四十八条第二項に次の一号を加える。

三十一 靖国神社が靖国神社法第二十二條第一項に規定する業務の用に供する固定資産

理由

戦没者及び国事に殉じた人人の英霊に対する国民の尊崇の念を表わすため、その遺徳をしのび、これを慰め、その事績をたたえる儀式行事等を行ない、その偉業を永遠に伝えることを目的とする靖国神社を設けることとする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

本案施行に要する経費 本案施行に要する経費としては、平年度約二億円の見込みである。

昭和四十九年五月九日印刷

昭和四十九年五月十日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局